

学 生 便 覧

2019年度入学生用



富 山 国 際 大 学

この「学生便覧」は、卒業まで必要なものです。
紛失しないよう気をつけてください。

富山国際大学校歌

♩=80~96 (のびのびと、きびきびと)

mp *mf* *p* *f* *mf* *f* *ff*

1. こ し の ね の 二 さ え て り か が や く あ さ 二 こ
2. こ し の ね の は 二 ひ か り あ や な す あ そ 二 こ

し の ね の は 二 さ え て り か が や く 二 あ そ さ ら さ う

や る か な し る き ひ と こ み は す め よ し の じ つ は わ れ に ち

さ う や る け は し い さ や き ま よ ら な る ち せ い の う

た た わ れ ら う た は ん わ れ ら う た は ん

富山国際大学校歌

大島 文雄 作詞
石桁真礼生 作曲

一、高志の嶺の
芽えて輝く朝
さやかなる 眸は澄めよ
真実は 我にさやけし
いざや 清らなる 知性の歌
われら 歌はん

二、高志の野は
光彩なす空
うるはしき 情は匂へ
この生くる 生命うるはし
いざや 誠ある こころの歌
われら 歌はん

本学の校章は、21世紀を眺望し人材を育成する富山国際大学をイメージしています。
下の4つの文字が表現されています。



富山国際大学の頭文字…T
インターナショナル…I
文化・コミュニケーション…C
社会に貢献する人…人

富山国際大学の沿革

～時代の潮流と富山国際大学の変遷～

平成 2 年	人間形成に不可欠な「文化」と「社会」の二領域を重視し、「国際文化学科」「社会学科」で構成される「人文学部」をもって建学。
平成 12 年	時代の潮流に対応できる人材育成をめざし、「産業経営系コース」「情報系コース」「人間環境系コース」の 3 コースからなる「地域学部」を新設し、これまでの「人文学部」を、学術性・専門性を重視した「人文社会学部」に改組した 2 学部体制。
平成 16 年	国際化の進展に対応すべく国際系教育を充実、「人文社会学部」を「国際教養学部」に改組し、外国語専攻（英語コミュニケーション・コース、中国語コミュニケーション・コース）、国際交流専攻（異文化理解コース、人間理解コース）を設置。
平成 20 年	グローバル社会に対応すべく「地域学部」と「国際教養学部」を統合して「現代社会学部」を東黒牧キャンパスに設置し、「観光専攻」、「環境デザイン専攻」、「経営情報専攻」の 3 専攻を設置。
平成 21 年	少子高齢化社会に対応すべく、次世代育成のための「子ども育成学部」を呉羽キャンパスに設置。

東黒牧キャンパスと呉羽キャンパス

富山国際大学は、東黒牧キャンパスと呉羽キャンパスの 2 つのキャンパスから成っています。

東黒牧キャンパスは、平成 2 (1990) 年富山国際大学の創設にあたってのデザイン・ポリシーに基づいて構築され、呉羽キャンパスは、学校法人富山国際学園の前身である学校法人富山女子短期大学（昭和 38 (1963) 年創設）以来の伝統を引き継いでいます。現在は、東黒牧キャンパスに現代社会学部を設置し、呉羽キャンパスに子ども育成学部を設置しています。

目 次

富山国際学園の建学の精神	1
富山国際大学の基本理念	1
富山国際大学の使命・目的	1
富山国際大学の教育理念・目標	1
富山国際大学の教育に関する各方針について	2
富山国際大学副専攻プログラムについて	6
「大学コンソーシアム富山」の単位互換制度の活用について	7
2019年度 学年暦・学務日程（東黒牧キャンパス・呉羽キャンパス）	8
富山国際大学の成績評価に基づく学修指導・支援について	12

【東黒牧キャンパス】

I. 現代社会学部

1. 学部の教育理念と目標	14
2. 学部のカリキュラム・ポリシー	14
3. 4つの専攻と専攻所属の決定	15
4. 授業の履修と単位制度	15
5. 進級要件・卒業要件	16
6. 履修登録	17
7. 科目履修のルール	18
8. 認定による単位の修得	20
9. 試験・レポート	22
10. 成績評価及び成績発表	23
11. 演習（ゼミ）担当教員について	23
12. 現代社会学部教育課程表	25
13. 富山国際大学現代社会学部授業科目の履修に関する規程	31
14. 教員組織	35
15. 施設利用案内	
15-1 図書館の利用案内	38
15-2 A.L. (Active Learning) 室の利用案内	39
15-3 学習サロンの利用案内	40
15-4 大学会館の利用案内（「大学会館使用規程」）	40

【呉羽キャンパス】

Ⅱ. 子ども育成学部

1. 学部の教育理念・目標	41
1-1 学部の設置目的	41
1-2 教育理念・目標	41
1-3 学部がめざす人材像	41
1-4 学部のカリキュラム・ポリシー	41
2. 学部の教育課程	43
2-1 教育課程の編成方針及び特色	43
2-2 教育課程の編成	43
2-3 学部がめざす人材像と教育課程の対応	44
2-4 教育課程の体系	44
3. 3年次編入学	45
4. 履修のしかた	45
4-1 単位制度と卒業要件	45
4-2 履修に関する注意と心得	46
4-3 成績評価及び成績発表	47
4-4 履修指導計画	48
5. 子ども育成学部教育課程表	49
6. 免許・資格等履修	52
6-1 子ども育成学部で取得できる免許・資格等の種類と授与条件	52
6-2 教職課程の履修計画と登録	53
6-3 保育士養成課程の履修計画と登録	54
6-4 社会福祉士国家試験受験資格取得の履修計画と登録	55
6-5 スクールソーシャルワーク教育課程の履修計画と登録	56
6-6 社会福祉主事任用資格の取得について	57
7. 子ども育成学部履修規程・細則	59
(1) 富山国際大学子ども育成学部授業科目の履修に関する規程	59
(2) 富山国際大学子ども育成学部子ども育成学科教職課程に関する履修規程	63
(3) 富山国際大学保育士養成課程の履修に関する規程	69
(4) 富山国際大学社会福祉士に関する科目の履修規程	72
(5) 富山国際大学スクールソーシャルワーク教育課程における科目の履修規程	73
8. 教員組織	74
9. 図書館利用案内	77
10. E館 子ども育成棟の利用ガイド	78

【東黒牧キャンパス・呉羽キャンパス共通事項】

Ⅲ. 学業・学費等に関する注意及び手続き

1. 学生証	79
2. 本学からの連絡	79
2-1 掲示板	79
2-2 一斉メールシステムによる緊急連絡	79
2-3 外部からの電話による取次	79
3. 学費及び納入等	79
3-1 学費等	79

3-2	納期	80
3-3	納入方法	80
3-4	未納者に対する処置	80
4.	学籍異動	80
4-1	休学	80
4-2	復学	80
4-3	退学	80
4-4	除籍	80
4-5	欠席	81
5.	証明書類の発行	81
5-1	各種証明書	81
5-2	学生旅客運賃割引証（学割証）	81
5-3	通学証明書	81
6.	奨学金	83
6-1	奨学金制度	83
6-2	日本学生支援機構の奨学金	83
7.	遺失物・拾得物	83
8.	掲示物の規格及び掲示期間に関する内規	83

IV. キャリア支援及び国際交流・留学について

1.	キャリア支援センター	84
1-1	キャリア支援センター利用案内	84
1-2	キャリア科目	84
2.	国際交流センター	85
2-1	国際交流センターで行っている業務	85
2-2	国際交流センターの所在場所と利用時間	85
3.	国内留学について	85

V. 学内におけるネットワークの利用について

1.	情報センター	86
1-1	情報センターで行っている業務	86
1-2	ネットワークの利用について	86
1-3	東黒牧キャンパス コンピュータ室・メディアコーナーの利用について	86
1-4	東黒牧キャンパス 情報コンセント・無線LAN設備について	87
1-5	インターネット利用についての注意	87
1-6	利用方法の詳細と質問	87

VI. 通学・日常生活に関する注意

1.	車輛通学	88
1-1	東黒牧キャンパス	88
1-2	呉羽キャンパス	88
2.	健康管理	89
2-1	東黒牧キャンパス : 健康管理センター 呉羽キャンパス : 健康管理センター（富山短期大学保健室 G館1階）	89
2-2	定期健康診断	89
2-3	東黒牧キャンパス : カウンセリング室 呉羽キャンパス : カウンセリング室（富山短期大学学生相談室 G館1階）	89
2-4	飲酒について	89

2-5	喫煙について	89
2-6	薬物乱用防止について	89
2-7	A E D（自動体外式除細動器）について	90
3.	保険	90
3-1	学生教育研究災害傷害保険	90
3-2	学研災付帯賠償責任保険	90
4.	アパート・下宿	90
5.	アルバイト	90
5-1	アルバイトの紹介	90
5-2	アルバイトでの注意	91
6.	ハラスメント等の防止について	
6-1	ハラスメントとは	91
6-2	被害にあった時は・・・	91
6-3	相談窓口及び担当者	92
7.	悪質な商法に関する注意	92

VII. 課外活動

1.	課外活動に関する諸注意	93
1-1	課外活動に関する規則	93
1-2	政治活動・宗教活動の禁止	94
1-3	学内施設・備品の使用	94
2.	学生団体の結成・解散	94
3.	クラブ・サークル活動	94
4.	学友会について	95

VIII. 学則及び学生に関連する諸規程

1.	富山国際大学学則	96
2.	富山国際大学副専攻プログラムに関する規程	104
3.	富山国際大学学籍異動手続きに関する規程	108
4.	富山国際大学学生表彰規程	110
5.	富山国際大学学生表彰規程細則	111
6.	富山国際大学学生の不正行為にかかる取扱規程	112
7.	富山国際大学学生の懲戒に関する規程	114
8.	富山国際大学学費等の納入に関する規則	116

IX. 富山国際大学の組織・機構及び建物の配置図・平面図

1.	富山国際大学の組織・機構	118
2.	大学建物の配置図及び平面図	119
2-1	東黒牧キャンパス	119
2-2	呉羽キャンパス	127

富山国際学園の建学の精神

「高い知性と広い教養、健全にして豊かな個性」

学校法人富山国際学園は、富山国際大学、富山短期大学、富山国際大学付属高校、富山短期大学附属みどり野幼稚園の4つの教育機関から成り、幼児期から青年期まで地域の保育・教育を担う富山県内随一の私立総合学園として、地域とともに歩み、地域にとってなくてはならない存在となっています。

富山国際学園は、前身である富山女子短期大学が昭和38(1963)年に県内初の私立大学として設立されて以来の伝統を守り、設立当時の建学の理念を踏襲し、「高い知性と広い教養、健全にして豊かな個性」を建学の理念としています。

「知性」は物事を考え、理解し、判断する能力を表し、人間と他の動物とを区別する最も重要な属性です。「教養」は人間が持つべき知識・常識と自然や文化への幅広い造詣を表し、社会で活躍するための知的基盤となります。

「個性」は他の人とは違う、その個人にしかない性格・性質を表し、個人の社会的自立を支えます。その意味で、「高い知性」「広い教養」「健全で豊かな個性」は、人間が人間らしさを発揮し、社会の中で生きていくために備えるべき最も重要な属性であり、富山国際学園が求め、また目指している人格形成のあり方を表しています。

富山女子短期大学の開学式典(昭和39(1964)年)に合わせて制定された校歌でも、「清らなる知性」や「誠あるこころ」を謳い、建学の精神を受け継ぎつつ、今日でも学園の教育機関共通の校歌となっています。

富山国際大学の基本理念

「共存・共生の精神と知性を磨く教育を基本に、時代の潮流に対応できる、健全にして個性豊かな人材を育成して、国際社会及び地域社会の発展に寄与する」

富山国際大学の設立にあたって、「地球規模で考え、地域に根ざして行動すべき時代にあって、世界のいかなる人々とも友好関係を結びうる人間を育てる」ことが必要であるとして、「世界の国々の違ったものが違ったままで共存できる原理」や「人間・自然環境などが共生する社会の原理」を探求し、学ぶ場の創造が構想されました。こうした構想のもと、国際的視野に立脚した人間形成を基本に時代の潮流に対応できる人材を育成して、国際社会と地域社会へ貢献することを目指し、世界や地域に開かれた大学として、本学が平成2(1990)年に設立されました。

富山国際学園の建学の精神と大学の設立当時の理念を生かして、富山国際大学の基本理念としています。「共存・共生の精神」は、異なる文化の世界間、異なる国々や地域間の「共存」、そして同じ生活の場での人間同士、また人間と自然環境との「共生」というように、自立しつつ他者と共に在る人間の生き方を支える基本原理であると同時に、国際社会や地域社会への貢献を目指す富山国際大学にふさわしい精神です。また、グローバル化が進み、自然環境との調和が求められる21世紀社会の中での生き方を追求する点からも今日的な意味を持っています。

富山国際大学の使命・目的

「国際化、情報化、少子高齢化、環境との共生といった時代の潮流を受けとめた教育研究や人材育成により、国際社会及び地域社会の発展に貢献すること」を使命とし、「教育基本法及び学校教育法にのっとり深く専門の学術を研究し、国際社会及び地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする」(学則第1条)

富山国際大学の教育理念・目標

「共存・共生の精神と知性を磨き、健全にして個性豊かな人格を形成することを基本的な教育理念として、国際化、情報化、少子高齢化、環境との共生の時代において、国際社会及び地域社会の発展に貢献できる人間を育成する」

以上の建学の精神、基本理念などを踏まえ、本学全体の教養教育の理念・目標は、次のようにしています。

富山国際大学の教養教育の理念・目標

- ① 共存・共生の精神と知性を磨き、健全にして個性豊かな人格を形成するため、また国際化、情報化、少子高齢化、環境との共生の時代において、国際社会及び地域社会の発展に貢献できる人間を育成するために必要な「教養」を身につける。
- ② 社会の発展に貢献できる人としての教養を身につけるために、富山国際大学では「共存・共生へのアプローチ科目群」「時代の潮流へのアプローチ科目群」「キャリア・実務科目群」「教養演習科目群」の4つの科目群を設置する。

富山国際大学の教育に関する各方針について

富山国際大学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）について、次のように定めています。

1. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

富山国際大学（以下、「本学」という）は、「共存・共生の精神と知性を磨く教育を基本に、時代の潮流に対応できる、健全にして個性豊かな人材を育成して、国際社会及び地域社会の発展に寄与する」ことを、基本理念に掲げている。

このような基本理念を踏まえて、所属学部教育課程所定の単位を修得したうえで、以下のような資質・能力を身につけることを目標とする。

各学部の卒業認定・学位授与の方針は、この全学の方針を踏まえて定める。

●人間性の向上（DP1）

共存・共生の精神のもと時代の潮流に対応できるよう、人間として必要な知識や教養、思考力・表現力、倫理観を身につける。

●専門性の向上（DP2）

各学部のそれぞれの教育目標に基づき、講義、演習、実習を通して、専門分野に関わる基本的知識・技能や知的学識を習得し、専門的素養を身につける。

●社会性の向上（DP3）

大学内外での学修を通じて、人々と協力して課題などを解決できる、社会性を持ち自立した人間になったと実感できる力を身につける。

各学部のディプロマ・ポリシーは、各学部のページに記載していますので確認してください。

2. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

卒業認定・学位授与の方針に基づき、教養科目、専門科目を体系的に編成して、講義、演習、実習科目等を適切に配置し、効果的な授業の実施を図る。

- (1) 教養科目に、「共存・共生へのアプローチ科目群」、「時代の潮流へのアプローチ科目群」、及び「教養演習科目群」を設ける。
- (2) 各学部の専門科目を、学部や専攻の専門分野の修得に適した科目群に分け、体系的に授業科目を配置する。
- (3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うために、教養科目の中に「キャリア科目群」を設ける。また、重点的に育成する全学共通の基礎的・汎用的能力として、コミュニケーション能力、協働力、課題解決力を設定し、これらの能力の向上を図るため、各授業科目でどの能力を伸ばすかをシラバスで明示する。

各学部の教育課程編成・実施の方針は、この全学の教育課程編成・実施の方針及び各学部の卒業認定・学位授与の方針に基づき、定めることとし、各授業科目が卒業認定・学位授与の方針に定められたどの能力・素養の向上に寄与するかをシラバスで明示する。

授業の実施にあたっては、対話型授業、演習・反復型授業、グループ学習、地域フィールドワーク、授業外学習指導や自主学習等、多様な教育方法による効果的学びを採り入れることとし、各授業科目でどのような教育方法を採用するかをシラバスで明示する。

各学部のカリキュラム・ポリシーは、各学部のページに記載していますので確認してください。

3. 入学者の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

○ 富山国際大学の教育理念・目標

富山国際大学では、「共存・共生の精神と知性を磨き、健全にして個性豊かな人格を形成することを基本的な教育理念として、国際化、情報化、少子高齢化、環境との共生の時代において、国際社会及び地域社会の発展に貢献できる人間を育成する」ことを教育目標としています。

このような人材を育成するために、次のような入学者を求めています。

○ 求める人物像

- ① 大学教育を受けるにふさわしい基礎学力を有し、学ぶ意欲および目的意識を持つ人
- ② 知性、教養を身に付け、個性豊かな人間をめざし、自己を高める努力をする人
- ③ 国際社会や地域社会の発展に貢献できるよう、専門的・実践的な知識や技術の取得に意欲を持つ人

4. 本学での学びの特色

本学での学びの特色は、『**社会につなげる学び**』を重視して行われます。



社会につなげる学び

● 実学・実務重視型教育による学び:

人間の実生活、現実社会の実態に即した実学を通じて個性を磨くことを重視しています。そのため、演習・実習科目、学外や外国での研修やインターンシップ、能力検定や資格取得のための実務的科目などを取り入れ、体験や経験を積み重ねることによる学習効果の向上や実践的能力の養成を図ります。

● 産業県・教育県富山の強みを活かした学び:

「地域で学ぶ」「地域に学ぶ」「地域で育つ」を合い言葉に、日本海側で有数の産業県、また教育県である富山県の優れた学習環境を活かした教育の実践に努めています。

● キャリア教育の充実で人生設計を支援:

様々なキャリア教育の実施やポートフォリオの活用などを通して、自己理解・自己発見を図り、社会的・職業的自立を目指した社会人基礎力や就業力の育成に努めています。

● 外国語能力、国際感覚の育成:

英語の活用能力をはじめ、社会で役立つ語学教育や異文化研修などを通して国際感覚を磨きます。幅広い国際交流を促進するという観点から、現代社会学部では中国語、韓国語、ロシア語、フランス語を第2外国語と位置付け、その活用能力の向上に努めています。

5. 本学が育成する基礎的・汎用的能力



コンピテンシー とは

英語で「能力」や「適格性」を意味する言葉ですが、大学では「学生が卒業時に身に付けるべき基礎的・汎用的な能力」の意味に使われます。単に知識を習得するだけではなく、それを活用できる能力ともいえます。

具体的なコンピテンシーには様々な能力がありますが、本学では、学んだ知識や技能を活用して、卒業後に社会で活躍するために鍵（Key）となる主要なコンピテンシーを、特にキー・コンピテンシー（Key Competency）と呼び、教養科目、専門科目を通じていずれの授業科目においてもどのような能力が伸ばせるか、また重要であるかを明確にしています。

本学の育成する全学共通のキー・コンピテンシーは次の3つです。

コミュニケーション力

他者とコミュニケーションを円滑に行うことができる能力で、日本語や外国語の言語力（話す力、聴く力、表現力など）、プレゼンテーション力、会話力をはじめ、挨拶などのマナーも含まれます。

協働力

複数の者が共通の目標に向かって、共に力を合わせて活動する能力で、チームワーク、対人配慮力、発信力、傾聴力、交渉力などを含む。

課題解決力

大学内外での学修を通じて、人々と協力して課題などを解決できる、社会性を持ち自立した人間になったと実感できる力を身につける。

○この他に、子ども育成学部では、『人間理解力』と『教育支援力』を加えています。

人間理解力

乳幼児から学童など教育支援の対象としての子どもの発達と、子どもが育つ環境としての家庭や地域社会について理解する力を指す。

教育支援力

子どもを育て、教え、支えていくための理念・知識・技術を総合した実践的な力を指す。

また、これ以外で特に重視する能力を授業科目毎に指定することもできるようにしています。

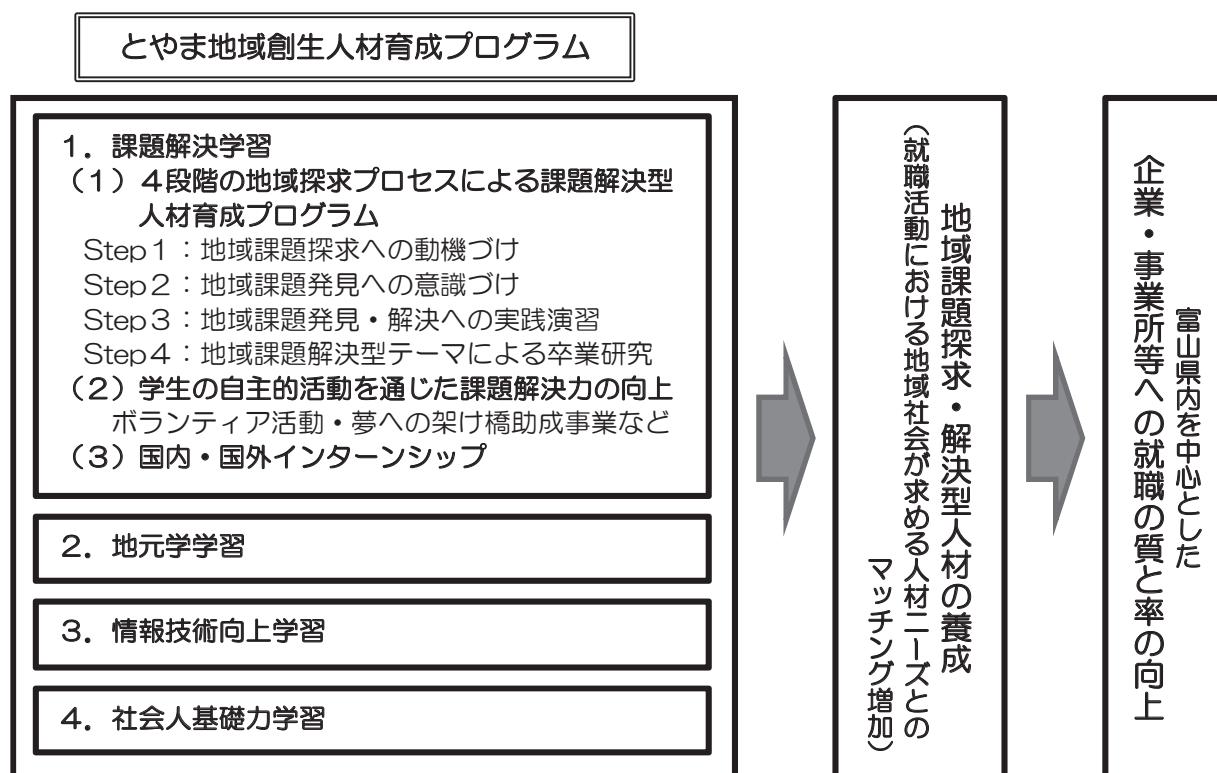
6. 「地(知)の拠点大学」としての富山国際大学の新たな取組みについて

本学は、平成 27 年度に文部科学省から「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」*で「地(知)の拠点大学」に認定されています。

この「地(知)の拠点大学」として、本学では次のような取組みを行います。

1. 富山地域の企業等が学生に求める「**5つの能力**」(問題分析力・課題解決力・コミュニケーション力・協働力・遂行力)を強化します。また、体系化した「とやま地域創生人材育成プログラム」を実施して、それらの能力の達成度を指標化します。
2. このプログラムは、教育カリキュラムと学生の自主的活動を含めて「**課題解決学習**」「**地元学学習**」「**情報技術向上学習**」「**社会人基礎力学習**」の4部門で構成(概要図参照)し、学年進行に伴って実践的に課題解決をする力を養っていく学習スタイルを提供します。特に卒業研究では、地域課題を探究し解決する実践型テーマに取り組みます。
3. この事業は、富山県内の高等教育機関が参加・協力して実施し、県内大学の学生に協働演習やインターンシップなどの学びを提供しつつ、地方自治体や企業団体等と連携して、地元就職率の向上と地元定着性の高い人材の輩出を目指しています。

【概要図】



※「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」とは、大学が地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を行う大学の取組を支援することで、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的とする事業です。その中心的役割を担うのが、「地(知)の拠点大学」です。

《注意》

「とやま地域創生人材育成プログラム」学習では「地域志向科目」の設定を行っています。それらの科目は、それぞれの学部の教育課程表に示していますので確認してください。

富山国際大学副専攻プログラムについて

所属する学部学科の教育課程（主専攻）に沿って学習する科目の枠を越えて、特定の分野やテーマ、学際的な分野等について体系的にまとめられたプログラムを副専攻といいます。

所属する学部学科の教育課程（主専攻）

現代社会学部

観光専攻
環境デザイン専攻
経営情報専攻

子ども育成学部

小学校教育分野
保育・幼児教育分野
社会福祉分野

学位記

（卒業証書）

副専攻プログラム

グローバル人材
育成プログラム

地域創生人材
育成プログラム

プログラム
修了認定書

プログラム活用の幅広い学びで、
広い視野と国際社会や地域社会で活躍できる人材を育成する。

本学では、副専攻において、次のプログラムを設定しています。

なお、副専攻プログラムを修了した学生には、所属学部での卒業が認められた場合、卒業時に学位記（卒業証書）と併せてプログラム修了認定書が授与されます。

グローバル人材育成プログラム

国際社会で活躍できる人材を育成

- 外国語コミュニケーション能力を有する人材
- 国際的に活動できる実践能力を有する人材
- 地域の国際化に貢献できる人材

海外留学や実践活動で外国語能力と実践力向上！

学部の専門分野に加えて、意欲ある学生が取り組むプログラム（副専攻）です。
体系的な教育プログラムのもとで、次の3つの課題にチャレンジします。

- （1）外国語科目及び多文化共生科目を一定単位以上修得する。
【修了要件】成績評価指標 GPA が基準以上であること。
- （2）海外留学や海外体験、学内外活動などを通して、国際活動実践力を身につける。
【修了要件】6ヶ月以上の海外留学を行う。または、それに相当する国際交流実習、異文化研修、海外インターンシップ等を行う。
- （3）高い外国語能力を身につける。
【修了要件】TOEIC スコア 600 点以上（TOEFL など、その他の技能検定も TOEIC レベルに準じる）。
730 点以上は「グレード S」を認定する。

プログラム修了証書の授与

国際的に活躍できる『グローバル人材』として本学が認定

地域創生人材育成プログラム

- 地域社会の発展に貢献できる人材を育成**
■地域創生で活躍できるリーダーとなり得る人材
■課題解決力と実践能力のある人材

地域課題を探究し、課題解決力を身につける！

学部の専門分野に加えて、意欲ある学生が取り組むプログラム（副専攻）です。
体系的な教育プログラムのもとで、次の3つの課題にチャレンジします。

- (1) 地域志向科目及び地域関連科目を一定単位以上修得する。
【修了要件】成績評価指標 GPA が基準以上であること。
- (2) 地域での積極的な実践活動を行い、地域活動実践力を養う。
地域でのボランティア活動、地域活性化のための活動等を行う。
【修了要件】活動をポイント化し、一定以上のポイントを獲得すること。
- (3) 地域課題解決のための調査研究活動（卒業研究等）を行い、課題解決力の向上を図る。
【修了要件】学外委員を含めた審査において、優れた成果として認められること。

プログラム修了証書の授与 地域で活躍できる『地域創生推進士』として本学が認定

【注意事項】

1. 2つのプログラムの修了認定を受けるためには、いずれも履修申請書を提出する必要があります。
2. 2つのプログラムのそれぞれの修了要件の詳細については、「グローバル人材育成プログラム」はP105に、「地域創生人材育成プログラム」はP106に記載されていますので、よく読んでください。
3. 本プログラムの規程については、P104～107を参照してください。
4. 不明なことがありましたら、ゼミ担当教員、東黒牧キャンパスでは教務課、呉羽キャンパスでは呉羽キャンパス事務室に尋ねてください。

「大学コンソーシアム富山」の単位互換制度の活用について

単位互換制度とは、他の大学が開講する科目を履修し、所属大学の単位として認定される制度です。「大学コンソーシアム富山」に参加する富山県内の7つの高等教育機関（富山大学、富山県立大学、高岡法科大学、富山国際大学、富山短期大学、富山福祉短期大学、富山高等専門学校）では単位互換協定を締結し、次の単位互換科目を設けて、単位取得できるようにしています。本学では、他大学等で取得した単位を認定できることになっています。

他大学の開講する有益で、特色ある科目を履修し、異なる分野の知識の獲得やより幅の広い学びを通して、学識を深めるために役立ててください。

(1) 「大学コンソーシアム富山」共同授業科目

地域関連科目をはじめ富山県内の大学の学生に有益で、特色ある授業科目を科目開講大学が提供し、「大学コンソーシアム富山」に参加する7機関の学生が共同で受講するものです。夏休み等の休業期間中に集中講義で、多くの学生が履修できる会場で実施します。

2019年度は、各科目の講義要綱（シラバス）と履修願の提出方法について別途掲示版等でお知らせしますので、積極的に履修してください。

(2) 各機関提供授業科目

各機関（受入大学）が自ら開講する授業科目の中から、他の大学（派遣大学）の学生も履修できるように、単位互換科目として提供する授業科目です。履修学生は受入大学に出向いて、開講時間に合わせて受講します。

年度初めに、大学コンソーシアム富山HP（<http://www.consortium-toyama.jp/>）より各機関提供授業科目の一覧表と履修願の提出方法についてお知らせします。各科目の講義要綱（シラバス）を確認のうえ、提出期日までに履修願を提出ください。

2019年度 学年暦・学務日程 【東黒牧キャンパス】 (現代社会学部)

<前 期>

4月	1日(月)～2日(火) 2・3・4年次生	前期オリエンテーション 前年度 後期科目および通年科目成績発表
	3日(水)	4月入学生 入学式
	4日(木)～5日(金)	新入生オリエンテーション
	8日(月)	前期授業開始
	8日(月)～12日(金)	前期履修登録期間
	15日(月)	学生前期授業時間割表配付
	15日(月)～19日(金)	前期履修登録確認期間
6月	5日(水)	開学記念日・スポーツ文化交流会
	22日(土) (予定)	後援会定期総会
7月	24日(水)～26日(金)	9月卒業生 卒業論文提出期間 (提出先:教務課)
8月	1日(木)	前期授業調整日/前期授業終了
	2日(金)～7日(水)	前期末試験
	8日(木)～9月26日(木)	夏季休業
	21日(水)	1～4年次生 成績発表/前期末再試験受付
	28日(水)～29日(木)	前期末再試験
9月	20日(金) 11:00	9月卒業生 学位記授与式

※7月16日(火)は月曜授業を実施

<後 期>

9月	25日(水) 11:00	10月入学生 入学式
	27日(金) 1・2・3年次生	後期オリエンテーション 前期科目成績発表
	30日(月)	後期授業開始
	30日(月)～10月4日(金)	後期履修登録期間
10月	7日(月)	学生後期授業時間割表配付
	7日(月)～11日(金)	後期履修登録確認期間
	26日(土)～27日(日)	大学祭(保護者懇談会)
12月	27日(金)～翌年1月5日(日)	冬季休業
2020年	22日(水)～24日(金)	3月卒業生 卒業論文提出期間 (提出先:教務課)
1月	28日(火)・29日(水)	後期授業調整日
	29日(水)	後期授業終了
	30日(木)～2月5日(水)	後期末試験
2月	上旬	卒業論文発表会
	18日(火)	1～4年次生 成績発表/後期末再試験受付
	20日(木)～21日(金)	後期末再試験
3月	9日(月)	卒業および3年次進級発表
	18日(水)	3月卒業生 学位記授与式

※集中講義は、8月・9月・12月・2月のいずれかの休業期間中1科目当たり3、4日間程度で実施予定

※10月25日(金)は午後休講、10月28日(月)は午前休講 … 大学祭の準備・片付けのため

※10月28日(月)午後は金曜日授業

※12月25日(水)は月曜日の授業を実施

※1月16日(木)は月曜日の授業を実施

2019年度 富山国際大学 現代社会学部 学年暦

	前 期								後 期						
	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土
4月		オリエンテーション 1	2	4月入学式 3	新入生オリエンテーション 4	5	6	10月		後期授業開始 30	1	2	3	4	5
	7	前期授業開始 8	9	10	11	12	13		6	7	8	9	10	11	12
	14	15	16	17	18	19	20		13	14	15	16	17	18	19
	21	22	23	24	25	26	27		20	21	即位の礼 22	23	24	午後休講 25	大学祭 26
	28	29	退位の礼 30						27	大学祭 28	午前休講 午後全曜授業	29	30	31	
5月				即位の日 1	2	3	4	11月						1	2
	5	6	7	8	9	10	11		3	4	5	6	7	8	9
	12	13	14	15	16	17	18		10	11	12	13	14	15	16
	19	20	21	22	23	24	25		17	18	19	20	21	22	23
	26	27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30
6月							1	12月							
	2	3	4	開学記念日 スポーツ 文化交流会 5	6	7	8		1	2	3	4	5	6	7
	9	10	11	12	13	14	15		8	9	10	11	12	13	14
	16	17	18	19	20	21	22		15	16	17	18	19	20	21
	23	24	25	26	27	28	29		22	23	24	月曜授業 25	26	27	28
7月	30							2020年 1月	29	30	31				
		1	2	3	4	5	6					1	2	3	4
	7	8	9	10	11	12	13		5	6	7	8	9	10	11
	14	15	月曜授業 16	17	18	19	20		12	13	14	15	月曜授業 16	17	入試センター試験 18
	21	22	23	24	25	26	27		19	20	21	22	23	24	25
8月	28	29	30	31				2月	26	27	授業調整日 28	29	30	31	
					授業調整日 1	前期末試験 2	3								一般入試 1
	4	5	前期末試験 6	7	8	9	10		2	3	後期末試験 4	5	6	7	8
	11	12	13	お盆特別休暇 14	15	16	17		9	10	11	12	13	14	15
	18	19	20	追再試験発表 21	22	23	24		16	17	追再試験発表 18	19	20	後期末再試 21	22
9月	25	26	27	前期末再試 28	29	30	31	3月	23	24	25	26	27	28	29
	1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	9月卒業式 20	21		15	16	17	3月卒業式 18	19	20	21
	22	23	24	10月入学式 25	26	オリエン テーション 27	28		22	23	24	25	26	27	28
	29	後期授業開始 30							29	30	31				

■ : 授業期間 □ : 試験期間

2019年度 学年暦・学務日程【呉羽キャンパス】
(子ども育成学部)

<前期>

4月	1日(月)～2日(火)	前期オリエンテーション 前年度 後期科目および通年科目成績発表
	2・3・4年次生	
	3日(水)	4月入学生 入学式
	4日(木)～5日(金)	新入生オリエンテーション
	8日(月)	前期授業開始
	8日(月)～12日(金)	前期履修登録期間
	15日(月)	学生前期授業時間割表配付
	15日(月)～19日(金)	前期履修登録確認期間
	26日(金)	全学年 学部交流会
	26日(金)～27日(土)	オリエンテーション交流合宿
6月	5日(水)	開学記念日・スポーツ文化交流会
	22日(土) (予定)	後援会定期総会
8月	1日(木)	前期授業調整日
	2日(金)	前期授業終了
	5日(月)～9日(金)	前期末試験
	12日(月)～9月26日(木)	夏季休業
	26日(月)	1～4年次生成績発表／前期末再試験受付
	28日(水)～29日(木)	前期末再試験
9月	20日(金) 11:00	9月卒業生 学位記授与式

※7月16日(火)：月曜日の授業を実施

<後期>

9月	25日(水) 11:00	10月入学生 入学式
	27日(金)	1～4年次生 後期オリエンテーション 前期科目成績発表
	30日(月)	後期授業開始
	30日(月)～10月4日(金)	後期履修登録期間
10月	7日(月)	学生後期授業時間割表配付
	7日(月)～11日(金)	後期履修登録確認期間
	19日(土)～20日(日)	大学祭(19日保護者懇談会)
12月	24日(火)～26日(木)	卒業論文提出期間 (提出先：呉羽キャンパス事務室)
	27日(金)～翌年1月5日(日)	冬季休業
2020年		
1月	29日(水)～30日(木)	後期授業調整日
	30日(木)	後期授業終了
	31日(金)～2月6日(木)	後期末試験
2月	上旬	卒業論文発表会
	19日(水)	4年次生成績発表／後期末再試験受付
	20日(木)～21日(金)	4年次生再試験日
	21日(金)	1～3年次生 成績発表／後期末再試験受付
	25日(火)～26日(水)	1～3年次生 後期末再試験日
3月	2日(月)	卒業および3年次進級発表
	13日(金)	4年次生特別ガイダンス
	18日(水)	3月卒業生 学位記授与式

※10月10日(木) 月曜日の授業を実施

※10月18日(金) 午前授業調整日 午後大学祭準備のため休講

※12月25日(水) 金曜日の授業を実施

※1月17日(金) 1～3限目まで授業調整日 4時限目以降休講

※1月17日(金)・18日(土)・19日(日) 大学入試センター試験

※1月28日(火) 金曜日の授業を実施

2019(平成31)年度 富山国際大学 子ども育成学部 学年暦

前 期							後 期						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
4月	オリエンテーション	入学式	新入生オリエンテーション				10月	後期授業開始					
	1	2	3	4	5	6		30	1	2	3	4	5
	7	8	9	10	11	12		6	7	8	9	10	11
	14	15	16	17	18	19		13	14	15	16	17	18
	21	22	23	24	25	26		20	21	22	23	24	25
	28	29	30					27	28	29	30	31	
5月			SSW実習 (～1/31)	即位の日			11月						
	5	6	7	8	9	10		3	4	5	6	7	8
	12	13	14	15	16	17		10	11	12	13	14	15
	19	20	21	22	23	24		17	18	19	20	21	22
	26	27	28	29	30	31		24	25	26	27	28	29
6月						1	12月						
	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4	5	6
	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13
	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20
	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27
7月		1	2	3	4	5	2020年						
	7	8	9	10	11	12		5	6	7	8	9	10
	14	15	16	17	18	19		12	13	14	15	16	17
	21	22	23	24	25	26		19	20	21	22	23	24
	28	29	30	31				26	27	28	29	30	31
8月							2月						
	4	5	6	7	8	9		2	3	4	5	6	7
	11	12	13	14	15	16		9	10	11	12	13	14
	18	19	20	21	22	23		16	17	18	19	20	21
	25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28
9月							3月						
	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6
	8	9	10	11	12	13		8	9	10	11	12	13
	15	16	17	18	19	20		15	16	17	18	19	20
	22	23	24	25	26	27		22	23	24	25	26	27
	29	30						29	30	31			

: 授業期間
 : 試験期間

富山国際大学の成績評価に基づく学修指導・支援について

1. GPA(Grade Point Average)の活用

本学では、学生の皆さんに対して大学生活における様々な学修指導・支援を行うために、単位認定及び成績評価における基準の「G P (Grade Point : 成績ポイント)」に基づき、次の算出式で出たG P Aを利用して指導・支援しています。

今後、学生の皆さんに配付される成績表に「評価」が示されますが、それに基づきゼミ担当教員や担当部署等から指導・支援がありますので、成績表を注視しておいてください。

【G P Aの算出方法】

$$\frac{Sの修得単位数 \times 4.0 + Aの修得単位数 \times 3.0 + Bの修得単位数 \times 2.0 + Cの修得単位数 \times 1.0}{総履修登録単位数（「F・欠」の単位数を含む。）}$$

■各学部共通 成績評価表

区 分	評 価 基 準	評 価	Grade Point
合 格 (単位修得)	100～90 点	S	4.0
	89～80 点	A	3.0
	79～70 点	B	2.0
	69～60 点	C	1.0
不 合 格	59 点以下	F	0.0
	試験欠席者 授業放棄者 受験無資格者	欠	0.0
認 定	単 位 認 定	P	—

※GPA は世界標準の成績評価であり、日本国内でも多くの大学が採用しています。

【参考】

富山国際大学成績評価基準〔全教科用〕

富山国際大学学則第 27 条に基づく成績評価基準は、次のとおりである。なお、下記に示す（ ）内の数字は、GP（グレード・ポイント）を示す。

100 点～90 点 ⇒ S（4 点）

科目の到達目標を十分に達成しており、授業内容について深く理解していて、特に優秀な成績と認められる。

89 点～80 点 ⇒ A（3 点）

科目の到達目標を達成しており、授業内容について理解していて、優秀な成績と認められる。

79 点～70 点 ⇒ B（2 点）

科目の到達目標を概ね達成しており、授業内容について概ね理解していて、良好な成績と認められる。

69 点～60 点 ⇒ C（1 点）

科目の到達目標を最低限達成しており、授業内容についてある程度理解していて、合格の最低基準を満たした成績と認められる。

59 点～ 0 点 ⇒ F（0 点）

科目の到達目標を達成しておらず、授業内容について理解が不十分である。

2. GPAの具体的活用方法

(1) ゼミ担当教員からの学修指導

G P Aの満点は 4.0 です。4.0 に近い数値であれば、学修意欲が高く優秀と言えますが、極めて低い数値であると進級や卒業できない事態に陥りますので、そのような事態を避けるためにゼミ担当教員や担当部署等から様々な指導（アドバイス）があります。

(2) 学生表彰、奨学金・奨励金対象者などの選考・支援

本学の学生表彰、奨学金・奨励金制度においては、その選考において学業態度と成績評価（GPA含む）を勘案しています。したがって、学業態度・成績評価により制度要件を満たさない学生については、奨学金等の給付が停止される場合があります。

(3) 「実習」履修にかかる指導

学部によっては、成績評価において S 及び A の比率が一定の水準に達しない場合は、資格免許にかかわる学外実習の履修が許可されない場合がありますので注意してください。

(4) 退学勧告

学習・学生生活に対する助言指導にもかかわらず修学意欲を示さない学生に対しては、進路変更の考察も促す目的で、退学の勧告を行うことがあります。

成績評価が決定した時点で、当該学期の GPA が 1.0 未満の場合は、担当教員による学生本人との面談（学修指導）が行われます。

① 学期 GPA 1.0 未満が 1 回目の場合

ゼミ担当教員の面接・指導（保護者との面談を実施する場合あり）。

② 学期 GPA 1.0 未満が 2 回目の場合

ゼミ担当教員の面接・指導及び保護者との面談を実施。

③ 学期 GPA 1.0 未満が 3 回目の場合

学部長により退学勧告。

心身の健康上の理由から、やむを得ず GPA の数値基準を満たすことができなかった場合には、上記の回数から除外します。

ただし、大学における学生生活とは別の選択肢をとるかどうかの判断は、学生自らの判断に委ね、退学勧告による「退学」を強要・強制はしません。

なお、退学勧告後退学し、改めて修学する意欲が生じた場合には、再入学が認められる場合があります。

(5) GPAによるCAP制の変動

1 学期（1 セメスター）に履修登録できる単位の上限を設けることを CAP 制と言いますが、本学は各学部で定めている「履修に関する規程」で、原則として上限が 22 単位と定められています。これは学生の皆さんが、科目等の学修が中途半端になることのないよう十分な学修時間が確保できるようにするために設けられているものです。

この上限はあくまで標準ですが、成績評価の善し悪し、GPA 数値によって履修可能単位数が変動します。これは成績優秀者においてはさらに学びを深め将来の人生に役立ててもらいたい、また成績不振者においては学んできたことをもっとじっくりと学び直す時間を持ってもらいたい等の目的のもとで制度化されているものです。

特に成績優秀者においては、前述の「(2) 学生表彰、奨学金・奨励金対象者などの選考・支援」にも直結する重要なものです。

具体的には、履修した学期の成績評価に基づく GPA 数値によって、翌学期に履修できる単位数が次表のようになりますので、是非活用してください。

前学期の GPA	翌学期の履修可能単位数
3.2 以上	26 単位
3.2 未満（標準）	22 単位

※特に GPA 1.0 未満の学生は、ゼミ担当教員から指導があります。

3. その他

本学では、原則として「履修登録した科目」に基づき GPA を計算します。したがって、安易に履修を放棄することのないようにしなければなりません。誤って履修した場合、所定の変更期間内に履修中止の手続きを行う必要がありますので注意してください。

なお、学部によって取得を希望する資格を変更した場合、速やかに当該科目の取消手続きをしてください。

東黒牧キャンパス

《 東黒牧キャンパスについて 》

大学設立時から大学本部のある東黒牧キャンパスは、富山市中心部の東南約 12 kmに位置し、立山連峰を目前に眺望できる広大な丘陵地に、都市型大学には見られない自然をそのまま活かした約 13 万㎡の広大なキャンパスです。

大学の創設にあたって、「自然との共生」「開かれた大学」の精神を大切にしながら、可能な限り自然をそのまま残しています。

校舎は全て2階建ての赤煉瓦屋根で統一し、低層・分棟方式による建築様式により、自然と建物が融和したキャンパスの中で、人格的ふれあいと“Think Globally, Act Locally”の精神を大切にした学びの空間となっています。

I. 現代社会学部

【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

現代社会学部では「21 世紀を支える、国際的センスを持つとともに地域に精通し、かつ常に時代の潮流に対応できる実践的な人材を育成すること」を、理念・目標に掲げる。このような理念・目標を踏まえて、所定の単位を修得し、以下の資質・能力を身につけたと認められる学生に、卒業を認定する。

1. 人間性の向上（DP1）

国際化・情報化が進む現代社会に必要な教養や基礎的能力を身につけ、自分の力で考えて行動することができる。

2. 専門性の向上（DP2）

2-1. 国際人としての能力（DP2-1）

外国語の学習や国内外におけるフィールドワーク・ボランティア活動・留学等で語学力や国際感覚を高め、その能力を国内外の交流で発揮することができる。

2-2. スペシャリストとしての能力（DP2-2）

観光・環境デザイン・経営情報・英語国際キャリアの各専攻で修得した専門的知識や技能・資格を活用し、国際社会や地域社会の様々な現代的課題の解決に自分から進んで取り組むことができる。

3. 社会性の向上（DP3）

地域社会や企業等の発展に貢献するために、他の人々と協調しながら目標の実現に向けて自分から進んで行動することができる。

1. 学部の教育理念と目標

グローバル化が進む今日、世界と日本だけでなく、世界と地域の直接的な関係が深まっています。一方で、多様な環境を持つ各地域は、それぞれ独自の在り方が求められています。このグローバル化とローカリゼーションが共生する「グローバル社会」の中であって、「これからの 21 世紀を支える国際感覚を持つと同時に、地域に精通し時代の潮流に対応できる実践的な人材を育成する」ことが現代社会学部の教育目標です。

2. 学部のカリキュラム・ポリシー

学部の教育目標を達成するために、次のカリキュラム・ポリシーにより教育課程を編成しています。また、学習成果を上げるための教育方法と、学習成果の評価方法を、以下に掲げます。

1. 教育内容

現代社会学部の教育課程編成・実施の方針は、在学中に基礎的・専門的な能力の向上を図るため教育課程を教養教育と専門教育により構成し、各教育課程には教育目標を達成するための科目を設定する。各授業科目が卒業認定・学位授与の方針に定められたどの能力・素養の向上に寄与するかはシラバスで明示する。

- (1) 現代社会の諸問題に関して共存・共生の立場から理解を深める「共存・共生へのアプローチ科目群」を置く。
- (2) 国際化に対応できる外国語の知識や技能を身につけるための「外国語科目群」を置く。
- (3) 情報化に対応できる情報処理などの知識や技能を身につけるための「情報化対応科目群」を置く。
- (4) 就職に必要なコミュニケーション能力ならびに社会で活躍できる能力を身につけるための科目として、「キャリア科目群」を置く。
- (5) 観光・環境デザイン・経営情報・英語国際キャリアの各専攻科目の履修に先がけて、地域問題や国際問題に関する基礎的知識を身につけるため、1～2年次に学科共通科目として「地域づくり科目群」「国際交流科目群」を置く。
- (6) 各専攻に開講する科目のうち課題解決能力と実践力を育成するための科目として専門演習科目を置き、特に専攻の総合的な能力を高める「専攻実習」（英語国際キャリア専攻は除く）「専門演習Ⅰa、Ⅰb」「専門演習Ⅱ（卒業研究を含む）」を必修とする。
- (7) 各専攻の専門分野で活躍できる能力を身につけるため、各専攻の教育目標に応じて「専攻科目」を置く。特に各分野に欠かせない能力を身につけるための科目は必修とする。
- (8) 専攻分野だけでなく、関連分野における幅広い知識も身につけるため、各学生が選んだ専攻以外の専攻科目も、「概論」をはじめとする一部の科目を必修とする。
- (9) 国際社会で活躍できる、外国語コミュニケーション能力と実践能力のある人材を育成するために、副専攻プログラム（グローバル人材育成プログラム）を置く。
- (10) 地域社会で活躍できるリーダーとなり得る、課題解決力と実践能力のある人材を育成するために、副専攻プログラム（地域創生人材育成プログラム）を置く。

2. 教育方法

現代社会学部では、各授業科目において、確実な理解を図り学習成果を上げるための教育方法として、一般的な知識教授型の授業方法以外に、以下の5つの中で各授業科目において可能な方法を積極的に実践する。

(1) 対話型授業

教員が学生に一方的に講義するのではなく、学生も参加し、学生と教員が双方向的に対話や問答をしながら、理解を深める。

(2) 演習・反復型授業

演習課題、具体的な事例についての考察、重要な事項について反復学習をすることにより、確実な理

I. 現代社会学部

解を図る。

(3) グループ学習

学生同士が複数のグループに分かれ、設定した課題についてグループの構成員が共同で解決に当たる。

(4) 地域フィールドワーク

地域の施設・企業などの現場や実習場所に出向き、実践活動を行いながら、理解を深める。

(5) 授業外学習指導や自主学习

授業外で教員が個別に学習指導したり、学習課題や調査課題などを与え、学生の自主的な学習を促す。

3. 教育評価

(1) 個々の授業科目の成績評価にもとづいて、学生が各科目で設定された到達目標の達成度を評価する。

(2) 各授業で実施される授業評価アンケートを通じて、教員が学生の授業理解度や満足度、授業目標の達成度を評価する。

(3) 標準化された指標に基づいたテスト等によって、学生が自身の成長変化を評価する。

(4) 教養演習等におけるグループ発表や個人研究のレポート等の成果物の作成や発表を通じて、現代社会を生きるための基礎的な知識・技術の習得状況を評価する。

(5) 4年間の学修成果である卒業研究によって、専門性の達成度を評価する。

(6) 卒業直前のオリエンテーション時の学生アンケートを利用した振り返りを通じて、学生自身が4年間における自分の成長を総合的に評価する。

3. 4つの専攻と専攻所属の決定

現代社会学部では 21 世紀の社会のなかで重要な役割が期待される「観光」「環境デザイン」「経営情報」「英語国際キャリア」の4分野を専攻として設けています。観光専攻、環境デザイン専攻、経営情報専攻、英語国際キャリア専攻のいずれに所属するかは、1年次から2年次に進む時点で学生自身に決めてもらいます。1年次の間にさまざまな授業を受けるなかで、自分がどの専攻で学び、どのような専門知識を得ていくのかをよく考え、専攻を決めてください。

4. 授業の履修と単位制度

大学では授業を受けることを「履修」といいます。授業科目を履修し、その科目が合格となることで進級や卒業に必要な単位数が増えます。ここでは、授業実施方法、単位の計算方法や認定方法について説明します。

(1) 授業時間と授業実施方法

- ① 大学では、45 分の授業を「学修時間 1 時間」とみなし、1 コマの授業時間は 90 分です。したがって、90 分は「学修時間 2 時間」となります。
- ② 授業は、原則前期 15 週、後期 15 週に分けて行います。ただし、前期 15 週と後期 15 週の 30 週で行われる授業科目（通年科目）もあります。
- ③ 週に 2 コマ開講する授業、夏季・冬季・春季休業期間中等や、休日に集中講義形式で開講する授業、教室での講義と学外実習を組み合わせた授業などもあります。これらの詳細はホームページに掲載する講義要綱（シラバス）やオリエンテーション、初回授業で説明します。

(2) 単位の計算方法

- ① 単位計算の基本と講義・演習（ゼミ）科目の単位
「学修時間 15 時間」（45 分授業×15 週）で 1 単位とみなしますが、実際の授業は 1 コマ 90 分ですので、学期 15 週分で 2 単位となります。
- ② 実習科目の単位計算
「学修時間 30 時間」（45 分授業×30 週）で 1 単位とみなしますが、実際の授業は 1 コマ 90 分ですので、

I. 現代社会学部

学期 15 週分で 1 単位となります。

③ 単位計算の特例

海外研修を伴う授業や、教室での講義と学外での実習とを組み合わせた授業では、単位計算の方法が通常と異なることがありますので、授業担当教員の説明に従ってください。

④ 卒業論文の単位計算

卒業論文は、その作成に必要な研究調査の時間を 8 単位とみなします。ただし、単位の認定は、卒業論文を作成指導する「専門演習Ⅱ（卒研含む）」（4 単位：通年 30 週）と併せて行います。

⑤ 自学自習の必要性

大学では、自学自習時間（授業時間外における予習・復習等）も単位の計算に含めます。授業に毎回出席するだけでなく、授業時間外の自学自習にも真剣に取り組む必要があります。

（3）単位の修得

① 大学では、授業科目の単位を得ることを「修得」といいます。

② 単位は、履修登録をした授業科目について、所定の時間の授業を受講し、講義要綱（シラバス）の「評価方法」欄に記載された方法（試験・レポート・授業態度・論文の提出等）によって成績評価を受けて修得できるものです。

③ 成績評価は、次の成績評価表に基づき行います。なお、特に次の事項に注意してください。

- ・評価が 59 点以下の場合は、再試験（前期：8 月下旬、後期：2 月下旬）の対象となることがあります。再試験については、31 ページの「富山国際大学現代社会学部授業科目の履修に関する規程」第 14 条を参照してください。
- ・試験欠席者、授業放棄者、受験無資格者（履修登録を忘れた等の理由で試験の受験資格がない学生）は「欠」となります。この場合は、再試験の対象となりません。
- ・「認定」とは、一定の資格を取得しているか、または取得した場合、学外の企業・機関等で定められた日数の研修を行い研修先から一定の評価を得た場合等に、学部長や授業担当教員が単位を認定するもので、成績表ではすべて「P」と記載されます。
- ・成績評価表については、12 ページを参照してください。

5. 進級要件・卒業要件

現代社会学部では、2 年次から 3 年次への進級要件を設けています。2 年次で下記の進級要件を満たさないと、3 年次に進級できません。また、卒業要件を 1 単位でも満たしていないと卒業できません。進級要件、卒業要件についてよく理解したうえで、履修計画を立ててください。

（1）進級要件

- ① 2 年次までに、必修科目と選択科目を合わせて 62 単位以上 修得することが必要です。このうち、必修科目（専攻必修科目を含む）を 40 単位以上 を修得することが必要となります。
- ② 後期開講科目のうち、進級判定の教授会（3 月上旬）までに成績が確定できない科目は、進級の可否の判断には含めません。
- ③ 2 年次後期から 3 年次前期にまたがってインターナショナルプログラムズに参加した学生は、帰国後に留学先で修得した科目の単位認定をしてから、進級の可否を判断します。

（2）卒業要件

- ① 4 年次までに、教養科目及び専門科目のうち学部共通科目から 62 単位以上、専門科目のうち自分が所属する専攻の専攻科目及び他専攻科目から 62 単位以上、合計 124 単位以上を修得することが必要となります。
- ② 必修科目は、教養科目から 34 単位、専門科目のうち学部共通科目から 8 単位、学生が所属する専攻の専攻

I. 現代社会学部

科目から 26 単位、学生が所属する専攻以外の専攻科目(他専攻科目)から 8 単位(専門科目の合計 42 単位)を修得する必要があります。

- ③ 修得済の単位数が 124 単位以上であっても、科目区分ごとの最低限必要な単位数を下回っている場合と、必修科目すべてが修得できなかった場合は、卒業はできません。

6. 履修登録

学期のはじめに必ずしなければならないのが履修登録です。「授業時間割」を見ながら自分の履修計画を立ててください。

(1) 履修単位数の上限について

- ① 1 学期あたりに履修登録できる最大の単位数(以下、「制限単位数」という。)は 22 単位です。ただし、キャリア・実務科目、「教養演習Ⅰ a・b」「教養演習Ⅱ a・b」、通常授業期間外に行われる集中講義、インターンシップは、上記の制限単位数に関係なく履修することができます。
- ② 前年度までに不合格となった必修科目を再履修する場合も、①に示した制限単位数に関係なく履修できます。
- ③ 3 年次編入学生やインターナショナルプログラム参加者等で、履修や卒業に支障が生じる可能性がある場合は、教授会での審議を経て制限を超える単位の履修を認めることがあります。

(2) 履修登録にあたっての注意

- ① 履修登録にあたっての基本的なルール
- 各学期のはじめに、それぞれ履修登録をしなければなりません。ただし、通年科目は前期に履修登録をすれば、後期に再度登録する必要はありません。
 - 同じ曜日・時限に 2 科目以上を重複して登録できません。また、インターンシップ参加学生は、事前・事後研修のある曜日・時限に他の授業を履修登録することができません。
 - 前年度までに単位を修得した科目(「合格」となった科目)は、再度履修登録はできません。
 - 履修登録が行われていない科目の受講、試験等の受験、単位の修得はできません。
 - 本人以外の者による代理登録は、原則できません。
- ② 配当年次
- 「年次」とは学年を意味します。例えば、新入生は「1 年次」となります。
 - それぞれの科目は、時間割や「教育課程表」に記載された配当年次に受講しなければなりません。ただし、その年次に受講できなかった科目や、所定の年次で「不合格」となった科目は、上の年次で受講することができます。
 - 一部の授業科目の配当年次は、入学した年度によって異なっています。2019 年度入学生の配当年次は、この「学生便覧」の 25～30 ページにある教育課程表に記載されたものが適用されます。先輩・後輩とは配当年次が違う場合もありますので、必ず自分が持っている「学生便覧」を確認してください。
- ③ 小文字の a、b がついている科目
- 「教養演習Ⅰ a」「教養演習Ⅰ b」のように、授業科目名に小文字の a、b がついている場合は、a が前期 15 週、b が後期 15 週で開講され、それぞれが別々の科目として扱われますが、a、b の両方を必ず履修しなければなりません。
 - 秋季入学(10 月入学)の学生や、後期から復学した学生等は、a、b の受講順(履修登録順)が逆になるなど変則的になる場合がありますので、ゼミ担当教員の指示に従ってください。
- ④ 必修科目・クラス指定のある科目の登録に関する注意
- 必修科目は必ず所定の年次に履修登録してください。
 - クラス指定がある科目は、指定された曜日・時限に登録してください。

(3) 履修登録の方法と期間

- ① 履修登録科目確定までの流れ
- ・履修登録(下記②)→履修登録確認・変更(下記③)の手続きが完了した時点で確定します。その後にやむを得ず取り消し・変更する場合は下記④の申請が必要です(集中講義については⑤を見てください)。
- ② 履修登録方法
- ・履修登録は「2019 年度履修登録スケジュール」に示した履修登録期間内に以下の方法で行って下さい。最終日の締切時間(17 時)までに登録(1 年次前期は用紙の提出)が完了していない学生は、履修の権利を放棄したものみなします。
 - ・1 年次前期は、所定の用紙に書いて教務課に提出してください。
 - ・1 年次後期以降は、コンピュータ等を用いて自分で入力する必要があります。メディアコーナー(図書館棟 1 階)にあるコンピュータ、もしくは自分のノートパソコンから、自分でログインし登録してください。
- ③ 履修登録確認期間
- ・「2019 年度履修登録スケジュール」に示した履修登録確認期間内に、履修登録の結果を示した「学生授業時間割表」を教務課カウンターで配りますので、必ず取りに来て確認してください。
 - ・登録ミスがあった場合や登録する授業科目の変更がある場合は、履修登録確認期間内に「学生授業時間割表」を持参し、最終日の締切時間(17 時)までに教務課カウンターに申し出てください。
- ④ 履修科目の変更・取り消し
- ・やむを得ず履修登録した科目の変更や取り消しをする場合は、「2019 年度履修登録スケジュール」(下記)に示した履修科目変更・取り消し期限までに教務課に申請してください。この期間以降、履修科目の変更・取り消しはできません。
 - ・③の期間以後における履修登録の変更・取り消しは、やむを得ない事情がある場合(履修上の不都合でその後の授業受講が困難になった場合等)に限ります。確実に単位を修得するためには、計画的に時間割を作成し、初回授業から出席することが望まれます。

2019 年度履修登録スケジュール

学期	履修登録期間	履修登録確認期間	履修科目の変更・取り消し期限
前期	4 月 8 日(月)～ 4 月 12 日(金)	4 月 15 日(月)12 時～ 4 月 19 日(金)	4 月 26 日(金)
後期	9 月 30 日(月)～10 月 4 日(金)	10 月 7 日(月)12 時～10 月 11 日(金)	10 月 31 日(木)

※いずれも、最終日の締切時間は 17 時です。これを過ぎると受け付けません。

- ⑤ 集中講義の履修登録と取り消し
- ・通常の授業実施期間外(夏季・冬季・春季休業期間中等)に集中講義形式で開講する授業科目は、上記の履修登録期間以降に登録を受け付ける場合があります。この場合は掲示板で登録期間を告知します。
 - ・学期はじめの履修登録期間中に集中講義形式の科目を登録した後に、登録を取り消したい場合(実習・研修やインターンシップと開講時期が重複した場合等)は、所定の登録取り消し期間に手続きを行ってください。登録取り消し期間は掲示板で告知します。

7. 科目履修のルール

教育課程や履修できる科目は入学年度によって一部が異なります。ここでは平成 29 年度入学生に適用されるルールを説明します。このルールは原則として卒業まで適用されます。休学、留学等で自分の在籍年次が変わった場合も、このルールが適用されます。

(1) 必修科目**① 必修科目の履修に関する注意**

- ・必修科目は、学生全員が卒業までに単位を修得しなければなりません。

I. 現代社会学部

- ・必修科目は定められた年次に受講してください。履修した年次に不合格となった場合は、翌年次に再び履修してください。
- ・必修科目のうち「教養演習Ⅰ a・b」「教養演習Ⅱ a・b」のように、授業時間割の科目名に X、Y、A、B 等アルファベットの大文字がついている場合はクラス指定があり、各自が受講する曜日・時限・教室があらかじめ決められています。必ず指定のクラスで受講してください。
- ・各学期の授業時間割を考える際には、必修科目を最優先で組み込み、それから空いている時限に選択科目を組み込みましょう。

② 教養科目

必修となっている教養科目は以下のとおりです(カッコ内は配当年次と修得できる単位数)。

共存・共生へのアプローチ科目 4 単位

[社会生活基礎科目] 「コミュニケーションの基礎」(1 年次、2 単位)

[社会理解基礎科目] 「情報科学概論」(1 年次、2 単位)

時代の潮流へのアプローチ科目 16 単位

[情報化対応科目] 「ビジネス情報演習Ⅰ・Ⅱ」(1 年次、各 2 単位 計 4 単位)

[国際化対応科目] ★「英語Ⅰ・Ⅱ」(1 年次、各 2 単位 計 4 単位)

●以下は、いずれか 8 単位が必修

[国際化対応科目] ★「中国語Ⅰ・Ⅱ」、★「韓国語Ⅰ・Ⅱ」、★「ロシア語Ⅰ・Ⅱ」、

★「フランス語Ⅰ・Ⅱ」(1 年次、各 4 単位)

★「Intensive EnglishⅠ・Ⅱ」(1 年次、各 4 単位)

※留学生は、★の科目のかわりに日本語科目から 12 単位必修

※英語国際キャリア専攻の学生は、Intensive EnglishⅠ・Ⅱは必修

- ・英語国際キャリア専攻以外の学生で英語圏への留学等のために英語力を高めたい学生は、「Intensive EnglishⅠ・Ⅱ」を履修できます。ただし、履修を希望する場合は前期開始前に実施するプレースメント・テストで基準以上の点数をとる必要があります。
- ・1 年次に「Intensive EnglishⅠ・Ⅱ」の履修を認められた学生は、1 年次で「中国語Ⅰ・Ⅱ」「韓国語Ⅰ・Ⅱ」「ロシア語Ⅰ・Ⅱ」「フランス語Ⅰ・Ⅱ」を履修できません(2 年次では履修できます)。

キャリア・実務科目 6 単位

[キャリア科目] 「キャリア・デザイン講座」(1 年次、2 単位)

「キャリア支援講座」(3 年次、2 単位)

[実務科目] 「ビジネス実務演習Ⅰ」(2 年次、2 単位)

教養演習科目 8 単位

「教養演習Ⅰ a・b」(a は 1 年次前期、b は 1 年次後期、各 2 単位 計 4 単位)

「教養演習Ⅱ a・b」(a は 2 年次前期、b は 2 年次後期、各 2 単位 計 4 単位)

③ 専門科目

必修となっている専門科目は以下のとおりです(カッコ内は配当年次と修得できる単位数)。

学部共通科目 8 単位

[基礎科目] 「現代社会概論」(1 年次、2 単位)

「環境・社会・企業と倫理」(3 年次、2 単位)

[地域づくり科目] 「地域づくり実習」(1 年次、2 単位)

[国際交流科目] 「国際関係論」(2 年次、2 単位)

学生が所属する専攻の専攻科目 26 単位 (英語国際キャリア専攻は 38 単位)

所属専攻の概論(1 年次、2 単位)

所属専攻の実習(3 年次、2 単位)(英語国際キャリア専攻除く)

専門演習Ⅰ a・b(a は 3 年次前期、b は 3 年次後期、各 2 単位 計 4 単位)

専門演習Ⅱ(卒研含む、4 年次、12 単位)

I. 現代社会学部

専攻で必修と定めた専攻科目 3 科目（2 年次、各 2 単位 計 6 単位）、英語国際キャリア専攻の場合は、7 科目 20 単位（2～3 年次）

学生が所属する専攻以外の専攻科目(他専攻科目) 8 単位

◆学生が所属する専攻以外の概論科目（1 年次、各 2 単位 計 6 単位）を含む他専攻科目 8 単位分を必ず履修し、単位を修得する必要があります。

例：環境デザイン専攻の学生の場合

「観光概論」「経営情報概論」「国際キャリア概論」の中から 2 科目 4 単位を履修。さらに、他専攻の実習と「専門演習 I a・b、II」を除く科目の中から 4 単位

(2) 選択科目

「1 2. 現代社会学部教育課程表」（25～30 ページ）の単位数欄の「選択」に単位数が記されている科目は選択科目です。卒業に必要な選択科目の単位数は、以下のように計算できます。

[教養科目及び専門科目のうち学部共通科目の卒業要件]

- ① 教養科目及び専門科目のうち学部共通科目から **62 単位**以上
- ② 上記のうち、必修科目は教養科目から **34 単位**、専門科目のうち学部共通科目から **8 単位**
①62 単位－②(34 単位+8 単位)＝**20 単位**

▲教養科目と専門科目の学部共通科目の選択科目から 20 単位以上を必ず修得する必要があります。

[専門科目(学部共通科目を除く)の卒業要件]

- ① 学生が所属する専攻の専攻科目及び他専攻科目から **62 単位**以上が必修
- ② 上記のうち、必修科目は所属専攻の専攻科目 **26 単位**＋他専攻科目 **8 単位**(上記の◆印)
①62 単位－②(26 単位+8 単位)＝**28 単位**

専門科目(学部共通科目を除く)の選択科目から 28 単位以上を必ず修得する必要があります。

以下の①～④は、合計 12 単位を上限として学部の卒業単位に算入できます(上記の▲印に含む)。合計 12 単位を超えて単位を修得した場合、超過分は卒業単位には算入できませんが、成績表や就職先等に提出する成績証明書には科目名と成績が記載されます。

- ① 必修となっている 12 単位以外に修得した外国語科目の単位
- ② 所属専攻以外の専攻科目(必修となっている上記◆印は除く)の単位
- ③ 子ども育成学部および富山短期大学の開設科目の単位
- ④ 大学コンソーシアム富山等で他大学が開講する単位互換科目の単位

8. 認定による単位の修得

以下は「4. 授業の履修と単位制度 (3) 単位の修得」に記した「単位が認定される科目」です。単位の認定を受けるためには、以下の要件を満たすことが必要です。

(1) 「ビジネス情報演習 I・II」の単位認定について

①以下の資格を既に取得している場合は、「ビジネス情報演習 I」の単位を認定し、授業の出席を免除します。

コンピュータサービス技能評価試験（通称「CS 検定」）3 級ワープロ技士、MOS（ワード）、日商 PC 検定（ワード 3 級以上）、全商ワープロ実務検定（ワード 3 級以上）、全経文書処理能力検定試験（ワード 3 級以上）のいずれか、あるいは他の同等の資格

②以下の資格を既に取得している場合は、「ビジネス情報演習 II」の単位を認定し、授業の出席を免除します。

コンピュータサービス技能評価試験（通称「CS 検定」）3 級表計算技士、MOS（エクセル）、日商 PC 検定（エクセル 3 級以上）、全経文書処理能力検定試験（エクセル 3 級以上）のいずれか、あるいは他の同等の資格

③既に取得している資格で単位認定を受けたい学生への注意

・既に取得している資格によって「ビジネス情報演習 I・II」の単位認定を受けたい場合は、該当する資格

I. 現代社会学部

の合格証書（原本に限る、原則としてコピーは不可）を最初の授業日に持参してください。能力を確認したうえで、単位を認定するかどうかを決定します。

- ・合格証書を高等学校が保管していて手元にない場合は、その旨を担当教員、または教務課に申し出てください。入学時に高等学校から提出された書類の資格欄で、単位認定の可否を判断します。

(2) 「ビジネス実務演習Ⅰ・Ⅱ」の単位認定について

- ・「ビジネス実務演習Ⅰ・Ⅱ」ではビジネスの基本やマナーについて学びます。一定の能力が修得できたことを認める「ビジネス能力検定ジョブパス3級（Ⅰ）」、「ビジネス能力検定ジョブパス2級（Ⅱ）」に合格すると単位が認定されます。
- ・以下の資格を既に取得している場合は、「ビジネス能力検定ジョブパス3級（Ⅰ）」、「ビジネス能力検定ジョブパス2級（Ⅱ）」と同等あるいはそれ以上の能力をもっているものとみなして「ビジネス実務演習Ⅰ・Ⅱ」の単位を認定し、授業の受講を免除します。

秘書検定3級（Ⅰ）以上、秘書検定2級（Ⅱ）以上

(3) インターナショナルプログラムズ・国内留学の留学先で修得した単位の認定について

- ・留学先での受講時間数を正確にチェックしたうえで、受講時間に該当する単位数を卒業単位として認定します(専攻科目も含む)。ただし、留学前に不合格となった必修科目は、認定の対象外ですので、インターナショナルプログラムズや国内留学から戻った後に再履修する必要があります。
- ・半年間の留学の場合、卒業単位として認定できる単位数は原則22単位を上限とします。
- ・留学期間中に受講しなければならない「教養演習」、「専門演習」については、ゼミ担当教員と緊密に連絡をとりあい、Eメール等で課題を提出することで単位認定を行います。

(4) インターンシップの単位認定について

- ・インターンシップは、①学外研修前に実施する事前研修、②休業期間に行う学外研修、③学外研修後に実施する事後研修からなります。
- ・インターンシップの学外研修は、富山県内の企業・事業所だけでなく、海外や富山県外の企業・事業所で行われるものもあります。学外研修は原則2週間(実働10日間)ですが、受入時期や期間は企業・事業所と協議して決定します。研修期間が実働10日未満の場合は、通常の事前・事後研修に加えて追加のレポートや研修を課す場合があります。
- ・インターンシップの単位は、事後研修終了後に受入機関の評価等を参考にしながら認定するかどうかを決定し、認定の可否が決定した学期の成績表に認定(P)か不合格(F)かが記載されます。
- ・2つ以上のインターンシップに参加し、いずれも単位が認定された場合は、最初に認定されたインターンシップのみが卒業単位(2単位)に算入されます。その他のインターンシップは卒業単位には算入できませんが、成績表や就職先等に提出する成績証明書には科目名と成績(認定)が記載されます。
- ・1年次にインターンシップに参加し、単位(2単位)が認定された場合は、その単位を1年次の学年末に決定した所属専攻の専攻科目の単位に算入します。

(5) 帰国子女及び外国語能力が高い日本人学生に対する外国語科目の単位認定について

- ・帰国子女や外国語能力が高い日本人学生については、試験等を行いその能力が高いと認められれば外国語科目の単位を認定し、以後の授業への出席を免除することがあります。詳細は教務課に相談してください。

(6) 3年次編入学生の単位認定について

- ・現代社会学部では、3年次に5名の編入学定員枠を設けています。
- ・編入学生の単位認定にあたっては、編入学前の教育機関での履修体系を尊重しつつ、3年次以降で本学部の教

I. 現代社会学部

育目標に合った専門科目を数多く履修することが可能になるように単位認定を行います。

- ・編入学生については、本学部の1・2年次に配当された必修科目と選択科目を合わせて60単位まで包括的に認定します。また専門科目については、読み替えが可能な科目があれば、包括的に認定された60単位のほかに、2単位まで認定します。
- ・ただし、本学の所属専攻で学ぶにあたって履修しておく必要がある1・2年次の科目は、包括的には認定せず、3・4年次に履修してもらう場合があります。

9. 試験・レポート

授業科目の成績評価方法は、試験・レポート・論文の提出等さまざまな方法があり、授業科目によって方法や点数の配分も異なりますが、ここでは主な評価方法である試験とレポートについて注意点を説明します。

(1) 試験を受験するにあたっての心得

- ① 試験には、定期試験と各教員が必要に応じて実施する臨時試験（中間試験、小テスト等）とがあります。定期試験の場合は、次の「試験心得」を厳守してください。
- ② 臨時試験は、授業担当教員の判断により定期試験とは異なる形式で試験を実施する場合があります。この場合は担当教員の指示に従ってください。

試験心得

1. 受験科目は履修登録した授業科目に限りです。未登録の科目を受験しても単位修得は認められません。
2. 学生証は必ず携帯し、試験監督者の指示した位置に置いて見えるようにしてください。
3. 試験当日、学生証を忘れた者は、教務課で受験許可証の発行を受けてから試験場に入ってください。
4. 試験開始から20分経過後は、入室を認めず欠席扱いとします。
5. 答案には、必ず学部、学科、学年、氏名、学籍番号等を記入してください。答案にこれらの記入がない場合、答案を評価できない場合があります。
6. 試験中に不正行為をした者は、即時退場を命じ、当該試験期間中のすでに受験した科目についても、これを無効とし、残りの科目については受験を認めません。
7. ノート、参考書等の参照が許されている試験科目を受験する場合、必ず自分のものを使用し、貸借は認めません。試験中の貸借は不正行為と見なします。また、携帯電話やスマートフォン等を持っている人は、電源を切って鞆の中にしまってください。
8. 答案を提出しないで、試験場から退出した場合も不正行為と見なします。答案用紙が白紙の場合であっても必ず提出してください。
9. 試験開始後20分間は退出できません。
10. その他、試験場では、全て試験監督者の指示に従わなければなりません。

(2) レポート提出にあたっての心得

- ① レポートの提出期限
 - ・授業担当教員が指示した日時までに提出してください。
 - ・提出期限に間に合わない場合、単位が修得できません。
- ② レポートの提出方法
 - ・授業科目により異なります。授業担当教員が定めた方法で、定めた場所に提出してください。
 - ・Eメールの添付ファイルで送信するよう指示される場合もあります。この場合は、送受信トラブルで授業担当教員に届かないこともありますので、必ず添付したファイルを手元に保存しておいてください。
- ③ レポートの体裁・書式
 - ・原則として教務課備え付けの表紙に必要事項を記入して提出してください。ただし授業科目やレポートの内容によっては、教務課備え付け以外の表紙を付けるよう授業担当教員から指示される場合もあります。
 - ・必ずホチキスや綴じひもで綴じてから提出してください。使用する用紙のサイズ、手書き・ワープロの別、縦書き・横書きの別については、授業担当教員の指示に従ってください。

10. 成績評価及び成績発表

- (1) 単位の修得は、学期末の試験の結果によりますが、授業科目によっては、教室における授業期間中に行う筆記試験、レポートの提出、普段の学習状況等により総合的に判定します。
- (2) 授業への欠席が多い場合、成績評価が低くなることもあり、期末試験の受験資格を失うこともありますので、注意してください。
- (3) 成績評価基準は12ページのとおりです。
- (4) 成績発表の時期については、前期履修科目の成績は、後期オリエンテーション（9月下旬）で発表し、再試験の対象者は8月下旬に発表します。また、後期履修科目の成績は、前期オリエンテーション（4月上旬）で発表し、4年次生と再試験の対象者は2月中下旬に発表します。
- (5) 成績表は、大切に保管して、新学期の履修登録の参考資料にしてください。
- (6) 成績評価に疑義がある場合は、その科目を受講した翌学期の履修登録期間中に教務課まで申し出てください。詳しくは、次に掲載している「富山国際大学現代社会学部授業科目の履修に関する規程」によって定められていますので、よく読んでおいてください。

11. 演習(ゼミ)担当教員について

現代社会学部では、各年次に必修科目として演習（以下、「ゼミ」という。）が置かれています。1年次には「教養演習Ⅰa・b」、2年次には「教養演習Ⅱa・b」、3年次には「専門演習Ⅰa・b」、4年次には「専門演習Ⅱ（卒研含む）」を学生全員が履修しなければなりません。それぞれのゼミは専任教員（以下、「ゼミ担当教員」という。）が担当します。

(1) ゼミの所属クラスについて

- ① 「7. 科目履修のルール（1）必修科目 ① 必修科目の履修に関する注意」でも触れたように、「教養演習Ⅰa・b」「教養演習Ⅱa・b」はいくつかのクラスに分かれて開講されます。所属クラスやゼミ担当教員はあらかじめ指定されますので、指定されたクラスのゼミを履修する必要があります。
- ② 「専門演習Ⅰa・b」「専門演習Ⅱ（卒研含む）」は所属専攻の専任教員が担当します。「専門演習Ⅰa・b」と「専門演習Ⅱ（卒研含む）」は、2年間同じゼミ担当教員のクラスに所属することになります。
- ③ 「専門演習Ⅰa・b」「専門演習Ⅱ（卒研含む）」は、卒業論文のテーマや将来の進路等を可能なかぎり考慮するため、学生が提出した希望届をもとに選考し、所属クラスを決定します。選考方法や手続きについては、2年次の12月頃にガイダンスを行います。

(2) ゼミ担当教員の役割について

ゼミ担当教員は、ゼミでの学習や授業の履修に関することだけでなく、留学や資格取得、将来の進路、日常生活等に関する相談や指導も行います。

- ① 「教養演習Ⅰa・b」「教養演習Ⅱa・b」における「学ぶための基本姿勢」の指導
 - ・「教養演習Ⅰa・b」「教養演習Ⅱa・b」のゼミ担当教員は、1・2年次生に大学で学ぶための基本姿勢を指導する「アカデミック・アドバイザー」としての役割を果たします。
 - ・「教養演習Ⅰa・b」「教養演習Ⅱa・b」は、大学で学ぶための基本姿勢をすべてのクラスで同じように指導します。具体的には以下のような指導を行います。
 - (a) 読む・書く・話す・聞くといった基礎的コミュニケーション能力、思考力、行動力を伸ばします。
 - (b) 講義の受け方、ノートのとおり方、レポート・発表レジュメの作り方、情報収集の方法、図書館の利用方法、文献の引用方法、プレゼンテーションの方法等を指導します。
 - (c) 新聞記事等の生きた教材をできるだけ活用し、社会への関心を高めます。

I. 現代社会学部

② 勉学・学習習慣に関する指導（すべての「教養演習」・「専門演習」に共通）

- ・学期のはじめに、履修の方法や時間割の組み立て方について相談や指導を行います。
- ・学生一人ひとりについて、授業の出欠状況や学習状況を把握し、指導や助言を行います。
- ・学生の興味・関心を把握したうえで、学生自身が大学生活における具体的な目標を設定できるよう支援します。例えば、各種検定試験の受検や資格取得講座の受講等を勧めます。
- ・緊急連絡や出欠確認等のために、学生のメールや携帯電話に連絡することがあります。ゼミ担当教員にはメールアドレスや携帯電話の番号を知らせるようにしてください。また、それらに変更があった場合も、ゼミ担当教員に知らせてください。
- ・学生のメールアドレスや携帯電話に連絡がつかない場合、自宅に電話連絡することもあります。また、保護者と直接相談することがあります。

③ 学生生活全般に関する指導（すべての「教養演習」・「専門演習」に共通）

- ・所属クラスの学生との対話や、学生同士の情報交換の場を多く設けるようにします。
- ・キャリア支援センターと連携し、インターンシップや就職活動に関する支援を行います。
- ・資格取得や海外・国内留学、専門的な技能の取得を考えている学生には、有効な指導や助言ができる本学の教員を紹介し、また関連する機関等を紹介するなどの支援をします。
- ・ボランティア、部・サークル活動、「夢への架け橋助成事業」等、学生が参加できる活動について情報提供や支援を行います。
- ・学生が部・サークル活動やアルバイトに費やす時間を把握します。それらの時間が多すぎて、勉学に悪影響が出ている場合は、指導や助言を行って改善を促します。
- ・心身に不安がある学生には、健康管理センターやカウンセリング室と連携をとって指導を行い、改善を促します。
- ・大学生としての良識と品位を持つこと、マナーを守ることの大切さを伝えます。交通規則の遵守に関する指導も行います。

12. 現代社会学部教育課程表
 ■現代社会学科教育課程表

(2019年度入学生対象)

区分	科目名	配当年次	単位数				開講時期	教員 (非常勤)	キー・コンピテンシー			地域志向科目	備考
			学部必修	専攻必修	選択	選択必修			コミュニケーション	協働力	課題解決		
授業科目の概要	社会生活基礎科目	コミュニケーションの基礎	1	2			前	大谷孝行	◎		○		2単位必修
		心理学の基礎	1			2	前	大平泰子			○		
		生活の科学	1			2	前	尾畑納子・高橋ゆかり	○		○		
		哲学の基礎	1			2	後	大谷孝行			○		
		数学	1			2	前	黒田明	◎		○		
		健康とスポーツ演習	1			2	前・後	金子泰子	◎	◎	○		
		教養特別講座	1・2・3・4			2	後集	尾畑納子・他	◎		○		
	社会理解基礎科目	情報科学概論	1	2			後	河野信	○	○	◎		2単位必修
		現代社会時論	1			2	後	後藤智	○		○		
		日本国憲法	1			2	前	彼谷環		○	○		
		法学の基礎	1			2	前	後藤智			○		
		経済の基礎	1			2	後	川田文人	○		◎		
		経営の基礎	1			2	前	伊藤葵	○		○		
		社会学の基礎	1			2	後	一井崇			◎		
		とやま地域学	1			2	前集	尾畑納子・他			○	◆	
	情報化対応科目	ビジネス情報演習Ⅰ	1	2			前	上坂博亨	○		◎		4単位必修
		ビジネス情報演習Ⅱ	1	2			後	上坂博亨	○		◎		
	外国語科目	英語Ⅰ	1	2			前	渡部恵子・B.Pavliy・伊藤雄・M.Frank・(D.Coolidge・J.Winans・K.Gray)	○		◎		12単位必修 中国語Ⅰ・Ⅱ、韓国語Ⅰ・Ⅱ、ロシア語Ⅰ・Ⅱ、フランス語Ⅰ・Ⅱ、Intensive EnglishⅠ・Ⅱのいずれかから8単位必修(英語国際キャリア専攻は、Intensive EnglishⅠ・Ⅱ8単位必修) ※留学生については、日本語科目12単位必修
		英語Ⅱ	1	2			後	渡部恵子・B.Pavliy・伊藤雄・M.Frank・(D.Coolidge・J.Winans・K.Gray)	○		◎		
		中国語Ⅰ	1			4	前	湯麗敏・(錢輝)	◎		○		
		中国語Ⅱ	1			4	後	湯麗敏・(錢輝)	◎		○		
		韓国語Ⅰ	1			4	前	高橋哲郎	○		○		
		韓国語Ⅱ	1			4	後	高橋哲郎	○		○		
		ロシア語Ⅰ	1			4	前	B.Pavliy	◎		◎		
		ロシア語Ⅱ	1			4	後	B.Pavliy	◎		◎		
		フランス語Ⅰ	1			4	前	大谷孝行	◎	○			
		フランス語Ⅱ	1			4	後	大谷孝行	◎	○			
		Intensive EnglishⅠ	1			4	前	M.Frank	○		◎		
		Intensive EnglishⅡ	1			4	後	M.Frank	○		◎		
		TOEICⅠ	1			2	前	伊藤雄馬	◎		◎		
		TOEICⅡ	1			2	後	伊藤雄馬	◎		◎		
		外国語特講Ⅰ	2			4	前	B.Pavliy・湯麗敏・(K.Gray)	◎		○		
		外国語特講Ⅱ	2			4	後	B.Pavliy・湯麗敏・(K.Gray)	◎		○		
	日本語科目	基礎日本語Ⅰ	1			4	前	(中野香保里・松岡裕見子)	◎	○			留学生12単位必修
		基礎日本語Ⅱ	1			4	後	(中野香保里・要門美規)	◎	○			
		実践日本語Ⅰ	1			4	前	湯麗敏・福島美枝子	◎		○		
		実践日本語Ⅱ	1			4	後	湯麗敏・福島美枝子	◎		○		
		中級日本語演習Ⅰ	2			2	前	(中野香保里)	◎	○			
		中級日本語演習Ⅱ	2			2	後	(中野香保里)	◎	○			
		上級日本語演習Ⅰ	2			2	前	(松岡裕見子)	◎	○	○		
		上級日本語演習Ⅱ	2			2	後	(要門美規)	◎		○		
		日本語総合演習Ⅰ	2			2	前集	才田春夫	○	○	◎		
		日本語総合演習Ⅱ	2			2	後集	才田春夫	○	○	◎		

I. 現代社会学部

区分	科目名			配 当 年 次	単位数				開講 時期	教員 (非常勤)	キー・コンピテンシー			地域 志向 科目	備 考
					学部 必修	専攻 必修	選択	選択 必修			コミ ユニ	協働 力	課題 解決		
授 業 科 目 の 専 門 要 求 目	教 養 科 目	キ ャ リ ア ・ 実 務 科 目	キャリア・デザイン講座a	1	1				前	(三賀孝治)	○		○		4単位必修
			キャリア・デザイン講座b	1	1				後	長尾治明・ キャリア支援セン ター			○	◆	
			地域企業講座	2			2		前	川本聖一				◆	
			キャリア支援講座a	3	1				前	キャリア支援 センター	○	○	○	◆	
			キャリア支援講座b	3	1				後	キャリア支援 センター	○	○	○		
		実 務 科 目	ビジネス実務演習Ⅰ	2	2				前	高尾哲康 (外部講師)	○				2単位必修
			ビジネス実務演習Ⅱ	2			2		後	高尾哲康 (外部講師)	○				
			会計基礎演習Ⅰ	1			2		前	佐藤綾子			○		
			会計基礎演習Ⅱ	1			2		後	佐藤綾子			○		
		教 養 演 習 科 目	教養演習Ⅰ・a	1	2				前	上坂・川本・後藤・ 才田・助重・高橋哲・ 湯・佐藤綾・B.Pavliy ・渡部	○				8単位必修
			教養演習Ⅰ・b	1	2				後		○				
			教養演習Ⅱ・a	2	2				前	大谷・佐藤悦・高橋ゆ・ 伊藤葵・伊藤雄・重本・ 谷脇・M.Frank	○		◎		
			教養演習Ⅱ・b	2	2				後	・一井・河野	◎	◎	◎		
	専 門 要 求 目	基 礎 科 目	現代社会概論	1	2				前	尾畑納子・他	○		○		8単位必修 (留学生対象)
			消費者論	2			2		後	尾畑納子					
			社会調査法	2			2		後	重本祐樹					
			環境・社会・企業と倫理	3	2				前	大谷孝行・他			○		
		地 域 づ く り 科 目	地域づくり実習	1	2				前	上坂博亨・伊藤雄 馬・(定村誠)	◎	◎	○	◆	
			地域社会論	1			2		後	(海野進)	○			◆	
			地域文化論	2			2		前	(竹島慎二)			○	◆	
			地域課題探求講座	2			2		前	伊藤葵	○	○	○	◆	
			地方自治法	1			2		後	後藤智			○		
		国 際 交 流 科 目	国際ボランティア論	1			2		前	才田春夫	○	○	◎		
			国際交流実習	1			2		後集	才田春夫	○	◎			
			国際関係論	2	2				後	渡部恵子	◎		◎		
			異文化理解	2			2		後	伊藤雄馬	○	◎	◎		
			日本の社会と文化	2			2		後	福島美枝子	◎	○	○		
			異文化研修	1・2			2		前・後	才田春夫・高橋(哲) ・湯龍敏・B.Pavliy	◎	◎	◎		
			英語学	1			2		前	B.Pavliy	◎		◎		
			英語音声学	1			2		後	M.Frank	◎		○		
			国際ナショナルプログラムズ (長期)	1・ 2・3			○								
			国際ナショナルプログラムズ (短期)	1・ 2・3			○								
		情 報 科 目	情報統計Ⅰ	1			2		後	河野信			◎		
			情報統計Ⅱ	2			2		前	河野信					
			人工知能とその活用	2			2		前	(非常勤講師)					
			プログラミング基礎	2			2		後	(非常勤講師)					

I. 現代社会学部

区分	科目名	配 当 年 次	単位数				開講 時期	教員 (非常勤)	キー・コンペティン			地域 志向 科目	備 考
			学部 必修	専攻 必修	選択	選択 必修			コミ ユニ	協働 力	課題 解決		
授 業 科 目 の 概 要	観光基礎	観光概論	1	2			後	佐藤悦夫・ 専攻教員	○		○		62単位以上 ・ 専攻科目 54単位以上及 び他専攻科目 8単位 ・ 当該専攻学生 必修科目 26単位 ・ 環境デザイン概論2単位、 経営情報概論2単位及び国 際キャリア概論2単位から 2科目4単位、他専攻科目 から2科目4単位、計8単位 必修 (各実習、専門演習3科 目 は履修できない。)」
		富山県の文化・自然と観光	2	2			前	佐藤悦夫	○		○		
		観光地理	2	2			前	助重雄久		◎	○		
		観光・観光政策の歴史	2	2			後	谷脇茂樹	○		○		
		観光調査・分析法	2		2		後	助重雄久	○	○	◎		
	コミュニケー	国際コミュニケーション論	2		2		後	一井崇	◎		○		
		観光英語	3		2		前	伊藤雄馬	○		◎		
		観光中国語	3		2		後	湯麗敏	◎		○		
	観光資源	観光資源論	2		2		後	佐藤悦夫	○		○		
		世界遺産論	3		2		前	佐藤悦夫	○		○		
		民族・文化と観光	3		2		後	佐藤悦夫	○		○		
	観光事業・マ ネジメント	観光ビジネス論	2		2		前	谷脇茂樹	○		○		
		観光経営論	3		2		前	谷脇茂樹	○		○		
		観光企画論	3		2		後	谷脇茂樹	○	○	○		
		観光サービス論	2		2		後	一井崇	○	◎			
		旅行業論	2		2		後	(浦田美紗)	○		○		
		ホテル業論	3		2		前	一井崇	○	○			
		観光と交通	3		2		後	(山崎正治)	○		◎		
	地域観光	国際観光論	2		2		前	一井崇	○		○		
		観光メディア論	2		2		後	(非常勤講師)	○		○		
		地域観光論	3		2		後	助重雄久			◎		
		都市と観光	3		2		前	助重雄久			◎		
	総合	観光実習	3	2			前	佐藤悦夫・ 専攻教員	○	○	◎		海外インターンシップを含む
		インターンシップ	1・2・ 3・4		2		前・後	尾畑納子					
		グローバルキャンパスプログラム (観光)	2・3・ 4		2		前・後	谷脇茂樹					
		専門演習Ⅰ・a	3	2			前	専攻教員	○	◎	◎		
		専門演習Ⅰ・b	3	2			後	専攻教員	○	○	◎		
		専門演習Ⅱ (卒研含む)	4	12			通年	専攻教員	○	○	◎		

I. 現代社会学部

区分				科目名	配 当 年 次	単位数				開講 時期	教員 (非常勤)	キー・コンペティン			地域 志向 科目	備 考
						学部 必修	専攻 必修	選択	選択 必修			コミ ユニ	協働 力	課題 解決		
授 業 科 目 の 概 要	環 境 専 門 科 目	環 境 デ ザ イ ン	環 境 基 礎	環境デザイン概論	1		2			後	上坂博亨・ 専攻教員			○		62単位以上
				環境基礎演習	2			2		後	高橋ゆかり		◎	○		
			生 活 環 境	生活環境論	2		2			前	高橋ゆかり	○		○		・ 専攻科目 54単位以上及 び他専攻科目 8単位 ・ 当該専攻学生 必修科目 26単位 ・ 観光概論2単位、経営情 報概論2単位及び国際キャ リア概論2単位から2科目4 単位、他専攻科目から2科 目4単位、計8単位必修 (各実習、専門演習3科 目は履修できない。)」
				生活と水環境	2			2		後	高橋ゆかり	○		◎		
				生活と水環境演習	3			2		前	高橋ゆかり		○	◎	◆	
				環境リスク評価論	3			2		後	高橋ゆかり			○		
				住環境デザインⅠ	2			2		前	川本聖一	○		○		
				住環境デザインⅡ	2			2		後	川本聖一	○		○		
				住環境デザイン演習	3			2		前	川本聖一	◎	○	○		
			地 球 ・ 自 然 環 境	地球環境論(自然環境)	2		2			前	(非常勤講師)					
				生態学	2			2		前	(非常勤講師)					
				資源・エネルギー論	2			2		後	上坂博亨			◎		
				バイオマスと環境	3			2		前	才田春夫			◎		
				エネルギー論演習	3			2		前	上坂博亨			◎	◆	
			社 会 環 境	環境社会学	2		2			前						
				持続可能型社会論	2			2		後	上坂博亨					
				環境経済学	2			2		後	(大西一成)		○	◎		
				環境政策論	3			2		後		◎	○	◎	◆	
				環境マネジメント(CSR)	3			2		後	(九里徳泰)			◎		
				都市空間デザイン	3			2		後	川本聖一	○		○		
				環境共生社会論	3			2		後	上坂博亨					
			総 合	環境デザイン特別講義	3			2		後	尾畑納子・ (外部講師)	○		◎	◆	海外インターンシップを含む
				環境デザイン実習	3		2			前	上坂博亨・ 専攻教員	○	○	◎	◆	
				インターンシップ	1・2・ 3・4			2		前・後	尾畑納子				◆	
				グローバルキャンパスプログラム (環境デザイン)	2・3・ 4			2		前・後	上坂博亨					
				専門演習Ⅰ・a	3		2			前	専攻教員	◎	◎	◎	◆	
				専門演習Ⅰ・b	3		2			後	専攻教員	◎	◎	◎	◆	
				専門演習Ⅱ (卒研含む)	4		12			通年	専攻教員	○	◎	◎	◆	

I. 現代社会学部

区分				科目名	配 当 年 次	単位数				開講 時期	教員 (非常勤)	キー・コンペティン			地域 志向 科目	備 考
						学部 必修	専攻 必修	選択	選択 必修			コミ ユニ	協働 力	課題 解決		
授 業 科 目 の 概 要	専 門 科 目	経 営 情 報 科 目	経 基 礎 情 報	経営情報概論	1		2			後	高橋哲郎・ 専攻教員			○		62単位以上 ・ 専攻科目 54単位以上及 び他専攻科目 8単位 ・ 当該専攻学生 必修科目 26単位 ・ 観光概論2単位、環境デ ザイン概論2単位及び国際 キャリア概論2単位から2科 目4単位、他専攻科目から2 科目4単位、計8単位必修 (各実習、専門演習3科目 は履修できない。) 海外インターンシップを含む
			経 営 環 境	日本経済論	2			2		前	(大西一成)	○		◎		
				中小企業論	2			2		前	高橋哲郎	○	○	○	◆	
				金融論	3			2		前	(川田文人)			○		
				ベンチャー・ビジネス論	3			2		後	高橋哲郎	○	◎	○	◆	
			経 営 戦 略	経営戦略論	2		2			前	伊藤葵	○	○	○		
				経営組織論	2			2		後	伊藤葵	○		◎		
				マーケティング戦略	2			2		後	重本祐樹		◎	○		
				流通チャネル論	2			2		前	重本祐樹	○		◎		
				マーケティングリサーチ	3			2		前	重本祐樹		○	◎		
			会 計	経営分析論	2		2			後	佐藤綾子			○		
				企業会計	3			2		前	佐藤綾子			○		
				管理会計	3			2		後	佐藤綾子			○		
			情 報 シ ス テ ム	情報システム論	2		2			前	河野信		○	◎		
				eマネジメント論	3			2		前	高尾哲康		○	◎		
				情報メディア論	3			2		前	高尾哲康		○	◎		
				情報ネットワーク論	3			2		後	高尾哲康		○	◎		
				情報技術論	2			2		後	高尾哲康		○	◎		
			デ ー タ サイ エ	情報社会と情報倫理	2			2		後	河野信					
				データサイエンス実践演習I	2			2		後	河野信					
				データサイエンス実践演習II	3			2		前	河野信					
			総 合	経営情報資格演習	2			2		前・後	佐藤綾子 (外部講師)	○		◎		
				経営情報実習	3		2			後	高橋哲郎・ 専攻教員	○	○	○	◆	
				インターンシップ	1・2・ 3・4			2		前・後	尾畑納子				◆	
				グローバルキャンパスプログラム (経営情報)	2・3・ 4			2		前・後	重本祐樹					
				専門演習Ⅰ・a	3		2			前	専攻教員全員	◎	◎	◎	◆	
				専門演習Ⅰ・b	3		2			後	専攻教員全員	◎	◎	◎	◆	
				専門演習Ⅱ (卒研含む)	4		12			通年	専攻教員全員	◎	◎	◎	◆	

I. 現代社会学部

区分				科目名	配当 年次	単位数				開講 時期	教員 (非常勤)	キー・コンピテンシー			地域 志向 科目	備 考
						学部 必修	専攻 必修	選択	選択 必修			コミ ュニ	協働 力	課題 解決		
授 業 科 目 の 概 要	英 語 国 際 キ ャ リ ア 専 攻 科 目	英 語 国 際 キ ャ リ ア 専 攻 科 目	基礎英語・国際基	国際キャリア概論	1		2			後	渡部恵子、才田春夫、 B.Pavliy、伊藤雄馬、 M.Frank	◎		◎		62単位以上
			キャリア英語基礎	Creative Writing	1			2		後	M.Frank	◎	○	○		・専攻科目 54単位以上及び他専攻科目 8単位 ・当該専攻学生 必修科目 26単位 ・観光概論2単位、環境デザイン概論2単位及び経営情報概論2単位から2科目4単位、他専攻科目のうち指定する科目から2科目4単位、計8単位必修 (各実習、専門演習3科目は履修できない。) 海外インターンシップを含む
				Advanced Reading I	2			2		前	伊藤雄馬	○		◎		
				Academic Writing I	2		2			前	M.Frank	◎	○	◎		
				英語文学	3			2		後	M.Frank					
			キャリア英語展開	Advanced Reading II	3			2		後	伊藤雄馬					
				Academic Writing II	3		2			後	M.Frank					
				Presentation and Debate	3			2		前	M.Frank					
				ビジネス英語	3			2		前	伊藤雄馬					
				TOEICⅢ	2			2		前	伊藤雄馬	○	○	◎		
				TOEICⅣ	3			2		後	伊藤雄馬					
			国際理解	国際関係特論	3			2		前	渡部恵子					
				多文化共生論	3		2			前	M.Frank					
				国際ジャーナル	2			2		前	渡部恵子	○		◎		
				グローバルスタディーズⅠ	2		4			後	英語国際キャリア専攻長	◎		○		
				グローバルスタディーズⅡ	2		4			後	英語国際キャリア専攻長	◎		○		
				グローバルスタディーズⅢ	2		4			後	英語国際キャリア専攻長	◎		○		
				グローバルスタディーズⅣ	2			4		後	英語国際キャリア専攻長	◎		○		
				グローバルスタディーズⅤ	2			4		後	英語国際キャリア専攻長	◎		○		
			国際キャリア	国際キャリア特別講義	3		2			前	渡部恵子					
				国際ビジネス	3			2		後	(非常勤講師)					
				国際協力	3			2		前	才田春夫					
				国際交渉	3			2		後	渡部恵子					
			総合	インターンシップ	1・2・3・4			2		前・後	尾畑納子					
				専門演習Ⅰ・a	3		2			前	専攻教員					
				専門演習Ⅰ・b	3		2			後	専攻教員					
				専門演習Ⅱ (卒研含む)	4		12			通年	専攻教員					

13. 富山国際大学現代社会学部授業科目の履修に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、富山国際大学学則第2章学部通則第3節教育課程及び履修方法等の規定に基づき、履修科目の単位認定、成績評価及び試験などについて定め、授業科目の履修が円滑かつ確実に実施されることを目的とする。

(学部の教育課程)

第2条 現代社会学部には、現代社会学科を置き、必要な教育課程を定めるものとする。

2 学科の教育課程は、別表に定めるとおりとする。

(学期)

第3条 学年を前学期(4月1日から9月30日まで)及び後学期(10月1日から翌年3月31日まで)に分ける。

(授業時間及び単位)

第4条 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とし、実習及び実技については30時間の授業をもって1単位とする。

2 単位計算の基礎は時間単位で計算し、45分の授業をもって1時間の学修時間とし、授業時間割1コマの授業は90分で2時間の学修時間とする。

(授業及び時間割)

第5条 授業は、すべて教育課程に基づいて実施する。

2 授業時間割は、教育課程に基づき学期毎に編成し、学期始めに発表する。

(授業時間)

第6条 授業時間は、次に示す時刻のとおりとする。

第1限 9時00分～10時30分

第2限 10時40分～12時10分

第3限 13時00分～14時30分

第4限 14時40分～16時10分

第5限 16時20分～17時50分

2 教育上必要がある場合は、前項に定める授業時間のほかに授業を実施することができる。

(授業科目の履修登録)

第7条 学期当たりの履修登録上限は、卒業に必要な単位(124単位)のうち、原則として22単位(年間では44単位)とする。

2 前項の上限単位数について成績評価によって変動させるときは、別に定めるところによるものとする。

3 やむを得ず履修登録した科目(集中講義を除く)の変更、又は取り消しをする場合には、指定した期日までに、所定の様式をもって教務課に申請するものとし、期限を過ぎた申請については、認めないものとする。

(欠席)

第8条 学生は、7日以上にわたる欠席の場合は、保護者又は保証人と連署の上、欠席届を提出しなければならない。欠席の理由が病気の場合は、欠席届に加えて医師の診断書を添付しなければならない。

2 インフルエンザ、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘等学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症の罹患のため欠席する場合は、欠席届を提出するとともに、完治により登校する時に、医師記載の登校許可書を提出しなければならない。

3 学生は、家族その他親族の死亡のため忌引する場合は、次の基準により保護者又は保証人と連署のうえ、忌引届を提出しなければならない。ただし、服喪に際し、遠距離の場合は、その往復日数を加算することができる。

(1) 配偶者 10日

(2) 父母 7日

(3) 子 5日

(4) 祖父母、兄弟姉妹 3日

(5) その他3親等内親族 1日

(履修科目の単位認定、試験等)

第9条 履修科目の単位認定は、所定の時間数の授業を履修した後、試験等を経て行う。ただし、専門演習Ⅱの単位認定は、卒業論文が提出されていることを要する。

2 試験とは、次に掲げるものをいう。

(1) 定期試験（前期末又は後期末に実施する試験）

(2) 臨時試験（授業科目担当教員が必要と認めたときに、実施する試験）

(3) 追試験（病気その他やむを得ない事由により、前二号の試験を受けることができなかった者に実施する試験）

(4) 学期末再試験（期末試験等において成績評価が「F」のため、その単位が認定されなかった者に対して実施する試験）

3 試験は、原則として各学期末に行う。また、試験に代わるレポート、プレゼンテーション（口頭発表）等によって単位認定を行うことがある。資格取得関連科目に関しては、当該科目の履修後に取得した資格をもって単位認定を行うことができる。

4 試験の科目、日時、その他試験に関する事項は、試験実施の1週間前に公示する。

5 試験に対する心得は別に定める。

（卒業論文・レポート等の提出）

第10条 卒業論文の提出、及び試験に代わるレポート、プレゼンテーションファイル等（以下「レポート等」という。）の提出は、提出期限内に又は指定された期限までに、原則として本人が提出しなければならない。

2 卒業論文は、指定された様式に従い、必要事項を記入し、必ず綴じて提出しなければならない。

3 第1項に定めるレポート等は、指定された表紙に必要事項を記入し、必ず綴じて提出しなければならない。ただし、当該科目の担当教員が別途指示した場合は、この限りではない。

4 第1項に定めるレポート等を提出しない者は、試験を受けない者に準じて処理する。

（定期試験の受験資格）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その学期の全科目又は一部の科目の受験資格を失う。

(1) 授業料等学納金の未納者

(2) 履修科目の欠席時間数（忌引き、スポーツ公式試合等による欠席で、欠席届を提出した場合は除く）が原則として授業時間数の3分の1を超えた者

(3) 受講する科目の履修登録を行わなかった者

（成績評価、総合的な成績評価の指標）

第12条 成績評価は、富山国際大学学則第27条による。

2 成績評価について、次項に掲げるグレード・ポイント（以下「GP」という。）を設け、不合格科目を含めた履修登録科目のグレード・ポイントの平均（以下「GPA」という。）を算出し、総合的な成績評価の指標とする。

3 成績評価にかかる区分毎のGPは次のとおりとする。なお、試験欠席者、授業放棄者及び受験無資格者の成績評価は「欠」と表示し、不合格の扱いとする。

S（4点）、A（3点）、B（2点）、C（1点）、F及び欠（0点）

4 GPAの計算式は次のとおりとし、小数点以下第2位を四捨五入する。

$$\frac{S \text{ の修得単位数} \times 4.0 + A \text{ の修得単位数} \times 3.0 + B \text{ の修得単位数} \times 2.0 + C \text{ の修得単位数} \times 1.0}{\text{総履修登録単位数（不合格科目の単位数を含む。）}}$$

5 富山国際大学学則第25条、第25条の2及び第26条に規定する認定単位については、GPA算出の対象としない。

6 その他GPAに関して必要な事項については、別に定める。

（追試験）

第13条 次の各号のうち、いずれかの事由により定期試験等を受験できなかった者は、当該科目担当教員の承認を得て追試験を受けることができる。この場合は欠席届とともに、各号のカッコ内に記載した証明書類を教務課に提出しなければならない。

- (1) 本人の病気（診断書を添付）
- (2) インフルエンザ、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘等学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患した場合（完治により登校する時に、医師記載の登校許可書を提出）
- (3) 三親等以内の親族の死亡による忌引き（保護者の証明書添付）
- (4) 災害による公共交通機関の不通・遅延、交通事故等（遅延証明書、事故証明書等を添付）
- (5) 就職試験（企業からの試験案内状や案内メール等を添付）
- (6) スポーツ公式試合（世界大会、全国大会、中部・北信越大会・北陸大会等）の参加者
- (7) ボランティア活動（社会的要請があると認められるもの）への参加者
- (8) その他止むを得ない事由（保護者の証明書等を添付）

2 追試験を受けようとする者は、当該科目の試験が行われた日から指定された期間内に追試験願に必要な事項を記入の上、受験料を添えて教務課に提出しなければならない。

3 追試験の受験料は 1 科目 1,000 円とする。ただし、スポーツ及び他の行事で大学が出場・参加を認めた公式試合又は公式行事（選抜・選考の結果、出場権・参加権を得たものに限り、県内での地区予選等は除く）、第 8 条第 2 項の欠席及び第 3 項の忌引き、公共交通機関の不通・遅延等本人に責任のない事由その他大学が止むを得ないと認めた事由によるものは、第 1 項に定めるそれらの事由を裏付ける証明書類の提出をもって、追試験の受験料を徴収しないものとする。

4 追試験の評価については、とくに制限を設けない。

（学期末再試験）

第 14 条 期末試験等において成績評価が「F」となり、その単位が認定されなかった者は、当該科目担当教員の承認を得て学期末再試験を受けることができる。

2 学期末再試験で受験できる科目の単位数は、当該学期に履修した科目のうち 6 単位以内とする。

3 学期末再試験の成績評価は、「C」を上限とする。

4 学期末再試験を受けようとする者は、成績発表後指定された期間内に再試験願に必要な事項を記入の上、受験料を添えて教務課に提出しなければならない。

5 学期末再試験の受験料は 1 科目 3,000 円とする。

6 資格取得により単位が認定される科目の受験料は別途定める。

（疑義の申出）

第 15 条 受講した科目の成績評価について疑義がある者は、原則として当該受講科目の成績評価表が配布された日以降、翌学期の履修登録期間中に、別に定める「成績評価疑義申出書」により、教務課に疑義を申し出ることができる。

2 前項の申出があった場合には、教務課は、直ちに疑義の申出のあったこと及びその疑義の内容を当該科目担当教員及び学部学務委員会担当委員（以下「当該科目担当教員等」という。）に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた当該科目担当教員等は、疑義の申出の内容に応じて、速やかに事実の確認、評価判断の基準の疑義申出人への説明等の対応を行わなければならない。

4 対応を行った科目担当教員等は、その結果について、原則として申立てのあった学期の履修登録確認期間内に、別に定める「成績評価疑義申出にかかる回答書」（以下「回答書」という。）により、当該申出人に回答するものとする。ただし、説明等の対応によって疑義が解消された場合は、この限りでない。

5 対応を行った科目担当教員等は、その経過及び結果について、教務課に書面で報告するものとする。

（不服申立て）

第 16 条 前条の疑義の申出を行った者で、なお当該科目の成績評価に不服を有する者は、成績評価に対する不服申立てを行うことができる。

2 前項の不服申立ては、前条第 4 項に規定する回答書を受領した日の翌日から起算し、原則として 1 週間以内に、別に定める「成績評価不服申立書」（以下「不服申立書」という。）を教務課に提出することによって行う。

3 前項の期間内に不服申立書が提出された場合には、教務課は、学部長に不服申立てがあったこと及び不服申立の内容について報告しなければならない。

I. 現代社会学部

- 4 前項の報告を受けた学部長は、学部学務委員会にその取扱いについての検討を依頼し、学部学務委員会の検討結果を受け、自らの意見を付して、学部教授会に審議を求めなければならない。
- 5 学部長は、学部教授会の審議に基づき、当該不服申立てを認容し成績評価の変更を行うか又は認容せず成績評価の変更も行わない等の決定を行う。
- 6 前項の決定を行ったとき、学部長は、不服申立人に対し、速やかにその内容について口頭及び書面（別に定める「成績評価不服申立てにかかる回答書」をいう。以下同じ。）による回答を行うものとする。この場合において、書面による回答を行うときは、学務部長が代理することができる。
- 7 不服申立てに関する審議は、不服申立人の手続的権利が十分に保障されるよう配慮されなければならない。かつ、公正に行われなければならない。

（他学部、富山短期大学又は他大学等の授業科目の履修）

第 17 条 学生は、その属する学部以外の学部、富山短期大学の教育課程に定められた科目又は協定等締結している他大学等の授業科目については、次の各号に定めるところにより、履修することができる。

- （1）履修しようとする科目について、必ず履修願を教務課に提出しなければならない。
- （2）履修した科目の修得した単位は、現代社会学部教授会が読替え認定した場合を除いて自由科目単位とし、卒業に必要な単位数に算入することはできない。
- （3）履修した科目の試験が、その学生の属する学部の教育課程において履修した科目の試験と同一日時に行われる場合は、その属する学部の科目の試験を受けるものとする。ただし、履修した科目の試験については別に定める。
- （4）前各号に定める履修等にかかる運用については、別に定める。

（進級要件）

第 18 条 2 年次末までにおいて、必修科目について未修得単位がある場合は、原則として 3 年次への進級を認めない。

附 則

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

※第 2 条第 2 項に定める「別表」とは、本便覧「1 2. 現代社会学部教育課程表」を指す。

14. 教員組織

学部長 教 授	尾畑 納子	生活環境論Ⅰ(衣・住環境)、生活と水環境、消費者環境論、環境デザイン特別講義、環境デザイン実習、環境デザイン概論、生活の科学、教養特別講座、とやま地域学、専門演習Ⅱ(卒研含む)、現代社会概論、インターンシップ
教 授	上坂 博亨	環境計量、資源・エネルギー論、環境政策論、環境デザイン特別講義、環境デザイン実習、環境デザイン概論、地域づくり実習、ビジネス情報演習Ⅰ・Ⅱ、教養演習Ⅰa・b、専門演習Ⅰa・b、専門演習Ⅱ(卒研含む)
教 授	大谷 孝行	環境社会学(環境問題の歴史)、環境デザイン実習、環境デザイン概論、コミュニケーションの基礎、哲学の基礎、教養演習Ⅱa・b、専門演習Ⅰa・b、専門演習Ⅱ(卒研含む)、フランス語Ⅰ・Ⅱ、環境・社会・企業と倫理
教 授	川本 聖一	生活環境論Ⅰ(衣・住環境)、生活環境論Ⅱ(住環境デザイン)、住環境論演習、都市空間デザイン、環境デザイン特別講義、環境デザイン実習、環境デザイン概論、教養演習Ⅰa・b、専門演習Ⅰa・b、専門演習Ⅱ(卒研含む)
教 授	後藤 智	地方自治法、情報関係法、環境関係法、法学の基礎、現代社会時論、現代社会概論、経営情報概論、経営情報実習、教養演習Ⅰa・b、専門演習Ⅱ(卒研含む)
教 授	才田 春夫	国際ボランティア論、国際交流実習(ボルネオ島)、異文化研修(マルタ)、バイオマスと環境、バイオマスと環境演習、環境デザイン実習、環境デザイン概論、国際協力、国際キャリア概論、日本語総合演習Ⅰ・Ⅱ、教養演習Ⅰa・b、専門演習Ⅰa・b、専門演習Ⅱ(卒研含む)
教 授	佐藤 悦夫	富山県の文化・自然と観光、観光資源論、世界遺産論、民族・文化と観光、観光概論、観光実習、現代社会概論、教養演習Ⅱa・b、専門演習Ⅰa・b、専門演習Ⅱ(卒研含む)
教 授	助重 雄久	観光地理、都市と観光、地域観光論、観光調査・分析法、観光概論、観光実習、現代社会概論、教養演習Ⅰa・b、専門演習Ⅰa・b、専門演習Ⅱ(卒研含む)
教 授	高橋 哲郎	中小企業論、ベンチャー・ビジネス論、経営情報実習、経営情報概論、韓国語Ⅰ・Ⅱ、異文化研修(韓国)、現代社会概論、教養演習Ⅰa・b、専門演習Ⅰa・b、専門演習Ⅱ(卒研含む)
教 授	湯 麗敏	観光中国語、中国語Ⅰ・Ⅱ、外国語特講Ⅰ・Ⅱ、実践日本語Ⅰ・Ⅱ、異文化研修(中国)、観光概論、教養演習Ⅰa・b、専門演習Ⅰa・b、専門演習Ⅱ(卒研含む)
教 授	渡部 恵子	国際関係論、国際ジャーナル、国際キャリア概論、現代社会概論、英語Ⅰ・Ⅱ、ビジネス英語、教養演習Ⅰa・b
准教授	河野 信	ビジネス情報演習Ⅰ・Ⅱ、情報科学概論、情報システム論、情報統計学Ⅰ、経営情報概論、経営情報実習、教養演習Ⅱa・b、専門演習Ⅰa・b
准教授	佐藤 綾子	経営分析論、企業会計、管理会計、経営情報資格演習、経営情報実習、経営情報概論、会計基礎演習Ⅰ・Ⅱ、現代社会概論、教養演習Ⅰa・b、専門演習Ⅰa・b、専門演習Ⅱ(卒研含む)

I. 現代社会学部

准教授	高尾 哲康	e マネジメント論、情報メディア論、情報ネットワーク論、情報技術論、経営情報実習、経営情報概論、現代社会概論、ビジネス実務演習Ⅰ・Ⅱ、専門演習Ⅰa・b、専門演習Ⅱ(卒研含む)
准教授	高橋 ゆかり	環境基礎演習、生活と水環境論演習、地球環境論(自然環境)、環境デザイン概論、環境デザイン実習、生活の科学、現代社会概論、教養演習Ⅱa・b、専門演習Ⅰa・b、専門演習Ⅱ(卒研含む)
准教授	Bogdan Pavliy	英語学、英語Ⅰ・Ⅱ、ロシア語Ⅰ・Ⅱ、外国語特講(ロシア語)Ⅰ・Ⅱ、国際キャリア概論、異文化研修(オーストラリア)、教養演習Ⅰa・b
准教授	Mark Frank	Intensive EnglishⅠ・Ⅱ、英語Ⅰ・Ⅱ、英語音声学、国際キャリア概論、Creative Writing、Academic WritingⅠ、教養演習Ⅱa・b
講師	一井 崇	社会学の基礎、国際コミュニケーション論、国際観光論、観光サービス論、ホテル業論、観光概論、観光実習、教養演習Ⅱa・b、専門演習Ⅰa・b
講師	伊藤 葵	経営戦略論、経営組織論、経営情報実習、経営情報概論、経営の基礎、教養演習Ⅱa・b、専門演習Ⅰa・b、専門演習Ⅱ(卒研含む)
講師	伊藤 雄馬	Advanced ReadingⅠ、地域づくり実習、英語Ⅰ・Ⅱ、国際キャリア概論、TOEICⅠ・Ⅱ・Ⅲ、異文化理解、観光英語、教養演習Ⅱa・b
講師	重本 祐樹	流通チャネル論、マーケティング戦略、マーケティングリサーチ、経営情報実習、経営情報概論、教養演習Ⅱa・b、専門演習Ⅰa・b、専門演習Ⅱ(卒研含む)
講師	谷脇 茂樹	観光・観光政策の歴史、観光ビジネス論、観光経営論、観光企画論、観光実習、観光概論、グローバルキャンパス(観光)、教養演習Ⅱa・b、専門演習Ⅰa・b、専門演習Ⅱ(卒研含む)
客員教授	川田 文人	経済の基礎、金融論
客員教授	佐山 春樹	食と環境
客員教授	炭谷 茂	環境デザイン特別講義
兼任教授	彼谷 環	日本国憲法
兼任教授	長尾 治明	キャリアデザイン講座b、経営者講座、地域課題探求講座、地域ライフプラン
兼任教授	福島 美枝子	実践日本語Ⅰ・Ⅱ、日本の社会と文化
兼任准教授	大平 泰子	心理学の基礎
兼任講師	金子 泰子	健康とスポーツ演習
兼任講師	浦田 美紗	旅行業論
兼任講師	大西 一成	環境経済学、日本経済論
兼任講師	九里 徳康	環境マネジメント(CSR)
兼任講師	黒田 明	数学
兼任講師	三賀 孝治	キャリアデザイン講座a
兼任講師	定村 誠	地域づくり実習
兼任講師	銭 輝	中国語Ⅰ・Ⅱ
兼任講師	竹島 慎二	地域文化論
兼任講師	中野 香保里	基礎日本語Ⅰ・Ⅱ、中級日本語演習Ⅰ・Ⅱ
兼任講師	松岡 裕見子	基礎日本語Ⅰ、上級日本語演習Ⅰ

I. 現代社会学部

兼任講師	佐藤(山崎) 杏子	生態学
兼任講師	山崎 正治	観光と交通
兼任講師	山下 隆司	地域社会と観光
兼任講師	要門 美規	基礎日本語Ⅱ、上級日本語演習Ⅱ
兼任講師	David Coolige	英語Ⅰ・Ⅱ
兼任講師	Jared Winans	英語Ⅰ・Ⅱ
兼任講師	Kerrie Gray	外国語特講Ⅰ・Ⅱ
兼任講師	Nicholas Williams	英語Ⅰ・Ⅱ

15. 施設利用案内

15-1 図書館の利用案内

本学図書館を利用するにあたっては、次の諸事項に留意してください。

(1) 開館時間

平日（授業のある期間）：8時45分～18時00分（1階メディアコーナー含む）

平日（授業のない期間）：8時45分～17時00分

(2) 休館日

①土曜日、日曜日

②国民の祝日及び休日

③本学開学記念日（6月5日）

④12月25日から翌年1月7日まで

⑤館長が特に必要と認めた日

(3) 館内閲覧

図書や雑誌、新聞は閲覧室内で自由に利用することができます。

DVDやビデオは、閲覧室内のメディアブースで利用できます。視聴覚資料利用申込書に必要事項を記入し、学生証と一緒にカウンターに提出してください。

CD-ROMを利用する場合と電動式移動書架の図書を閲覧する場合は、カウンターに申し出てください。

(4) 館外貸出

①館外貸出を希望する学生は、学生証を呈示し所定の手続きをしてください。

なお、貸出の冊数及び期間は、5冊以内・14日以内とします。ただし、夏季及び冬季休業期間における貸出期間は休業明けまでとします。

②貸出期間の延長は、他の利用者の予約がない場合のみ可能です。返却期限内に更新手続きを行ってください。

③貸出を受けた図書は転貸できません。

④本学を卒業・退学・休学・もしくは停学になった学生は、ただちに貸出を受けた図書を返却しなければなりません。

⑤貸出期間を過ぎた学生は、延滞日数分、新たに図書を借りることができません。

(5) 館外貸出禁止の資料

次の図書館資料の館外貸出はできません。

①辞典・事典その他参考図書（禁帯出のラベル貼付のもの）

②DVDソフト・ビデオテープ・CD-ROMなどの視聴覚資料

③新聞・雑誌

④館長が貸出不適当と認めたもの

(6) 利用相談

次に掲げる事項について相談することができます。

①図書及び図書館の利用

②文献調査

③学術情報の調査

(7) 文献複写サービス

本館所蔵の資料に限り、著作権法に基づき、有料でコピー（複写）サービスを受けることができます。その場合、文献複写申込書に必要事項を記入して、カウンターに提出してください。ただし、同一のコピーを複数枚作成することは著作権法の定めによりできません。また、個人情報・ノート類のコピーは取扱いません。

(8) 閲覧者のマナー

図書館内では次の事項を順守してください。

- ①図書・新聞・雑誌は大切に扱ってください。
- ②新聞・雑誌などは、閲覧後は必ずもとの位置に戻してください。
- ③飲食・喫煙は館内でしないでください。
- ④館内では、談話・音読など他人の妨げになることをしないようにしてください。携帯電話などの電源は OFF にしてください。

(9) 資料・文献の検索

閲覧室に設置してある端末で、館内所蔵の資料を検索することができます。

また、インターネットを利用した情報検索や電子ブックの閲覧等が手軽に行えるよう iPad の館内貸出を行っています。カウンターで申し込んでください。

(10) その他

貸出図書、館内利用図書などを汚損・破損又は紛失した学生には、館長の指示に従い、弁償してもらうことになります。

(11) メディアコーナー利用案内

図書館棟 1 階のメディアコーナーは自由に利用することができます。機器は大切に扱ってください。

15-2 A.L. (Active Learning) 室の利用案内

A.L.(アクティブ・ラーニング)とは、教員が一方向的に知識を伝えるこれまでの講義形式ではなく、学生参加型授業、共同学習を取り入れた授業、課題解決型学習など、学生の能動的な学修に取り組めるような授業を総称するものです。

A.L.室は、通常の講義形式のような机の配置で授業を受講することもできますが、前述のような授業を、机・椅子の多彩な組み合わせによってグループワークができる部屋です。

授業の行われていない時間帯には、自由にミーティングができ、授業で出された課題等に関してグループで自主学習ができるスペースですので、活用してください。

なお、利用する場合は次のことに留意してください。

設置場所：講義研究棟 3 号館 1 階（304・305 号室前）

利用時間：平日 8 時 45 分～17 時 50 分

（国民の祝日及び本学の定めた休日、業務上利用を停止する日時を除く）

利用規則：①図書館 1 階の教務課で、使用の許可を得てください。

②授業やミーティング等で使用した後は、消しゴムのカスなどゴミを所定の場所に捨て、次に使う人が不快な気持ちにならないように 必ず綺麗にしてください。

③他にワークしている学生、周りの人たちに迷惑のかかるような行為（大声で話す、大きな音を出すなど）はやめましょう。

④濡れた傘は室内へ持ち込まず、入口の傘立てを利用してください。

⑤室内での飲食は厳禁です。

15-3 学習サロンの利用案内

東黒牧キャンパスでは、「学習サロン」を設けています。

「学習サロン」は、自主学習やグループ学習、サークル活動やミーティング等に最適のスペースです。学生の皆さんが楽しく自分をレベルアップさせるためにも、気軽に利用してください。

設置場所：講義研究棟 4 号館 1 階

15-4 大学会館の利用案内(「大学会館使用規程」)

富山国際大学大学会館の使用規程を次のように定める。

(目的)

第 1 条 大学会館（以下、「会館」という。）の使用は、この規程の定めるところによる。

(使用の制限)

第 2 条 会館の使用は、富山国際大学（以下、「本学」という。）の教職員及び学生とし、事前に使用願を提出し許可を受けなければならない。外部者が使用を希望する場合も同様とする。

(特定の使用)

第 3 条 前条のほか、特定の室を定期的又は継続的に使用しようとする課外活動の部又はサークルは、使用願に利用計画を添付し、許可を得なければならない。

2 利用計画は、前期・後期授業期間、夏休み・冬休み・春休みごとに学生課へ提出すること。

3 新たに、特定の室を継続的に利用したいときは、本学の許可を受けなければならない。

(使用時間)

第 4 条 会館の使用時間は、午前 9 時から午後 8 時までとする。ただし、土曜日については午前 9 時から午後 5 時までとし、事前に学生課に届け出なければならない。

2 学内行事等で、使用時間の延長を希望する場合は、使用時間延長願を学生課に提出し許可を受けなければならない。

(休館日)

第 5 条 休館は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、開学記念日、お盆及び年末年始とする。

(管理)

第 6 条 会館の管理は学生課が行い、鍵を保管する。

2 室を使用する場合は、そのつど学生課で鍵を借用し、終了後返却する。

(使用の拒否)

第 7 条 次の各号に該当するときは、使用を承認しない。

(1) 公益を害し、風俗をみだすおそれがあると認めたとき。

(2) 建物又は付属物を毀損するおそれがあると認めたとき。

(3) 特定の営利事業や特定の宗教、教派、教団支持等に抵触するおそれがあると認められるとき。

(4) その他、本学が不適当と認めるとき。

(承認取消し)

第 8 条 この規程に違反し、又は使用の承認後前条に抵触する事由が生じたときは、使用を取消すことがある。

(使用上の注意)

第 9 条 会館を使用するものは、次の事項に注意しなければならない。

(1) 会館内では火の元に注意し、清潔・整頓・美化に心がけなければならない。

(2) 会館内の備品類は、許可なく移動・持ち出してはならない。

(3) 許可を受けた室以外を使用してはならない。

(4) 使用後は、火気に注意し、戸締まり、消灯その他後始末を励行すること。

(賠償)

第 10 条 使用中に建物、備品等を破損又は滅失したときは、損害額を賠償しなければならない。

(罰則)

第 11 条 この規程の各事項を遵守できず、本学からの警告をも無視するような場合は、会館の使用を一切禁止することがある。

附 則

この規程は、平成 16 年 3 月 1 日から実施する。

呉羽キャンパス

《 呉羽キャンパスについて 》

呉羽キャンパスは、富山県中央部の呉羽丘陵西麓の富山市呉羽地区に位置し、富山国際学園の教育機関である富山国際大学、富山短期大学、富山国際大学付属高等学校、富山短期大学付属みどり野幼稚園が一体的に立地しています。

昭和 38(1963)年に、富山県初の私学による高等教育機関として、前身の学校法人富山女子短期大学が、この地で産声をあげて以来の伝統あるキャンパスです。平成 21(2009)年の子ども育成学部設置に始まり、学園創立 50 周年の平成 25(2013)年までに、多くの校舎で全面改築が進められ、最新の教育施設・設備と福利厚生施設が整えられて、明るく快適なキャンパス環境となっています。

Ⅱ．子ども育成学部

【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

子ども育成学部では、「次代を担う心身ともに健やかな子どもの育成を通して、地域社会の発展に貢献できる教育・保育・福祉の人材を養成すること」を、理念・目標に掲げる。このような理念・目標を踏まえて、所定の単位を修得し、以下の資質・能力を身につけたと認められる学生に、卒業を認定する。

1. 人間性の向上（DP1）

現代社会を生きる主体的な生活者として、また子ども育成を担う専門的職業人として必要な幅広い知識と教養を身につけている。

2. 専門性の向上（DP2）

2－1. 教育・保育・福祉の専門職としての資質・能力（DP2-1）

子どもの生活・発達の連続性と家庭・地域・社会環境との関係性について理解し、子ども育成の理念と専門的知識・技術、実践力を身につけている。

2－2. 地域に生きる専門職としての資質・能力（DP2-2）

地域の特色ある教育・保育・福祉の実践に学び、地域に愛着と誇りを持ち、地域に根づいた教育・保育・福祉の実践力を身につけている。

3. 社会性の向上（DP3）

国や地域を越えた広い視野、人間信頼と共同連帯の精神を持ち、生涯にわたって自己を高める努力を続けようとする意欲と態度を身につけている。

1. 学部の教育理念・目標

1-1 学部の設置目的

子ども育成学部は、心身ともに健やかな子どもの育成を通して地域社会の発展に貢献できる人を養成し、教育・保育・福祉など子ども育成に関する基礎的・専門的・実践的教育研究を行うことを目的として設置されています。
(学則第1条の2第2号を参照)

1-2 教育理念・目標

21世紀のわが国は人口減少時代を迎え、次代を担う子どもの育成と、教育・福祉・社会システムの再構築が求められています。教育は、個人の尊厳を重んじ、国家・社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものであり、福祉は、個人の尊厳を尊重し、その健やかな育成と自立・社会参加・共生の地域福祉社会の形成を期して行われるものです。

子ども育成学部では、子どもを連続した発達主体としてとらえる時間軸と、子どもを家庭や地域社会との関係性の中でとらえる空間軸のハイブリッドの視点に立ち、「子ども育成学」の構築を視野に、「現代社会を主体的に生きるための幅広い知識と教養、子ども育成の専門家としての確かな資質能力と学びの精神をもって、地域社会の発展に貢献できる人材の育成」を教育目標としています。

1-3 学部がめざす人材像

子ども育成学部は、「子どもの最善の利益」を尊重するという理念や、専門的な知識技術と、豊かな人間性を併せ持ち、子ども育成の優れた実践能力を備えた人材の養成をめざします。以下はその具体像です。

- ① 子ども育成の専門家としての確かな資質能力と学びの精神を備えた人材
- ② 子どもの生活・発達・学びの連続性をふまえて、一貫した教育指導ができる人材
- ③ 子どものよりよい育ちのために、家庭・地域と連携・協力し、信頼される人材
- ④ 地域に愛着と誇りを持ち、地域に根づいた教育・保育・福祉の実践ができる人材

1-4 学部のカリキュラム・ポリシー

学部の教育目標を達成するために、次のカリキュラム・ポリシーにより教育課程を編成しています。また、学習成果を上げるための教育方法と、学習成果の評価方法を、以下に掲げます。

1. 教育内容

子ども育成学部の教育課程編成・実施の方針は、在学中に子ども育成に関する基礎的・専門的な能力の向上を図るため、教育課程を教養教育と専門教育により構成し、各教育課程には、教育目標を達成するための科目を設定している。各授業科目が卒業認定・学位授与の方針に定められたどの能力・素養の向上に寄与するかをシラバスで明示する。

1-1. 教養科目「子ども育成の教養」科目区分

- (1) 人間理解と社会理解を深め、現代社会における人間のあり方について考える「共存・共生へのアプローチ科目」授業科目群を置く。具体的には、「人間理解科目」、「社会理解科目」を置く。
- (2) 現代の巨大潮流を理解し、変化する現代社会を生きる人間のあり方について考えるための「時代の潮流へのアプローチ」授業科目群を置く。具体的には、「国際化対応科目」、「情報化対応科目」、「環境との共生対応科目」、「少子高齢化対応科目」を置く。
- (3) 子ども育成の専門職業人への目的意識を高め、キャリアの実現をめざすための科目として、「キャリア形成」授業科目群を置く。
- (4) 生活文化と地域活動体験、主体的探究的活動を通して、生涯にわたる自己研鑽の基礎を培うための科目として、「演習」授業科目群を置く。

1-2. 専門科目

1-2-1. 「子ども育成の理論と実践」科目区分

- (1) 子どもの生活・発達・教育に関する理論を学び、専門知識を身につけるための科目として、「子ども育成の理論」授業科目群を置く。
- (2) 子ども育成の内容・方法・技術を学び、実践の基礎的能力を身につけるための科目として、

「子ども育成の内容・方法」授業科目群を置く。

- (3) 子ども育成の実地での体験を通して、実践的能力を身につけるための科目として、「子ども育成の実習」授業科目群を置く。

1-2-2. 「子どもの発達と相談支援」科目区分

- (4) 子どもの心身の発達や社会環境に関する理解を深めるための科目として、「子どもの発達と環境」授業科目群を置く。
- (5) 子ども理解を深め、相談・支援に関する知識・技術を身につけるための科目として、「子ども育成の相談・援助」授業科目群を置く。
- (6) 子どもと家庭の福祉、地域社会に関する理解を深めるための科目として、「子どもと家庭・地域の自立支援」授業科目群を置く。

1-2-3. 「富山の子ども育成」科目区分

- (7) 地元富山の特色ある教育・保育・福祉活動への参加体験を通して、地域の実践に学び、子ども育成における地域連携の重要性について理解するための科目として、「富山の子ども育成科目群」を置く。

1-2-4. 「子ども育成の研究」科目区分

- (8) 4年間の学びの集大成として、レポートの作成や発表を行うことを通して、生涯につながる自己研鑽と研究的態度を養うための科目として、「子ども育成の研究」授業科目群を置く。

1-2-5. 副専攻プログラム

- (9) 国際社会で活躍できる、外国語コミュニケーション能力と実践能力のある人材を育成するために、副専攻プログラム（グローバル人材育成プログラム）を置く。
- (10) 地域社会で活躍できるリーダーとなり得る、課題解決力と実践能力のある人材を育成するために、副専攻プログラム（地域創生人材育成プログラム）を置く。

2. 教育方法（授業方法）

子ども育成学部では、各授業科目において、確実な理解と学習成果を上げるための教育方法として、一般的な知識教授型の授業方法以外に、以下の5つの中で各授業科目において可能な方法を積極的に実践する。

(1) 対話型授業

教員が学生に一方的に講義するのではなく、学生も参加し、学生と教員が双方向的に対話や問答をしながら、理解を深める。

(2) 演習・反復型授業

演習課題、具体的な事例についての考察、重要な事項について反復学習をすることにより、確実な理解を図る。

(3) グループ学習

学生同士が複数のグループに分かれ、設定した課題について、グループの構成員が共同で解決に当たる。

(4) 地域フィールドワーク

地域の教育・保育・福祉施設等の現場や実習場所に出向き、実践活動を行いながら、理解を深める。

(5) 授業外学習指導や自主学習

授業外で教員が個別に学習指導したり、学習課題や調査課題などを与え、学生の自主的な学習を促す。

3. 教育評価

- (1) 個々の授業科目の成績評価にもとづいて、学生自身が各科目で設定された到達目標の達成度を評価する。
- (2) 各授業で実施される授業評価アンケートを通じて、教員が学生の授業理解や満足度、授業目標の達成度を評価する。
- (3) 標準化された指標に基づいたテスト等によって、学生が自身の成長変化を評価する。

- (4) 教養演習等におけるグループ発表や個人研究のレポート等の成果物の作成や発表を通じて、現代社会を生きるための基礎的な知識・技術の習得状況を評価する。
- (5) 4年間の学修成果である卒業研究によって、専門性の達成度を評価する。
- (6) 各分野の「履修カルテ」を利用した振り返りを通じて、学生自身が自分の成長のプロセスを評価する。
- (7) 卒業直前オリエンテーション時の学生アンケートを利用した振り返りを通じて、学生自身が4年間における自分の成長を総合的に評価する。

2. 学部の教育課程

2-1 教育課程の編成方針及び特色

子ども育成学部では、**教育・保育・福祉の3分野**を幅広く学ぶことができるための教育課程を編成しています。また、各分野の根幹をなす基礎科目、各分野を統合的な視点で学ぶ「**子ども育成**」関係科目を教育課程の中核に据えています。

子ども育成学部の教育課程の特色は、三つの点に集約されます。

① 子どもの育ちとその環境を一体的に捉える。（教育と福祉のハイブリッド）

子どもの育ち（人間形成）とその環境（人間形成の環境）を一体的に捉えていくことを、教育課程編成の基本に据えています。

乳幼児から学童期にかけての子どもを連続した発達主体としてとらえて、年齢的区分を超えて一貫した教育指導を行う「保・幼・小の連携」と、子どもが育つ環境としての家庭・地域・社会との関係の中で子どもを理解し、「よりよい育ちの環境」を整えていく課題に対応できる幅の広い視野を養います。

② 少人数できめの細かい実践的専門教育を推進する。

小学校教育・保育・幼児教育・社会福祉などの各専門分野の養成課程を適切に組み合わせた上で、現場実践に直接かかわる科目を多く配置しています。

実践力の養成・向上のための演習や模擬授業（保育）、事例研究など少人数できめの細かい実践的専門教育を推進します。また、教育・保育・福祉の専門職養成に必須の学外実習を重視し、事前指導、事後指導や実習校・施設の現場指導者との十分な連携の下に指導を行います。

③ 「地域で学ぶ」「地域に学ぶ」「地域で育つ」ことを重視する。

地域の特色ある教育・保育・福祉の実践に学ぶため、地域社会参加活動やインターンシップ（就業体験）、自主研修など学生が自らの体験を通して、「地域で学ぶ」「地域に学ぶ」「地域で育つ」ことを重視しています。時代と地域の最前線の実践的課題や展望について学びながら、それらを教育・保育・福祉の理論・実践にフィードバックさせて理解を深めなおすよう配慮し、「座学」や「教養」だけではなく、「生きた理論」、「現実とともに歩む学問」をめざしています。

2-2 教育課程の編成

子ども育成学部の教育課程は、学部の教育理念・目標を達成するために必要な学修ができるよう、体系的・系統的に編成されています。

授業科目は、「**教養科目**」と「**専門科目**」に大別されています。授業科目には、「必修科目」、「選択科目」、「自由科目」があり、所定の「開講年次」と「開講時期」（前期・後期・通年）に開講されます。「必修科目の全科目（単位）」と「必要とされる選択科目（単位）」を取得すれば、卒業要件が満たされて、「**学士（教育学）**」の学位が授与されます。

また、教育課程には、小学校教諭（一種）養成課程、幼稚園教諭（一種）養成課程、保育士養成課程の履修に必要な科目、社会福祉士国家試験受験資格指定科目、スクールソーシャルワーク教育課程科目、社会福祉主事任用資格科目も組み込まれています。それぞれの「免許・資格に必要な科目」を履修すれば、卒業時に所定の申請手続きをすることで免許・資格を取得することができます。

（社会福祉士資格は、卒業年度の末に実施される国家試験に合格することが必要です。）子ども育成学部では、これら**複数免許・資格の取得を推奨**しています。

2-3 学部がめざす人材像と教育課程の対応

教育課程は、「教養科目」と「専門科目」から成り立っています。また、それらは「子ども育成の教養」、「子ども育成の理論と実践」、「子どもの発達と相談支援」、「富山の子ども育成」、「子ども育成の研究」の5つの科目区分に分けられています。これらの科目区分は、「学部がめざす人材像」との対応を考慮して設定されています。

2-4 教育課程の体系

教育課程は、「区分・科目区分・授業科目群」から成り立っています。それぞれの「ねらい」と「目標とする人材像との関連」は次のとおりです。

表1. 教育課程の体系
(平成26年度以降の入学生)

区 分 ・ 科目区分 ・ 授業科目群		ね ら い	設置の趣旨・人材像との対応・関連
教 養 科 目	子ども育成の教養	現代社会を生きる主体的な生活者として、また子ども育成を担う専門的職業人として必要な、幅広い知識と教養を身につける	子ども育成の専門家としての確かな資質能力と学びの精神を備えた人材
	共存・共生へのアプローチ	人間理解と社会理解を深め、現代社会における人間のあり方について考える	
	時代の潮流へのアプローチ	現代の巨大潮流を理解し、変化する現代社会を生きる人間のあり方について考える	
	キャリア形成	子ども育成の専門職業人への目的意識を高め、実現をめざす	
	演 習	生活文化と地域活動体験、主体的探究的活動を通して、生涯にわたる自己研鑽の基礎を培う	
専 門 科 目	子ども育成の理論と実践	子どもの生活と発達、教育に関する専門知識及び子ども育成の実践力を身につける	子どもの生活・発達・学びの連続性を踏まえて、一貫した教育指導ができる人材
	子ども育成の理論	子どもの生活・発達・教育に関する理論を学び、専門知識を身につける	
	子ども育成の内容と方法	子ども育成の内容・方法・技術を学び、実践の基礎的能力を身につける	
	子ども育成の実習	子ども育成の実地での体験を通して、実践的能力を身につける	
	子どもの発達と相談支援	子どもの発達と環境の関係、相談支援のあり方、子ども育成における家庭・地域との連携の必要性について理解する	よりよい子どもの育ちのために、家庭・地域と連携・協力していける人材
	子どもの発達と環境	子どもの心身の発達や社会環境に関する理解を深める	
	子ども育成の相談・援助	子ども理解を深め、相談・支援に関する知識・技術を身につける	
	子どもと家庭・地域の自立支援	子どもと家庭の福祉、地域社会に関する理解を深める	
	富山の子ども育成	地元富山の特色ある教育・保育・福祉への参加体験を通して、地域の実践に学び、子ども育成における地域連携の重要性について理解する	地域に愛着と誇りを持ち、地域に根づいた保育・教育の実践をめざす人材
	子ども育成の研究	4年間の学びの集大成として、論文の作成や発表を行うことを通して、生涯につながる自己研鑽と研究的態度を養う	子ども育成の専門家としての確かな資質能力と学びの精神を備えた人材

3. 3年次編入学

(1) 既修得単位の認定

編入学生は、富山国際大学学則（第 25 条・第 25 条の 2・第 26 条）の規定に基づき、本学子ども育成学部の該当年度の教育課程表に準拠して、従前の学校の単位を単位数として入学時に認定する「既修得単位の認定」を受けることができます。申請時には単位を修得された学校の成績証明書（6 か月以内発行）とシラバスが必要です。教職の免許状を取得した場合は免許状の写しも提出してください。

(2) 履修登録

「既修得単位の認定」を確認した後、希望する資格免許の必修科目等に応じて履修登録を行ってください。なお、履修登録は web 登録ではなく、所定の用紙に手書きで事務に提出してください。時間割によっては必修科目が重なっている場合がありますので、編入時の個別履修指導担当教員及びゼミ担当教員、事務職員による指導を受けて、2 年間を見通した計画を立ててください。授業の日程が変更になり、授業が重なる場合も考えられますので、自分の時間割表を履修科目の担当教員に事前に手渡ししておくなどの工夫をしてください。

＜既修得単位の申請及び履修上の留意点＞

- ① 既修得単位の申請書の記入に当たっては、編入時の個別履修指導担当教員及び事務職員による指導を受けること。また、取得希望資格・免許に変更があった場合は、上記の教員、ゼミ担当教員及び事務に申し出ること。
- ② 本学の卒業必修科目は必ず履修すること。ただし、1・2 年次の卒業必修科目及び個別認定された科目は修得したものとみなす。
- ③ 学士（教育学）を認定する学部の性質上、「子ども育成入門」「子ども育成論」「教育原理」「教育心理学」「発達心理学」は必ず修得すること。
- ④ 包括認定単位数は 60 単位（教養科目 35 単位、専門科目 25 単位）を上限とする。なお、資格・免許に関係する科目に関しては、それに加えて法令上の必修科目を個別に読み替えて単位認定するが、個別認定されない法令上の必修科目は本学で必ず修得すること。
- ⑤ 幼稚園または小学校教員免許状取得希望の場合、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（「日本国憲法」「体育講義」「体育実技」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「情報処理演習」）を必ず修得すること。
- ⑥ 保育士資格取得希望の場合は、「富山国際大学保育士養成課程の履修に関する規程」第 7 条 1 項及び 2 項を参照すること。
- ⑦ 本学の自由科目は、認定する授業科目等の卒業要件単位には含まない。
（卒業要件単位 124 単位以上：教養科目 35 単位以上、専門科目 89 単位以上）
- ⑧ 認定する授業科目等の評価「P」は単位認定科目を意味する。（本学学則第 27 条参照）

4. 履修のしかた

4-1 単位制度と卒業要件

(1) 単位の計算方法

講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とします。実習及び実技については 30 時間の授業をもって 1 単位とします。ただし、一部の実習科目については、40 時間の授業をもって 1 単位とします。

(2) 授業時間と学修時間

単位計算の基礎はすべて時間単位で計算し、45 分の授業をもって 1 時間の学修時間とみなします。1 コマの授業時間は 90 分で、2 時間の学修時間を意味します。

(3) 学期と授業回数

子ども育成学部の授業は原則として前期 15 週、後期 15 週に分けて行われます。ただし、前期 15 週と後期 15 週の 30 週で行われる授業科目（通年科目）もあります。

(4) 単位の修得

- ・ 単位は、履修を修了した授業科目について試験を行い、成績評価が合格となった場合に修得となります。ただし、試験の代わりにレポート、論文等の提出をもって成績評価をすることもあります（詳細は、各科目の時間で説明されます）。
- ・ 履修の修了とは、履修登録をした授業科目について、所定の時間（半期、または通年）の授業を受け終わった場合をいい、履修の修了は単位修得の条件です。

＜授業科目の履修に関する規程第 9 条・10 条参照＞

(5) 卒業要件と進級要件

- ・ 子ども育成学部の学生は、教養科目から 35 単位以上、専門科目から 89 単位以上、計 124 単位以上を修得することが卒業要件となります。
- ・ 2 年次末までに必修科目（45 単位）について未修得単位がある場合は、原則として 3 年次への進級が認められません。ただし、上記必修科目のうち 5 分の 4 以上を修得した場合は、3 年次への進級を認める場合があります。
- ・ この場合、3 年次の一年間で、2 年次末までの必修科目の未修得単位を修得できなければ、原則として 4 年次への進級を認めません。

＜授業科目の履修に関する規程第 21 条参照＞

4-2 履修に関する注意と心得

(1) 履修計画に関する留意事項

卒業に必要な単位数は 124 単位以上ですが、これは最低単位数です。将来の進路に必要な資格免許に関する必要単位等を考えながら、自らの自発性に基づいて履修計画を立てることが望まれます。

① 教養科目

- ・ 「教養演習」は、専任教員で構成するゼミ担当教員が担当します。あらかじめ割り当てられた教員の演習を履修します。
- ・ 必修の演習及び実技科目は、時間割表で割り当てられた授業を受講します。

② 専門科目

- ・ 「実習」科目は、履修のための成績等の条件があります。ゼミ担当教員や実習指導の担当教員とよく相談して、条件を満たすことができるように努力してください。
- ・ 「卒業研究」は 3、4 年次と連続して行われます。卒業論文の作成を目標にゼミ担当教員が直接指導しますが、卒業論文のテーマ設定・作成等についてはゼミ担当教員によく相談しながら進めなければなりません。授業で学んだ知識や知見を集大成する能力が要求されますので、日頃の学習の積み上げが大切です。

(2) 長期展望に基づく履修プラン

- ・ 子ども育成学部の特色は、子ども育成の専門家としてふさわしい力を身につけるため、教育・保育・福祉を総合的に学ぶことができることです。そのため、できるだけ幅広い分野を学ぶことが求められ、複数の資格・免許を取得することを奨励しています。
- ・ 入学時及び毎学期に行われるオリエンテーションには、必ず出席してください。履修プランを立てるときは、学務担当教員及び学務担当事務職員、ゼミ担当教員などと十分に話し合ってください。
- ・ ゼミ担当教員は履修プランだけでなく、学生が有意義な大学生活を送れるように様々な問題について適宜指導やアドバイスをを行います。

＜履修指導計画参照＞

(3) 現代社会学部、富山短期大学の科目の履修について

現代社会学部や富山短期大学の科目は、自由単位として履修することができます。ただし、

子ども育成学部が読み替えを承認した場合以外は、卒業単位には算入できないので注意してください。

(4)履修科目の登録について

1 セメスター（学期）あたりの履修登録の上限は原則として 22 単位（年間では 44 単位）です。必修科目は必ず履修登録してください。ただし、資格免許取得に関する科目に関しては、例外的措置も可能ですから、ゼミ担当教員に相談してください。

(5)履修登録上の留意点

- ・各年次における前期、後期の初めに、それぞれ本人が履修登録をしなければなりません。
- ・同一時間帯に 2 科目以上の重複履修はできません。
- ・それぞれの年次及び配当された曜日、時限に従って履修しなければなりません。
- ・履修登録が行われていない授業科目の受講・受験及び単位の修得はできません。
- ・履修登録した科目の取り消しは、原則、認めません。

(6)履修登録の手続方法

各セメスターのはじめに、授業科目の中から履修する科目を、以下のとおりに登録しなければなりません。履修登録は、コンピュータ入力のみです。指定された期限までに登録が完了していない場合は、履修の権利を放棄したものとみなされます。また、事務室まで学生授業時間割表を必ず取りに来て、履修登録が正常に完了したかを確認してください。

2019 年度履修登録スケジュール

学期	履修登録期間	履修登録確認期間
前期	4 月 8 日（月）～4 月 12 日（金）	4 月 15 日（月）12 時 20 分～ 4 月 19 日（金）
後期	9 月 30 日（月）～10 月 4 日（金）	10 月 7 日（月）12 時 20 分～10 月 11 日（金）

※いずれも、最終日の締切時間は 15 時 です。これを過ぎると受け付けません。

- ・学生授業時間割表配布＜事務室カウンター＞
2019 年度前期： 4 月 15 日（月）12 時 20 分より
2019 年度後期： 10 月 7 日（月）12 時 20 分より
- ・履修登録場所
原則、自己所有のパソコンで大学のホームページにアクセスし、登録してください。また、E 館のラウンジスペースに備え付けてあるパソコンでも登録ができます。

(7)履修登録の取消しについて

履修登録の取消しに関する届出用紙は、事務室にありますので、必要事項を記載して提出してください。

4-3 成績評価及び成績発表

- (1) 単位の修得は、学期末の試験の結果によりますが、授業科目によっては、教室における授業期間中に行う筆記試験、レポートの提出、普段の学習状況等により総合的に判定します。
- (2) 授業への欠席が多い場合、成績評価が低くなる場合があります。また、欠席回数が 3 分の 1 を超えた場合は、期末試験の受験資格を失いますので、注意してください。
- (3) 成績評価基準は 12 ページのとおりです。
- (4) S 及び A の比率、及び資格免許に関わる科目の成績が一定の水準に達しない場合は、学外実習の履修が延期、または許可されない場合がありますので注意してください。
- (5) 成績評価に疑義がある場合は、その科目を受講した翌学期の履修登録期間中に呉羽キャンパス事務室まで申し出てください。科目の担当教員が調査し、結果を履修登録変更期間中に回答します。詳しくは、「富山国際大学子ども育成学部授業科目の履修に関する規程」によって定められていますので、よく読んでおいてください。

4-4 履修指導計画

時期	履修指導方法
入学時	[全体オリエンテーション] ・学生便覧及び補助資料を加え、履修登録方法、各種資格免許に関する履修について説明を行います。 [個別指導] ・所属ゼミごとに、個別に学生の相談に応じ、指導します。
1 年前期	[授業を通した指導] ・「子ども育成入門」において、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・社会福祉施設等の特徴などを学び、各資格免許取得へのガイダンス的役割も担います。 [個別指導] ・所属ゼミごとに、個別に学生の相談に応じ、指導します。
1 年後期	[全体オリエンテーション] ・各分野を相互に関連付けた幅広い学習を奨励するとともに、学生の進路選択にあわせた履修モデルを示します。 ・幼稚園教員免許関連実習の履修指導を行います。 [授業を通した指導] ・「キャリア入門講座」で、進路選択の情報を提供します。 [個別指導] ・所属ゼミごとに、個別に学生の相談に応じ、指導します。
2 年前期	[全体オリエンテーション] ・保育士関連実習の履修指導を行います。 [授業を通した指導] ・「キャリア支援講座Ⅰ」で、進路指導をします。 [個別指導] ・1 年後期末から 2 年前期初めにかけて適宜、個別相談に応じ、学生が各自の進路選択に合わせた履修モデルを作成し、2 年前期以降は、ある程度進路を定めて科目を履修できるようにします。
2 年後期	[全体オリエンテーション] ・保育士関連実習の履修指導を行います。 [授業を通した指導] ・「子ども育成論」で、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・社会福祉への理解を深め、「保・幼・小の連携」の課題に対応していけるようにします。「キャリア支援講座Ⅰ」で進路指導をします。 [個別指導] ・学生の学習及び生活・進路等について適宜指導を行い、卒業及び各種資格取得に関する履修の相談に応じます。
3 年前期	[全体オリエンテーション] ・幼稚園教員・小学校教員免許関連実習及び社会福祉士資格関連実習の履修指導を行います。 [授業を通した指導] ・「キャリア支援講座Ⅱ」で、進路指導をします。 [個別指導] ・学生の学習及び生活・進路等について適宜指導を行い、卒業及び各種資格取得に関する履修の相談に応じます。
3 年後期	[全体オリエンテーション] ・社会福祉士資格関連実習の履修指導を行います。 [授業を通した指導] ・「子ども育成専門演習」で保育・幼児教育・小学校教育・社会福祉などの各分野で習得した知識技術を振り返り、資格取得と関連付けながら学びの総合化を図ります。「キャリア支援講座Ⅱ」で進路指導をします。 [個別指導] ・学生の学習及び生活・進路等について適宜指導を行い、卒業及び各種資格取得に関する履修の相談に応じます。
4 年前期	[全体オリエンテーション] ・保育士・社会福祉士関連実習の履修指導、社会福祉士資格国家試験申請手続きについて指導します。 [授業を通した指導] ・「キャリア支援講座Ⅲ」で、進路指導をします。 [個別指導] ・学生の学習及び生活・進路等について適宜指導を行い、卒業及び各種資格取得、進路に関する指導をします。
4 年後期	[全体オリエンテーション] ・各資格免許の登録申請手続などについて、指導します。 [授業を通した指導] ・「キャリア支援講座Ⅲ」で、卒業及び各種資格取得、進路に関する指導をします。 [個別指導] ・学生の学習及び生活・進路等について適宜指導を行い、卒業及び各種資格取得に関する履修の相談に応じます。

5. 子ども育成学部教育課程表

■子ども育成学科教育課程表

(2019年度入学生に適用)

区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			開講 時期	教員 (非常勤)	免許・資格に必要な科目						地域 志向 科目	備 考
			必修	選択	自由			小免	幼免	保育士	社 会 福祉士	社会福祉 主事	スクール ソーシャル ワーカー		
授 業 科 目 の 概 要	人間 理解 社会 理解	人間と文学	1	2		後	仲井・(立野)			○					4単位以上
		心理学	1	2		前	大平泰子			○	○	○			
		人間と哲学	2	2		前	大藪敏宏			○					
		人間と宗教	3	2		前	(福井 真)			○					
		体育講義	1	1		後	金子泰子	◎	◎	◎					
		体育実技	1	1		前	金子泰子	◎	◎	◎					
		日本国憲法	1	2		前	彼谷 環	◎	◎	○					4単位以上
		法学	3	2		後	彼谷 環			○		○			
		社会学	2	2		後	大藪敏宏				○	○	○		
		経済学	1	2		前	(新里泰孝)			○		○			
	国際 化 対 応	英語 I	1	2		前	福島・(高野・ S.Scanlan・ M.Khaitova)	◎	◎	◎					8単位以上
		英語 II	1	2		後	福島・(高野・ S.Scanlan・ M.Khaitova)	◎	◎	○					
		TOEIC I	1・2	2		前	(伊藤雄馬)								
		TOEIC II	1・2	2		後	(伊藤雄馬)								
		世界の言語と文化	2	2		後	福島美枝子	○	○	○					
		子どもと国際交流	3・4	2		前	福島美枝子	○		○					
		日本の動き	1	2		前	彼谷・(荒木)			○					
		世界の動き	1	2		前	(渡部恵子)			○					
		異文化研修	1・2	2		前・後	福島美枝子								
		インターナショナルプログラムズ (長期)	1・2		12		福島美枝子								
		インターナショナルプログラムズ (短期)	1・2		4		福島美枝子								
		人間と情報	1	2		後	(山西潤一)			○					
		情報処理演習	1	2		前	(吉牟田裕)	◎	◎	○					
		子どもと情報メディア	4	2		後	彼谷・松山・大藪	○		○					
		プレゼンテーション	2	2		前	(山西潤一)	○	○	○					
	対 応 の 環 境 と 少 子 高 齢 化	人間と環境	2	2		前	松山・(尾畑)			○					4単位以上
		人間と科学	2	2		前	辻井・松山			○					
		子どもと環境	1	2		前	石倉卓子			○					
	キ ャ リ ア 系 科 目	生涯学習概論	1	2		後	仲井文之	○		○					2単位以上
		ジェンダー論	2	2		後	彼谷 環	○		○					
		現代社会と生きがい	3・4	2		前	大藪・相山	○		○					
	演 習 科 目	キャリア入門講座	1	1		後	室林・辻井・ 大平・金子							◆	1単位以上
		キャリア支援講座Ⅰ	2	2		通年	竹田・仲井・室林							◆	
		キャリア支援講座Ⅱ	3	2		通年	瀬戸・村上・本江							◆	
		キャリア支援講座Ⅲ	4	2		通年	彼谷・相山・石倉・松山							◆	
	子 ど も 育 成 の 理 論	教養演習	1～2	8		通年	専任全員			○				◆	12単位必修
		生活文化演習	1	2		後	彼谷・堀江・ (深井・大崎)			○				◆	
		地域社会参加活動	1	2		通年	堀江・松山大 藪・大平・金子	○	○	○				◆	
	子 ど も 育 成 の 内 容 ・ 方 法	子ども育成入門	1	2		前	竹田・室林 大藪・辻井	○	○						89単位以上
		子ども育成論	2	2		後	奥田・竹田 ・宮田	○	○						
		子ども育成専門演習	3	2		後	石倉・宮田・奥田	○	○						
		保育原理	1	2		前	竹田好美		○	◎		○			
		保育者論	3	2		後	本江理子			◎					
		教育原理	1	2		前	奥田秀巳	◎	◎	◎		○	◎		
		教育心理学	2	2		前	大平泰子	◎	◎						
		教職論	1	2		後	辻井満雄	◎	◎						
		児童・家庭福祉論	1	2		前	宮田徹			◎	◎	○	◎		
		子ども家庭支援論	3	2		後	宮田徹			◎					
		社会的養護Ⅰ	2	2		後	宮田徹			◎					
		相談援助の基盤と専門職	4	4		通年	室林孝嗣				◎	○			
		家庭教育論	2	2		前	奥田・大平		○	○					
		福祉教育論	2	2		後	村上・瀬戸	○	○	○					
		教育社会学	3	2		後	(仲瀬政光)	◎	◎	○					
		教育課程論	3	2		後	瀬戸健	◎	◎						
		教育方法論	3	2		前	瀬戸健	◎	◎						
		保育の計画と評価	3	2		後	竹田好美			◎					
		保育内容総論	1	2		後	石倉卓子		◎	◎					
		保育内容(健康)	2	2		前	(大森宏一)		◎	◎					
		保育内容(人間関係)	2	2		後	本江理子		◎	◎					
		保育内容(環境)	2	2		前	石倉卓子		◎	◎					
		保育内容(言葉)	2	2		前	本江理子		◎	◎					
		保育内容(音楽表現)	3	2		前	(大村禎子)		◎	◎					
		保育内容(造形表現)	3	2		後	佐部利典彦		◎	◎					
		子どもと健康	1	1		後	金子泰子			◎					
		子どもと人間関係	2	1		前	本江理子			◎					
		子どもと自然	1	1		後	松山友之			◎					
		子どもと言葉	1	1		後	本江理子			◎					
		子どもと表現	2	1		前	佐部利典彦			◎					
		乳児保育Ⅰ	1	2		後	竹田好美			◎					
		乳児保育Ⅱ	2	1		前				◎					
		子どもの安全と健康	2	1		前				◎					
		障害児保育	3	2		前	河崎美香		○	◎					
		社会的養護Ⅱ	2	1		後	(竹島弘子)			◎					
		国語科教育法	3	2		前	仲井文之	◎							

※編入学生は該当する入学年度教育課程表を参照すること。

Ⅱ. 子ども育成学部

区分		授 業 科 目 の 名 称	配当 年次	単位数			開講 時期	教員 (非常勤)	免許・資格に必要な科目						地域 志向 科目	備 考
				必修	選択	自由			小免	幼免	保育士	社 会 福祉士	社 会 福祉士 主事	スクール ソーシャル ワーカー		
授 業 科 目 の 概 要	子ども育成の内容・方法	社会科教育法	3		2		前	瀬戸・大藪	◎							
		算数科教育法	3		2		前	辻井満雄	◎							
		理科教育法	3		2		前	松山友之	◎							
		生活科教育法	3		2		前	瀬戸健	◎							
		音楽科教育法	2		2		後	堀江英一	◎							
		図画工作科教育法	2		2		後	佐部利典彦	◎							
		家庭科教育法	3		2		前	(磯崎尚子)	◎							
		体育科教育法	3		2		前	金子泰子	◎							
		外国語科教育法	3		2		前	福島美枝子	◎							
		道徳教育指導論	3		2		前	奥田秀巳	◎							
		総合的な学習の時間の指導法	3		2		前	瀬戸・大藪	◎							
		特別活動論	3		1		前	仲井文之	◎							
		国語	2		2		後	仲井文之	◎	○						
		社会	2		2		後	大藪敏宏	◎							
		算数	2		2		後	辻井満雄	◎	○						
		理科	2		2		後	松山友之	◎							
		生活	2		2		前	石倉・瀬戸	◎	○						
		音楽Ⅰ	1		2		後	堀江・(武藤・大村)	◎	◎	○					
		音楽Ⅱ	2		2		前	堀江・(武藤・大村)	○	○	○					
		図画工作	1		2		前	佐部利典彦	◎	◎	○					
		家庭	2		2		後	(本多弘子)	◎							
		体育	2		2		後	金子泰子	◎	◎	○					
		英語	2		2		後期	福島美枝子	◎							
	子ども育成の実習	保育所実習指導Ⅰ	2		1		通年	竹田・本江			◎					
		保育所実習指導Ⅱ	4		1		通年	本江・竹田			○					
		保育所実習Ⅰ	2		2		前	竹田・本江			◎					◆
		保育所実習Ⅱ	4		2		前	本江・竹田			○					◆
		施設実習指導Ⅰ	2		1		通年	宮田・室林			◎					
		施設実習指導Ⅱ	4		1		通年	相山・室林			○					
		施設実習Ⅰ	2		2		後	宮田・室林			◎					◆
		施設実習Ⅱ	4		2		前	相山・室林			○					◆
		幼稚園教育実習指導Ⅰ	1		1		通年	佐部利・大平		○						
		幼稚園教育実習指導Ⅱ	3		1		前	石倉・河崎		○						
		幼稚園教育実習Ⅰ	1		1		後	佐部利・大平		○						◆
		幼稚園教育実習Ⅱ	3		4		前	石倉・河崎		○						◆
		教育実習指導	3		1		前	仲井・辻井	◎	○						
		教育実習	3		4		前	仲井・辻井	◎	○						◆
	子どもの発達と環境	発達心理学	1	2			後	大平泰子	◎	◎	◎					
		子ども家庭支援の心理学	2		2		後				◎					
		幼児理解	2		2		後	河崎・(山川)		◎	◎					
		子どもの理解と援助	3		1		前				◎					
		子どもの保健	1		2		後	(満間・岩村)			◎					
		子どもの食と栄養	2		2		前	(石黒康子)			◎					
		特別支援教育論	4		1		前	河崎美香	◎	◎						
		特別な教育的ニーズの理解とその支援	4		1		前	河崎美香	○							
		医学一般	1		2		後	(田淵英一)				○	○			
		精神保健	3		2		前	(田淵英一)						◎		
		子ども文化	1	2			後	石倉・(藤田)		○	◎					
	子ども育成の相談・援助	子育て支援	4		1		前				◎					
		生徒指導・進路指導論	3		2		後	松山友之	◎					◎		
		教育相談	4	2			前	宮田 徹	◎	◎						
		相談援助の理論と方法Ⅰ	2		4		通年	村上 満				◎	○			
		相談援助の理論と方法Ⅱ	3		4		通年	村上 満				◎	○			
		相談援助演習Ⅰ	2		2		通年	室林孝嗣				◎				
		相談援助演習Ⅱ	3		3		通年	相山 馨				◎				
		相談援助実習指導	3～4		4		通年	相山・村上・室林				◎				
		相談援助実習Ⅰ	3		4		後	村上・相山・室林				◎				◆
		相談援助実習Ⅱ	4		2		前	村上・相山・室林				◎				◆
		スクールソーシャルワーク論	3			2	後	村上 満						◎		
		スクールソーシャルワーク演習	4			1	前	村上 満						◎		
		スクールソーシャルワーク実習指導	4			1	前	村上 満						◎		
		スクールソーシャルワーク実習	4			2	通年	村上 満						◎		◆

「教職課程の履修
計画と登録」参照

Ⅱ. 子ども育成学部

区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			開講 時期	教員 (非常勤)	免許・資格に必要な科目						地域 志向 科目	備 考
			必修	選択	自由			小免	幼免	保育士	社 会 福 祉 士	社 会 福 祉 主 事	ス ク ー ル ソ シ ヤ ル ワ ー カー		
子どもと家庭・地域の自立支援	社会福祉概論	3	4			通年	宮田 徹			◎	◎	○			※ 4科目の中から 4単位以上 4単位以上 (2科目)
	地域福祉論	2		4		通年	相山 馨				◎	○			
	福祉行財政と福祉計画	4			2	前	(岡本達也)				◎	○			
	社会福祉経営論	4			2	前	(大崎雅子)				◎				
	社会保障論	4			4	通年	(柴田 稔)				◎	○			
	社会福祉調査論	3			2	後	(志賀文哉)				◎				
	公的扶助論	3			2	後	(袴谷敏美)				◎	○			
	保健医療サービス論	4			2	前	(岩城小百合)				◎	○			
	就労支援サービス論	4			1	前	村上 満				○				
	権利擁護と成年後見	4			2	前	(柴田 稔)				○				
	更生保護制度論	4			1	前	(大利文雄)				○				
	障害者福祉論	2		2		後	室林孝嗣				◎	○			
	高齢者福祉論	2			4	通年	相山 馨				◎	○			
	自然体験活動	1		2		通年	松山友之	○	○						
	子ども活動実践演習	2		2		前	佐部利典彦	○	○	○					
	教職実践演習(幼・小)	4		2		後	瀬戸・竹田	◎	◎						
	保育実践演習	4		2		前	石倉・本江・竹田			◎					
	富山の福祉特別講義	1・2・3	※	2		前	村上・(西村・森脇・道淵)								
	富山の生活特別講義	2・3	※	2		前	相山・(石黒・長守)								
	富山の保育特別講義	3	※	2		後	竹田・(波岡・風間)		○						
富山の子ども育成	富山の教育特別講義	3	※	2		後	仲井・瀬戸	○							
	富山に学ぶインターンシップⅠ	3		2		通年	室林・石倉・辻井	○	○						
	富山に学ぶインターンシップⅡ	4		2		通年	松山・河崎	○	○						
	とやま地域学	1・2・3・4		2		前	(尾畑納子)								
	卒業研究Ⅰ	3	4			通年	専任全員								
	卒業研究Ⅱ	4	4			通年	専任全員								
	研究														

◎:資格取得のための必修科目

○:資格取得のための選択必修及び選択科目

(詳しくは、各資格の履修規程を参照のこと)

6. 免許・資格等履修

6-1 子ども育成学部で取得できる免許・資格等の種類と授与条件

(1) 免許状及び免許教科・資格等の種類

本学で取得できる教育職員免許状・資格等は、次のとおりです。

学部・学科	取得できる免許状の種類	取得できる資格等の種類
子ども育成学部 子ども育成学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状	保育士資格 社会福祉士国家試験受験資格 スクールソーシャルワーク教育課程修了証 社会福祉主事任用資格

(2) 免許状授与条件

小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状の取得希望者は、以下の教育職員免許法に基づく本学における免許状授与条件及び **6-2 教職課程の履修計画と登録**に関する条件を満たすことが必要です。

免許状の種類	基礎資格	本学での最低修得単位数			
		領域及び保育 内容の指導法 に関する科目	教科及び教科 の指導法に 関する科目	教育の基礎的理 解に関する科目	大学が独自 に設定する 科目
小学校教諭 一種免許状	学士の学位を 有すること	—	40	31	2
幼稚園教諭 一種免許状	学士の学位を 有すること	20	—	26	14

他に、以下の「科目の単位取得」なども必要です。

日本国憲法など(教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目)

日本国憲法	日本国憲法(2 単位)を履修すること。
保健体育科目	体育講義(1 単位)と体育実技(1 単位)を履修すること。
外国語コミュニケーション	英語Ⅰ(2 単位)と英語Ⅱ(2 単位)を履修すること。
情報機器の操作	情報処理演習(2 単位)を履修すること。

(3) 資格等取得条件

それぞれの資格等については、以下の項目を参照し、条件を満たすことが必要です。

- 【保育士資格】 : 6-3 保育士養成課程の履修計画と登録
- 【社会福祉士受験資格】 : 6-4 社会福祉士受験資格取得の履修計画と登録
- 【スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程修了証】 : 6-5 スクールソーシャルワーク教育課程の履修計画と登録
- 【社会福祉主事任用資格】 : 6-6 社会福祉主事任用資格の取得について

6-2 教職課程の履修計画と登録

(1) 教職課程の履修計画

本学部では、原則として教職課程の履修を推奨しています。教職課程を履修しようとする者は、1年次から教職関連科目の履修登録を計画的に進め、教育実習（必修）を受けるために必要な専門科目を履修するよう留意してください。

＜富山国際大学教職課程の履修に関する規程 参照＞

(2) 履修カルテ

教職課程を履修する者は、「教職実践演習」（4年次開講）で使用する履修カルテを1年次より作成してください。履修カルテは、学生の学習内容や理解度等を入学段階から把握するものであり、記入方法や履修科目については、担当教員と随時相談してください。

(3) 免許状取得に関する実習申し込み

① 小学校教諭一種免許状

【介護等体験】

3年次（編入生は4年次）に、**特別支援学校と社会福祉施設等**で併せて7日間の「介護等体験」が義務づけられています。この場合、3年次での体験前に、本学で行われる事前指導を受けなければなりません。2年次後期に行われる介護等体験に関するガイダンスに必ず出席してください。3年次4月上旬には、申し込みの有無を記入し、指定された日時までに事務室に提出してください。体験先・体験期間の決定については別途説明会を開きます。

【教育実習】

3年次に3週間予定されている教育実習に行きます。これについては、各自が小学校に直接依頼する必要がありますので、2年次前期のガイダンスに必ず出席してください。3年次学外実習履修申し込み確認書に実習申し込みの有無を記入し、指定された日時・場所に提出してください。

② 幼稚園教諭一種免許状

3年次に3週間の教育実習が必要です。実習先に直接依頼する必要がありますので、2年次のガイダンスに必ず出席してください。履修希望についての届出書に記入し、指定された日時までに事務室に提出してください。

(4) 教育実習のねらい

- ・ 小学校（幼稚園・幼保連携型認定こども園）の目的や機能及び社会的役割について、実地の体験を通して理解する。
- ・ 児童（幼児）の発達の理解を深めるとともに、必要な小学校（幼児）教育の基本的内容について実践的に理解する。
- ・ 小学校（幼稚園・保育）教諭の基本的な職務内容や役割について現場教師からの指導を受けるとともに、観察や助手的な経験及び担任・指導実習を通して基本的な援助や指導の在り方を身につける。

(5) 教職課程の登録と実習の時期

学年	取得免許の種類	
	小学校教諭一種免許状	幼稚園教諭一種免許状
1年次		幼稚園教育実習Ⅰ（11月、5日間） 「幼稚園教育実習指導Ⅰ」受講
2年次		
3年次	教育実習（9月、3週間（15日間）） 「教育実習指導」受講 介護等体験7日間（編入生は4年次）	幼稚園教育実習Ⅱ（9月頃、3週間） 「幼稚園教育実習指導Ⅱ」受講
4年次	教育職員免許状交付（学位記授与式）	教育職員免許状交付（学位記授与式）

※ 公立学校の正規採用教員になるためには、免許状取得だけでなく、各都道府県・指定都市教育委員会が実施する公立学校教員採用選考試験（小学校）、職員採用中級試験等（幼稚園・幼保連携型認定子ども園）に合格することが必要です。

6-3 保育士養成課程の履修計画と登録

(1) 保育士養成課程の履修計画

保育士養成課程を履修しようとする者は、1年次から保育士資格関連科目を計画的に進め、保育実習（必修）、施設実習（必修）を受けるために必要な科目を履修するよう留意してください。

＜富山国際大学保育士養成課程の履修に関する規程 参照＞

(2) 保育士資格取得に関する実習申し込み

保育士資格の取得希望者は、1年次後期に行われる、保育士資格に関するガイダンスに必ず出席してください。2年次保育士資格にかかわる実習の履修希望届け出用紙に実習履修希望の有無を記入し、指定された日時までに事務室に提出してください。

(3) 保育所実習及び施設実習

① 保育所実習及び施設実習のねらい

- ・ 講義や演習で学んだ知識に基づいて、乳幼児や施設入所児（利用者）との人間的な関わり合いを深め、保育に関する理解力、判断力を養う。
- ・ 乳幼児や施設入所児（利用者）の自立を支える保育能力を高めると同時に、保育をとりまく環境についての知識と構成能力を養う。
- ・ 保育の計画や自立支援計画のたて方、記録の仕方等について学び、チームの一員として保育を遂行する能力を養う。
- ・ 施設の運営や地域との連携、並びに子育て支援の取り組みにも参加し、乳幼児と保護者や施設入所児（利用者）の援助全般における、保育士の職務の理解を深める。

② 保育所実習及び施設実習の実習期間・実習先の決定

- ・ 2年次の9月に10日間予定されている保育所実習Ⅰ（必修）に行きます。次に、11月に10日間予定されている施設実習Ⅰ（必修）に行きます。配属先は、学生の居住地等の事情を勘案して決定されます。
- ・ 4年次の6月に10日間予定されている保育所実習Ⅱか施設実習Ⅱ（選択必修）に行きます。保育所実習Ⅱか施設実習Ⅱの選択は、3年次後期に行われるガイダンスで詳しく説明します。実習期間及び実習先の最終決定は4年次前期の予定です。

(4) 保育士養成課程の登録と実習の時期と登録

学年	実 習 の 種 類	
	保育所実習	施設実習
2年次	保育所実習Ⅰ（9月、10日間） 「保育所実習指導Ⅰ」受講	施設実習Ⅰ（11月、10日間） 「施設実習指導Ⅰ」受講
4年次	保育所実習Ⅱ（6月、10日間） 「保育所実習指導Ⅱ」受講	施設実習Ⅱ（6月、10日間） 「施設実習指導Ⅱ」受講
	保育士資格登録	

※ 「保育士資格証明書」だけでは「保育士」として業務に就くことができません。都道府県の備える保育士登録簿に氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項を登録しなければなりませんので、4年次において所定の手続きをもれなく行ってください。

6-4 社会福祉士国家試験受験資格取得の履修計画と登録

社会福祉士になるためには、厚生労働大臣が指定した指定試験機関である(財)社会福祉振興・試験センターが実施する「社会福祉士国家試験」に合格しなくてはなりません。この国家試験を受験するためには、本学の社会福祉士（受験資格）指定科目を修め、卒業する必要があります。

（１）社会福祉士国家試験受験資格取得のための履修計画

社会福祉士受験資格の履修を希望する者は、１年次から社会福祉士（受験資格）関連科目の履修を計画的に進め、相談援助実習（必修）を受けるために必要な科目を履修するよう留意してください。特に、実習・実習指導・演習については、以下（５）の時間数の基準をクリアしなくてはなりません。

＜富山国際大学社会福祉士受験資格における科目履修に関する規程 参照＞

（２）社会福祉士受験資格の履修登録

社会福祉士受験資格取得希望者は、２年次後期のガイダンスにも必ず出席してください。３年次前期には、学外実習履修申し込み確認書に実習申し込みの有無を記入し、指定された日時までに、実習指導担当教員に提出してください。

（３）相談援助実習のねらい

- ・ 相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得する。
- ・ 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。
- ・ 関連分野の専門職と連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

（４）相談援助実習の実習期間、実習先の決定

- ・ ３年次後期に１５日間（１２０時間）予定されている相談援助実習Ⅰ（必修）では、児童福祉をはじめ障害者福祉、高齢者福祉、地域福祉など幅広い分野の中から、実習生一人ひとりの１～３年次までの履修科目、適性や希望などに応じて決定します。
- ・ ４年次に１０日間（６０時間）予定されている相談援助実習Ⅱ（必修）では、原則として、３年次に未経験の分野を選択して、より幅広い学習ができるようにします。ただし、卒業後の進路希望が明確である場合は、３年次と同種または関連深い分野を選択できるようにします。
- ・ 配属先決定は、学生の居住地等の事情も勘案して３年次前期の予定です。

（５）社会福祉士国家試験受験資格の登録と実習時期

学年	取得免許の種類	
	社会福祉士（国家試験受験資格）	
３年次	相談援助実習Ⅰ （後期 １５日間：１２０時間）	２～３年次 相談援助演習（１５０時間）受講 ３～４年次 相談援助実習指導（１２０時間）受講
４年次	相談援助実習Ⅱ （前期 １０日間：６０時間）	
	１月（予定）社会福祉士国家試験受験	

※Ⅰ・Ⅱは、３年次春季休業中に連続して実施する場合があります。

（６）社会福祉士国家試験受験時における提出書類 ＜厚生労働省 HP 及び事務室で必ず確認＞

- ・ 卒業見込証明書・社会福祉士指定科目履修見込証明書
- ・ 受験申込書
- ・ 写真

※ 卒業見込証明書・社会福祉士指定科目履修見込証明書を提出した者にあつては、卒業が決定した時点で、卒業証明書・社会福祉士指定科目履修証明書を、本学より関係機関へ送付します。

6-5 スクールソーシャルワーク教育課程の履修計画と登録

スクールソーシャルワーカーとして、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「スクールソーシャルワーク教育課程修了証」の交付を受けるためには、スクールソーシャルワーク教育課程（以下、「本課程」という。）を修了するとともに、社会福祉士国家試験に合格して、社会福祉士登録証を取得後、協会に関係書類を添えて申請する手続きが必要です。

（１）スクールソーシャルワーク教育課程修了証取得のための履修計画

本課程の履修を希望する者は、１年次から社会福祉士（受験資格）関連科目の履修を計画的に進め、スクールソーシャルワーク実習（必修）を受けるために必要な科目を履修するよう留意してください。特に、実習・実習指導・演習については、以下（５）の時間数の基準をクリアしなくてはなりません。

＜富山国際大学スクールソーシャルワーク教育課程における科目履修に関する規程 参照＞

（２）スクールソーシャルワーク教育課程の履修登録

本課程履修希望者は、２年次後期のガイダンスに必ず出席してください。本学におけるスクールソーシャルワーク実習は、社会福祉士の受験資格の取得に加えて、小学校教諭一種免許状の取得を義務づけています。したがって、３年次の小学校教育実習と相談援助実習のどちらも履修しておかなくてはなりません。

（３）スクールソーシャルワーク実習のねらい

- ・スクールソーシャルワーク実習を通して、学校教育現場での相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実的に理解し、実践的な技術等を体得する。
- ・スクールソーシャルワーカーとして求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。
- ・教員をはじめ様々な学校関係機関との連携のあり方及びその具体的内容を、実践的に理解する。

（４）スクールソーシャルワーク実習の実習期間、実習先の決定

- ・４年次に８０時間予定されているスクールソーシャルワーク実習（必修）では、富山県または富山市の教育委員会が指定する学校または学校関係機関において実習を行うこととし、実習生一人ひとりの１～４年次までの履修科目、適性や希望等を考慮の上、実習先を決定します。
- ・配属可能人数は、本学と教育委員会との協議により決定されるので、必ずしも希望者全員が履修できない場合があります。

（５）スクールソーシャルワーク教育課程修了証の登録と実習時期

学年	資格取得の種類	
	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了証」	
４年次	スクールソーシャルワーク実習 （５月～１月：８０時間） ３月 社会福祉士国家試験合格	４年次 スクールソーシャルワーク実 習指導（１５時間）受講
卒業後	４月 社会福祉士登録証取得後「修了証」交付	

（６）スクールソーシャルワーク教育課程修了証交付申請時における提出書類

社会福祉士登録証（写し）

6-6 社会福祉主事任用資格の取得について

(1) 社会福祉主事について

社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されています。

(2) 社会福祉主事の職務

社会福祉各法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うために、福祉事務所には必置義務があります。（福祉事務所のない町村には任意設置）

社会福祉主事任用資格の必要な職種は以下のとおりです。

行政	児童相談所	児童福祉司（児童福祉事業従事2年以上等）
	福祉事務所	現業員、査察指導員、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事（児童福祉事業従事2年以上等）、家庭相談員（児童福祉事業従事2年以上等）、母子・父子自立支援員
	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司（知的障害者福祉事業従事2年以上等）
	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司（身体障害者福祉事業従事2年以上等）
社会福祉施設		施設長、生活相談員 等

※（ ）内は、社会福祉主事任用資格に加えて必要な要件

参考：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi8.html>

(3) 社会福祉主事任用資格取得の履修計画

1年次から社会福祉主事（任用資格）関連科目の履修登録を行い、「5. 子ども育成学部教育課程表」を参考に、資格に必要な科目を履修してください。

資格・免許取得のための実習カリキュラム

富山国際大学子ども育成学部（2019年4月）

		保育士	幼稚園教諭 (一種)	小学校教諭 (一種)	社会福祉士 (受験資格)	スクールソーシャル ワーカー
1年	前期					
	後期		幼稚園教育実習Ⅰ 11月 5日間			
2年	前期	保育所実習Ⅰ 9月 10日間				
	後期	施設実習Ⅰ 11～12月 10日間				
3年	前期		幼稚園教育実習Ⅱ 8～9月 15日間	教育実習 9月 15日間 介護等体験 6～2月 7日間		
	後期			社会福祉施設 5日間 特別支援学校 2日間 ※編入生は 4年次	相談援助実習 Ⅰ・Ⅱ 2～3月 25日間かつ 180時間	
4年	前期	保育所実習Ⅱ 又は 施設実習Ⅱ 6月 10日間	小学校教育実習済 みの希望者のみ 幼稚園教育実習Ⅱ 8～9月 15日間			小・社とも 取得者のみ
	後期					スクールソーシャル ワーク実習 5～1月 80時間

7. 子ども育成学部履修規程・細則

(1) 富山国際大学子ども育成学部授業科目の履修に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、富山国際大学学則第2章学部通則第3節教育課程及び履修方法等の規定に基づき、履修科目の認定、成績評価及び試験などについて定め、授業科目の履修が円滑かつ確実に実施されることを目的とする。

(学部の教育課程)

第2条 子ども育成学部には、子ども育成学科を置き、必要な教育課程を定めるものとする。

2 学科の教育課程は、別表に定めるとおりとする。

(学期)

第3条 学年を前学期（4月1日から9月30日まで）及び後学期（10月1日から翌年3月31日まで）に分ける。

(授業時間及び単位)

第4条 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とし、実習及び実技については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、保育士資格に関する実習については、40時間をもって1単位とする。

2 単位計算の基礎は時間単位で計算し、45分の授業をもって1時間の学修時間とし、授業時間割1コマの授業は90分で2時間の学修時間とする。

(授業及び時間割)

第5条 授業は、すべて教育課程に基づいて実施する。

2 授業時間割は、教育課程に基づき学期毎に編成し、学期始めに発表する。

第6条 授業時間は、次に示す時刻のとおりとする。

第1限 9時10分～10時40分

第2限 10時50分～12時20分

第3限 13時10分～14時40分

第4限 14時50分～16時20分

第5限 16時30分～18時00分

2 教育上必要がある場合は、前項に定める授業時間のほかに授業を実施することができる。

(授業科目の履修登録)

第7条 学期当たりの履修登録の上限は、卒業に必要な単位（124単位）のうち、原則として22単位（年間では44単位）とする。

2 前項の上限単位数について成績評価によって変動させるときは、別に定めるところによるものとする。

3 免許・資格を取得する者は、前各項の上限を超えて履修できるものとする。

(欠席)

第8条 学生は、7日以上にわたる欠席の場合は、保護者又は保証人と連署のうえ、欠席届を提出しなければならない。欠席の理由が病気の場合は、欠席届に加えて医師の診断書を添付しなければならない。

2 インフルエンザ、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘等学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症の罹患のため欠席する場合は、欠席届を提出するとともに、完治により登校する時に、医師記載の登校許可書を提出しなければならない。

3 学生は、家族その他親族の死亡のため忌引する場合は、次の基準により保護者又は保証人と連

署のうえ、忌引届を提出しなければならない。ただし、服喪に際し、遠距離の場合は、その往復日数を加算することができる。

- (1) 配偶者 10日
- (2) 父母 7日
- (3) 子 5日
- (4) 祖父母、兄弟姉妹 3日
- (5) その他3親等内親族 1日

(履修科目の修了認定)

第9条 履修科目の修了認定は、所定の時間数を履修した後、試験によって行う。

2 試験とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 定期試験（前期末又は後期末に実施する試験）
- (2) 臨時試験（授業科目担当教員が必要と認めたときに、実施する試験）
- (3) 追試験（病気その他やむを得ない事由により、期末試験等を受けることができなかった者に実施する試験）
- (4) 学期末再試験（期末試験等において成績評価が「F」のため、その単位が認定されなかった者に対して実施する試験）

3 試験は、原則として各学期末に行う。ただし、必要に応じて適時これを行うことができる。また、試験に代りレポート、制作物、実技等によって審査を行うことがある。

4 試験の科目、日時、その他試験に関する事項は、試験実施の1週間前に公示する。

(レポート等の提出)

第10条 試験に代り、審査を受けようとするため、レポート、制作物等を提出する場合は、指定された期限までに提出しなければならない。

2 前項に定めるレポート等を提出する際は、表紙に科目名、担当教員名、標題、学部、学籍番号、氏名を明記し、必ず綴じて提出しなければならない。

3 第1項に定めるレポート等を提出しない者は、試験を受けない者に準じて処理する。

(受験資格)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その学期の全科目又は一部の科目の受験資格を失う。

- (1) 授業料等学納金の未納者
- (2) 履修科目の欠席時間数が授業時間数の3分の1を超えた者。ただし、第8条第2項の欠席の日数及び同条第3項の忌引の日数は、これを欠席時間数に算入しない。
- (3) 履修届の未提出者

(成績評価、総合的な成績評価の指標)

第12条 成績評価は、富山国際大学学則第27条による。

2 成績評価について、次項に掲げるグレード・ポイント（以下「GP」という。）を設け、不合格科目を含めた履修登録科目のグレード・ポイントの平均（以下「GPA」という。）を算出し、総合的な成績評価の指標とする。

3 成績評価にかかる区分毎のGPは次のとおりとする。なお、試験欠席者、授業放棄者及び受験無資格者の成績評価は「欠」と表示し、不合格の扱いとする。

S（4点）、A（3点）、B（2点）、C（1点）、F及び欠（0点）

4 GPAの計算式は次のとおりとし、小数点以下第2位を四捨五入する。

$$\frac{S \text{ の修得単位数} \times 4.0 + A \text{ の修得単位数} \times 3.0 + B \text{ の修得単位数} \times 2.0 + C \text{ の修得単位数} \times 1.0}{\text{総履修登録単位数（不合格科目の単位数を含む。）}}$$

5 富山国際大学学則第25条、第25条の2及び第26条に規定する認定単位については、GPA算出の

対象としない。

6 その他 GPA に関して必要な事項については、別に定める。

(追試験)

第13条 病気その他やむを得ない事由により期末試験等を受けることができなかった者は、呉羽キャンパス事務室に願い出て、追試験を受けることができる。この場合欠席届を当該試験実施後7日以内にゼミ担当教員(アカデミック・アドバイザー)を経て呉羽キャンパス事務室に届け出なければならない。

2 前項に規定する試験の成績評価については、その得点の80%として計算する。ただし、第8条第2項の欠席及び同条第3項の忌引の場合は、これを適用しない。

(学期末再試験)

第14条 期末試験等において成績評価が「F」のため、その単位が認定されなかった者は、呉羽キャンパス事務室に願い出て、学期末再試験を受けることができる。

2 学期末再試験で受験できる科目の単位数は、当該学期に履修した単位の3分の1までとする。

3 第1項に規定する試験の成績評価については、その得点にかかわらず「C」以下とする。

(未受験者等)

第15条 追試験及び学期末再試験(以下「追再試験」という。)を受けなかった場合、又は履修科目の修了認定がされなかった場合は、再履修を必要とし、留年又は卒業延期になることがある。

(追再試験の手続及び受験料)

第16条 追再試験を受けようとする者は、指定された一定の期間内に、追再試験願に必要な事項を記入のうえ、受験料を添えて呉羽キャンパス事務室に提出しなければならない。

2 前項の手続を所定の期日までに行わない者は、追再試験を受験することができない。

3 追試験の受験料は、1科目1,000円とし、学期末再試験の受験料は、1科目3,000円とする。

ただし、第8条第2項の欠席及び同条第3項の忌引の場合は、追試験の受験料を徴収しない。

(疑義の申出)

第17条 受講した科目の成績評価について疑義がある者は、原則として当該受講科目の成績評価表が配布された日以降、翌学期の履修登録期間中に、別に定める「成績評価疑義申出書」により、呉羽キャンパス事務室に疑義を申し出ることができる。

2 前項の申出があった場合には、呉羽キャンパス事務室は、直ちに疑義の申出のあったこと及びその疑義の内容を当該科目担当教員及び学部学務委員会担当委員(以下「当該科目担当教員等」という。)に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた当該科目担当教員等は、疑義の申出の内容に応じて、速やかに事実の確認、評価判断の基準の疑義申出人への説明等の対応を行わなければならない。

4 対応を行った科目担当教員等は、その結果について、原則として申立てのあった学期の履修登録確認期間内に、別に定める「成績評価疑義申出にかかる回答書」(以下「回答書」という。)により、当該申出人に回答するものとする。ただし、説明等の対応によって疑義が解消された場合は、この限りでない。

5 対応を行った科目担当教員等は、その経過及び結果について、呉羽キャンパス事務室に書面で報告するものとする。

(不服申立て)

第18条 前条の疑義の申出を行った者で、なお当該科目の成績評価に不服を有する者は、成績評価に対する不服申立てを行うことができる。

2 前項の不服申立ては、前条第4項に規定する回答書を受領した日の翌日から起算し、原則として1週間以内に、別に定める「成績評価不服申立書」(以下「不服申立書」という。)を呉羽キャン

パス事務室に提出することによって行う。

- 3 前項の期間内に不服申立書が提出された場合には、呉羽キャンパス事務室は、学部長に不服申立てがあったこと及び不服申立の内容について報告しなければならない。
- 4 前項の報告を受けた学部長は、学部学務委員会にその取扱いについての検討を依頼し、学部学務委員会の検討結果を受け、自らの意見を付して、学部教授会に審議を求めなければならない。
- 5 学部長は、学部教授会の審議に基づき、当該不服申立てを認容し成績評価の変更を行うか又は認容せず成績評価の変更も行わない等の決定を行う。
- 6 前項の決定を行ったとき、学部長は、不服申立人に対し、速やかにその内容について口頭及び書面（別に定める「成績評価不服申立てにかかる回答書」をいう。以下同じ。）による回答を行うものとする。この場合において、書面による回答を行うときは、学務部長が代理することができる。
- 7 不服申立てに関する審議は、不服申立人の手続的権利が十分に保障されるよう配慮されなければならない。かつ、公正に行われなければならない。

（他学部、富山短期大学又は他大学等の授業科目の履修）

第19条 学生は、その属する学部以外の学部、富山短期大学の教育課程に定められた科目又は協定等締結している他大学等の授業科目については、次の各号に定めるところにより、履修することができる。

- (1) 履修しようとする科目について、必ず履修願を呉羽キャンパス事務室に提出しなければならない。
- (2) 履修した科目の修得した単位は、子ども育成学部教授会が読替え認定した場合を除いて自由科目単位とし、卒業に必要な単位数に算入することはできない。
- (3) 履修した科目の試験が、その学生の属する学部の教育課程において履修した科目の試験と同一日時に行われる場合は、その属する学部の科目の試験を受けるものとする。ただし、履修した科目の試験については別に定める。
- (4) 前各号に定める履修等にかかる運用については、別に定める。

（保育所実習、施設実習及び相談援助実習の履修要件）

第20条 保育所実習、施設実習及び相談援助実習を履修することのできる者は、原則として次の各号に該当する者とする。

- (1) 心身ともに実習に耐えうる健康状態であること。
- (2) 事前指導において無断欠席が無いこと。
- (3) 日頃の学生生活態度において、実習に著しい支障をきたすと考えられることがないこと。
- (4) 実習実施時期直前の期の履修科目において、成績評価が「F」の科目及び受験資格喪失科目の合計が5科目以内であること。
- (5) 実習実施時期直前の期までのすべての履修科目において、成績評価の3分の1以上が「A」又は「S」であること。

（進級要件）

第21条 2年次末までにおいて、必修科目について未修得単位がある場合は、原則として3年次への進級を認めない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

※第2条第2項に定める「別表」とは、本便覧「5. 子ども育成学部教育課程表」を指す。

(2)富山国際大学子ども育成学部子ども育成学科教職課程に関する履修規程

(目的)

第1条 この規程は、富山国際大学（以下「本学」という。）学則第37条の2第3項並びに富山国際大学子ども育成学部授業科目の履修に関する規程の規定に基づき、本学子ども育成学部子ども育成学科（以下「本学科」という。）における教職課程に関する授業科目の履修及び単位の修得方法について、必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 本学科は教員養成を主たる目的とする学科であることから、原則として、幼稚園教諭免許状若しくは小学校教諭免許状取得を卒業要件とする。ただし、教員養成の質を確保する観点から、教育実習の履修要件を満たさない者及び教職への意欲に欠ける者等を除くものとする。

(免許状の種類)

第3条 本学科で取得可能な教育職員免許状の種類は、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状とする。

(基礎資格及び単位)

第4条 前条に定める教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則における最低修得単位数を満たすとともに、本学科における最低修得単位数を満たさなければならない。

(授業科目及び単位)

第5条 前条に規定する基礎資格及び単位については、別表第1「幼・領域及び保育内容の指導法に関する科目」、別表第2「小・教科及び教科の指導法に関する科目」、別表第3「幼小・教育の基礎的理解に関する科目等」、別表第4「大学が独自に設定する科目」に掲げるとおりとする。

(教育実習の履修要件)

第6条 幼稚園又は小学校における教育実習を履修することのできる者は、原則として次の各号に該当する者とする。

- (1) 心身ともに実習に耐えうる健康状態であること。
- (2) 事前指導において無断欠席が無いこと。
- (3) 日頃の学生生活態度において、実習に著しい支障をきたすと考えられることがないこと。
- (4) 実習実施時期直前の期の履修科目において、成績評価が「F」の科目及び受験資格喪失科目の合計が5科目以内であること。
- (5) 実習実施時期直前の期までのすべての履修科目において、成績評価の3分の1以上が「A」又は「S」であること。

(介護等の体験)

第7条 小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法の特例等に関する法律に基づき、介護等の体験を7日間行うこととする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 幼・領域及び保育内容の指導法に関する科目

1. 幼稚園教諭一種免許状【改正施行規則附則第7項】

科目区分		施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		共通開設	最低修得単位数
				必	選		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	国語	国語		2	小	別表第1 1・2併せて 20単位
		算数	算数		2	小	
		生活	生活		2	小	
		音楽	音楽Ⅰ 音楽Ⅱ	2	2	小 小	
		図画工作	図画工作	2		小	
		体育	体育	2		小	
		これら科目に含まれる内容を含ませた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目	子ども文化		2		

2. 幼稚園教諭一種免許状 保育内容の指導法

施行規則に定める科目区分		授業科目	単位数		最低修得単位数
			必	選	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容総論	2		別表第1 1・2併せて 20単位
		保育内容（健康）	2		
		保育内容（人間関係）	2		
		保育内容（環境）	2		
		保育内容（言葉）	2		
		保育内容（音楽表現）	2		
		保育内容（造形表現）	2		

別表第2 小・教科及び教科の指導法に関する科目

1. 小学校教諭一種免許状・教科及び教科の指導法に関する科目 ①教科に関する専門的事項

科目区分		施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		共通開設	最低修得単位数
				必	選		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語 (書写を含む。)	国語	2		幼	別表第2 ①・②併せて 40単位以上
		社 会	社会	2			
		算 数	算数	2		幼	
		理 科	理科	2			
		生 活	生活	2		幼	
		音 楽	音楽Ⅰ 音楽Ⅱ	2	2	幼 幼	
		図画工作	図画工作	2		幼	
		家 庭	家庭	2			
		体 育	体育	2		幼	
		外国語	英語	2			
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						

2. 小学校教諭一種免許状・教科及び教科の指導法に関する科目 ②各教科の指導法

科目 区分	施行規則に定める 科目区分	授業科目	単位数		最低修得単位数
			必	選	
教科 及び 教科 の 指導 法 に 関 する 科 目	各教科の指導法(情報機器及び活用を含む。)	国 語 (書写を含む。)	国語科教育法	2	
		社 会	社会科教育法	2	
		算 数	算数科教育法	2	
		理 科	理科教育法	2	
		生 活	生活科教育法	2	
		音 楽	音楽科教育法	2	
		図画工作	図画工作科教育法	2	
		家 庭	家庭科教育法	2	
		体 育	体育科教育法	2	
		外国語	外国語科教育法	2	

別表第3 幼小・教育の基礎的理解に関する科目等

1. 幼稚園教諭一種免許状 教育の基礎的理解に関する科目等

科目	施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		共通開設	単位数	
			必	選			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	2	同	13単位以上	
		保育原理					
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2		同		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学 —	2		同		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		同		
		発達心理学	2		同		
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1		同			
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2		同			
導、間道、等徳、教の育指、相導、談法的、等及なび学関生習す徒のる指時科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論	2		同	6単位以上	
	幼児理解の理論及び方法	幼児理解	2				
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2		同		
教育実践に関する科目	教育実習	幼稚園教育実習指導Ⅰ		1	同	5単位以上 これらの2科目よりいずれか1科目選択必修 幼稚園教育実習指導Ⅰを必修とする これらの2科目よりいずれか1科目選択必修。ただし幼稚園教育実習Ⅱは幼稚園教育実習指導Ⅱを必修、教育実習は教育実習指導を必修とする。さらに、教育実習の履修は、幼児課程及び小免課程の両方を履修する場合のみとする。	
		幼稚園教育実習指導Ⅱ		1			
		教育実習指導		1			
		幼稚園教育実習Ⅰ		1	同		
		幼稚園教育実習Ⅱ		4			
	教育実習		4	同			
	学校体験活動						
教職実践演習	教職実践演習（幼・同）	2		同	2単位以上		

別表第3 幼小・教育の基礎的理解に関する科目等

2. 小学校教諭一種免許状 教育の基礎的理解に関する科目等

科目	施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		共通開設	最低修得単位数
			必	選		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		同	13単位以上
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2		同	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学	2		同	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		同	
		発達心理学	2		同	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論 特別な教育的ニーズの理解とその支援	1	1	同	
等道徳、総合的な学習の時間、教育相談等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2		同	11単位以上
	道徳の理論及び指導法	道徳教育指導論	2			
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2			
	特別活動の指導法	特別活動論	1			
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論	2		同	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2		同	
教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	再掲			5単位以上
	教育実習	教育実習指導	1		同	
		教育実習	4		同	
	学校体験活動					
	教職実践演習	教職実践演習（幼・小）	2		同	2単位以上

別表第4 大学が独自に設定する科目

1. 幼稚園教諭一種免許状 大学が独自に設定する科目

施行規則 に定める 科目区分	授業科目	単位数		最低修得単位数
		必	選	
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	子ども育成入門		2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は、最低修得単位を超えて修得した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて14単位以上
	子ども育成論		2	
	子ども育成専門演習		2	
	家庭教育論		2	
	障害児保育		2	
	自然体験活動		2	
	子ども活動実践演習		2	
	福祉教育論		2	
	富山の保育特別講義		2	
	富山に学ぶインターンシップⅠ		2	
	富山に学ぶインターンシップⅡ		2	

2. 小学校教諭一種免許状 大学が独自に設定する科目

施行規則 に定める 科目区分	授業科目	単位数		最低修得単位数
		必	選	
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	子ども育成入門		2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は、最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて2単位以上
	子ども育成論		2	
	子ども育成専門演習		2	
	自然体験活動		2	
	子ども活動実践演習		2	
	福祉教育論		2	
	富山の教育特別活動		2	
	富山に学ぶインターンシップⅠ		2	
	富山に学ぶインターンシップⅡ		2	

(3) 富山国際大学保育士養成課程の履修に関する規程

- 第1条 富山国際大学学則（以下「学則」という。）第37条の3の規定により、本学子ども育成学部子ども育成学科を保育士養成課程とする。
- 第2条 保育士養成課程の定員は80名とする。
- 第3条 保育士養成課程の修業年限は4年とする。
- 第4条 保育士養成課程を履修できる者は、学長の許可を受け、子ども育成学部子ども育成学科に入学し、同学科に在籍する者に限る。
- 第5条 保育士養成課程の在籍者は、児童福祉法施行規則の規定により厚生労働大臣の定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 第6条 前条に基づく保育士養成課程の科目履修の開講年次及び単位数は、別表のとおりとする。
- 第7条 学則第25条、第25条の2及び第26条の規定は、適用しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、「指定保育士養成施設の指定基準」（平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、学生が本学在籍中または入学前に本学以外の指定保育士養成施設において履修した教科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことがある。また、指定保育士養成施設以外の学校等で履修した教科目について修得した単位については、教授会の議を経て、本学が設定する教養科目に相当する教科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなすことがある。
- 第8条 保育士養成課程において、各授業科目の出席時間数が3分の2（保育所実習及び施設実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定及び認定試験を認めない。
- 第9条 保育士資格を取得するには、本学保育士養成課程を修了し、指定登録機関に登録しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。
- 2 この規程の前に定めていた富山国際大学保育士養成課程履修細則（平成26年4月1日施行）の別表は、平成30年度に在籍している学生に適用する。

別表 保育士養成課程授業科目

区 分	科 目 名	授業形態	開講年次	単 位		備 考
				必修	選択	
教 養 科 目	人間と文学	講義	1		2	必修4単位を含め 10単位以上選択
	心理学	講義	1		2	
	人間と哲学	講義	2		2	
	人間と宗教	講義	3		2	
	体育講義	講義	1	1		
	体育実技	実技	1	1		
	日本国憲法	講義	1		2	
	法学	講義	3		2	
	社会学	講義	2		2	
	経済学	講義	1		2	
	英語Ⅰ	演習	1	2		
	英語Ⅱ	演習	1		2	
	世界の言語と文化	講義	2		2	
	子どもと国際交流	講義	3・4		2	
	日本の動き	講義	1		2	
	世界の動き	講義	1		2	
	人間と情報	講義	1		2	
	情報処理演習	演習	1		2	
	子どもと情報メディア	講義	4		2	
	プレゼンテーション	演習	2		2	
	人間と環境	講義	2		2	
	人間と科学	講義	2		2	
	子どもと環境	講義	1		2	
	生涯学習概論	講義	1		2	
	ジェンダー論	講義	2		2	
	現代社会と生きがい	講義	3・4		2	
	教養演習	演習	1～2		8	
	生活文化演習	演習	1		2	
	地域社会参加活動	演習	1		2	
専 門 科 目	保育の本質・目的に 関する科目	社会福祉概論	講義	3	4	
		児童・家庭福祉論	講義	1	2	
		保育原理	講義	1	2	
		保育者論	講義	3	2	
		社会的養護Ⅰ	講義	2	2	
		教育原理	講義	1	2	
		家庭教育論	講義	2		2
		教育社会学	講義	3		2
		子ども家庭支援論	講義	3	2	
		福祉教育論	講義	2		2
		理解に 関する 対象の 科目	発達心理学	講義	1	2
	子ども家庭支援の心理学		講義	2	2	
	子どもの理解と援助		演習	3	1	
	子どもの保健		講義	1	2	
	子どもの食と栄養		演習	2	2	
	幼児理解		講義	2	2	

Ⅱ. 子ども育成学部

専 門 科 目	保育の内容・方法に関する科目	保育内容(健康)	演習	2	2		4科目の中から 4単位以上選択
		保育内容(人間関係)	演習	2	2		
		保育内容(環境)	演習	2	2		
		保育内容(言葉)	演習	2	2		
		保育内容(音楽表現)	演習	3	2		
		保育内容(造形表現)	演習	3	2		
		保育の計画と評価	講義	3	2		
		乳児保育Ⅰ	講義	1	2		
		乳児保育Ⅱ	演習	2	1		
		障害児保育	演習	3	2		
		社会的養護Ⅱ	演習	2	1		
		保育内容総論	演習	1	2		
		子ども文化	講義	1	2		
		子どもの安全と健康	演習	2	1		
		子育て支援	演習	4	1		
		子どもと健康	演習	1	1		
		子どもと人間関係	演習	2	1		
		子どもと自然	演習	1	1		
		子どもと言葉	演習	1	1		
		子どもと表現	演習	2	1		
		子ども活動実践演習	演習	2		2	
		音楽Ⅰ	演習	1		2	
		図画工作	演習	1		2	
		体育	演習	2		2	
	音楽Ⅱ	演習	2		2		
	保育実習	保育所実習Ⅰ	実習	2	2		2科目の中から 2単位以上選択
		施設実習Ⅰ	実習	2	2		
		保育所実習指導Ⅰ	演習	2	1		
		施設実習指導Ⅰ	演習	2	1		
		保育所実習Ⅱ	実習	4		2	2科目の中から 1単位以上選択
		施設実習Ⅱ	実習	4		2	
		保育所実習指導Ⅱ	演習	4		1	
		施設実習指導Ⅱ	演習	4		1	
	総合演習	保育実践演習	演習	4	2		
合 計					70	80	

(4)富山国際大学社会福祉士に関する科目の履修規程

第1条 富山国際大学学則第 37 条の 4 の規定に基づき、社会福祉士に関する科目を履修するために必要な事項について定める。

第2条 社会福祉士国家試験の受験資格を取得するためには、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に定める別表の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。ただし、法第 7 条第 4 号に規定する指定施設において 1 年以上相談援助の業務に従事した後、入学した者については、「相談援助実習指導」、「相談援助実習Ⅰ」及び「相談援助実習Ⅱ」は免除する。

第3条 前条に基づく社会福祉士に関する科目の開講年次、単位数及び時間数は、別表のとおりとする。

第4条 各授業科目の出席時間数が 3 分の 2（相談援助実習については 5 分の 4）に満たない者については、当該科目の履修の認定及び認定試験を認めない。

第5条 本学において、社会福祉士に関する科目を修得した者は、厚生労働大臣が指定した指定試験機関における社会福祉士国家試験の受験資格を得ることができる。

附 則

1. この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程の前に定められていた富山国際大学社会福祉士に関する科目の履修細則（平成 26 年 4 月 1 日施行）は、平成 30 年度に在籍している学生に適用する。

別表 社会福祉士に関する科目

科 目 名	授業形態	開講年次	単位数		時間数	備考
			必修	選択		
医学一般	講義	1		2	30	3 科目の中から 1 科目以上履修すること
心理学	講義	1・2		2	30	
社会学	講義	1・2		2	30	
社会福祉概論	講義	4	4		60	「介護概論」を含む 3 科目の中から 1 科目以上履修すること
社会福祉調査論	講義	3	2		30	
相談援助の基盤と専門職	講義	4	4		60	
相談援助の理論と方法Ⅰ	講義	2	4		60	
相談援助の理論と方法Ⅱ	講義	3	4		60	
地域福祉論	講義	2	4		60	
福祉行財政と福祉計画	講義	4	2		30	
社会福祉経営論	講義	4	2		30	
社会保障論	講義	4	4		60	
高齢者福祉論	講義	2	4		60	
障害者福祉論	講義	1	2		30	
児童・家庭福祉論	講義	1	2		30	
公的扶助論	講義	3	2		30	
保健医療サービス論	講義	4	2		30	
就労支援サービス論	講義	4		1	15	
権利擁護と成年後見	講義	4		2	30	
更生保護制度論	講義	4		1	15	
相談援助演習Ⅰ	演習	2	2		60	
相談援助演習Ⅱ	演習	3	3		90	
相談援助実習指導	実習	3～4	4		120	
相談援助実習Ⅰ	実習	3	4		120	
相談援助実習Ⅱ	実習	4	2		60	

(5) 富山国際大学スクールソーシャルワーク教育課程における科目の履修規程

第1条 富山国際大学学則第37条の4の規定に基づき、スクールソーシャルワークに関する科目を履修するために必要な事項について定める。

第2条 「スクールソーシャルワーク教育課程修了証」の交付を受けるためには、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟から認定を受けた本学が定める別表の科目を履修し、その単位を修得するとともに、社会福祉士に関する科目を履修し、厚生労働大臣が指定した指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターが実施する「社会福祉士国家試験」に合格後、社会福祉士登録証を取得しておかなければならない。

第3条 前条に基づくスクールソーシャルワーク教育課程に関する科目の開講年次、単位数及び時間数は、別表のとおりとする。

第4条 各授業科目の出席時間数が3分の2（スクールソーシャルワーク実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定及び認定試験を認めない。

第5条 本学において、スクールソーシャルワークに関する科目を修得した者で、厚生労働大臣が指定した指定試験機関における社会福祉士国家試験に合格し、登録証の交付を受けた者は、「スクールソーシャルワーク教育課程修了証」の申請をすることができる。

附 則

- この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。
- この規程の前に定めていた富山国際大学スクールソーシャルワーク教育課程における科目履修細則（平成23年4月1日施行）は、平成30年度に在籍している学生に適用する。

別表 スクールソーシャルワーク教育課程に関する科目

科 目 名	授業形態	開講年次	単位数		時間数	備考
			必修	選択		
教育原理	講義	1	2		30	
生徒指導論	講義	3	2		30	
児童・家庭福祉論	講義	1	2		30	
精神保健	講義	3	2		30	
スクールソーシャルワーク論	講義	3	2		30	
スクールソーシャルワーク演習	演習	4	1		15	
スクールソーシャルワーク実習指導	実習	4	1		15	
スクールソーシャルワーク実習	実習	4	2		80	

8. 教員組織

学部長 教授	辻井 満雄	キャリア入門講座、キャリア支援講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、人間と科学、子ども育成人門、教職論、教育制度論、算数科教育法、算数、教育実習指導、教育実習、富山に学ぶインターンシップⅠ、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
教授	大藪 敏宏	人間と哲学、社会学、子どもと情報メディア、現代社会と生きがい、教養演習、地域社会参加活動、子ども育成人門、社会科教育法、総合的な学習の時間の指導法、社会、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
教授	瀬戸 健	キャリア支援講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、教養演習、福祉教育論、教育課程論、教育方法論、総合的な学習の時間の指導法、社会科教育法、生活科教育法、生活、教職実践演習（幼・小）、富山の教育特別講義、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
教授	仲井 文之	人間と文学、生涯学習概論、キャリア入門講座、キャリア支援講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、教養演習、国語科教育法、特別活動論、国語、教育実習指導、教育実習、富山の教育特別講義、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
教授	中村(彼谷)環	日本国憲法、法学、日本の動き、子どもと情報メディア、ジェンダー論、キャリア支援講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、教養演習、生活文化演習、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
教授	福島 美枝子	英語Ⅰ・Ⅱ、世界の言語と文化、異文化研修、インターナショナルプログラムズ（長期）、インターナショナルプログラムズ（短期）、子どもと国際交流、キャリア支援講座Ⅰ・Ⅱ、教養演習、外国語科教育法、英語、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
教授	堀江 英一	キャリア支援講座Ⅰ、教養演習、生活文化演習、地域社会参加活動、音楽科教育法、音楽Ⅰ・Ⅱ、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
教授	宮田 徹	キャリア支援講座Ⅱ・Ⅲ、教養演習、子ども育成論、子ども育成専門演習、児童・家庭福祉論、子ども家庭支援論、社会的養護Ⅰ、施設実習指導Ⅰ、施設実習Ⅰ、子育て支援、教育相談、社会福祉概論、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
教授	村上 満	キャリア支援講座Ⅱ、教養演習、福祉教育論、教育制度論、相談援助の理論と方法Ⅰ・Ⅱ、相談援助実習指導、相談援助実習Ⅰ・Ⅱ、スクールソーシャルワーク論、スクールソーシャルワーク演習、スクールソーシャルワーク実習指導、スクールソーシャルワーク実習、就労支援サービス論、富山の福祉特別講義、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
教授	室林 孝嗣	キャリア入門講座、キャリア支援講座Ⅰ、教養演習、子ども育成人門、相談援助の基盤と専門職、施設実習指導Ⅰ・Ⅱ、施設実習Ⅰ・Ⅱ、社会的養護内容、相談援助演習Ⅰ、相談援助実習指導、相談援助実習Ⅰ・Ⅱ、障害者福祉論、富山に学ぶインターンシップⅠ、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
准教授	相山 馨	現代社会と生きがい、キャリア支援講座Ⅲ、教養演習、施設実習指導Ⅱ、施設実習Ⅱ、相談援助演習Ⅱ、相談援助実習指導、相談援助実習Ⅰ・Ⅱ、地域福祉論、高齢者福祉論、富山の生活特別講義、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
准教授	石倉 卓子	子どもと環境、キャリア支援講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、教養演習、子ども育成専門演習、保育内容総論、保育内容（環境）、生活、幼稚園教育実習指導Ⅱ、幼稚園教育実習Ⅱ、子ども文化、保育実践演習、富山に学ぶインターンシップⅠ、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ

Ⅱ. 子ども育成学部

准教授	大平 泰子	心理学、キャリア入門講座、キャリア支援講座Ⅱ、教養演習、地域社会参加活動、教育心理学、家庭教育論、幼稚園教育実習指導Ⅰ、幼稚園教育実習Ⅰ、発達心理学、子ども家庭支援の心理学、子どもの理解と援助、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
准教授	河崎 美香	キャリア支援講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、教養演習、幼稚園教育実習指導Ⅱ、幼稚園教育実習Ⅱ、幼児理解、障害児保育、特別支援教育論、特別な教育的ニーズの理解とその支援、富山に学ぶインターンシップⅡ、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
准教授	高口(本江)理子	キャリア支援講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、教養演習、保育者論、保育内容(人間関係)、保育内容(言葉)、子どもと人間関係、子どもと言葉、保育所実習指導Ⅰ・Ⅱ、保育所実習Ⅰ・Ⅱ、保育実践演習、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
准教授	松山 友之	子どもと情報メディア、人間と環境、人間と科学、キャリア支援講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、教養演習、地域社会参加活動、理科教育法、理科、生徒指導・進路指導論、自然体験活動、富山に学ぶインターンシップⅡ、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
講師	奥田 秀巳	キャリア支援講座Ⅰ、教養演習、子ども育成論、子ども育成専門演習、教育原理、家庭教育論、道徳教育指導論、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
講師	金子 泰子	体育講義、体育実技、キャリア入門講座、キャリア支援講座Ⅱ・Ⅲ、教養演習、地域社会参加活動、子どもと健康、体育科教育法、体育、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
講師	佐部利 典彦	キャリア支援講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、教養演習、保育内容(造形表現)、図画工作科教育法、子どもと表現、図画工作、幼稚園教育実習Ⅰ、幼稚園教育実習指導Ⅰ、子ども活動実践演習、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
講師	竹田 好美	キャリア支援講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、教養演習、子ども育成入門、子ども育成論、保育原理、保育の計画と評価、乳児保育Ⅰ、保育所実習指導Ⅰ・Ⅱ、保育所実習Ⅰ・Ⅱ、子どもの理解と援助、教職実践演習(幼・小)、保育実践演習、富山の保育特別講義、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ
兼任講師	伊藤 雄馬	TOEICⅠ・Ⅱ
兼任教授	尾畑 納子	人間と環境
兼任教授	渡部 恵子	世界の動き
兼任講師	石黒 康子	子どもの食と栄養、富山の生活特別講義
兼任講師	磯崎 尚子	家庭科教育法
兼任講師	岩村 徳子	子どもの保健
兼任講師	岩城 小百合	保健医療サービス論
兼任講師	内山(山川)賀世子	幼児理解
兼任講師	老田 康子	子どもの保健Ⅱ
兼任講師	大崎 雅子	社会福祉経営論、生活文化演習
兼任講師	大村 禎子	音楽Ⅰ・Ⅱ、保育内容(音楽表現)
兼任講師	岡本 達也	福祉行財政と福祉計画
兼任講師	大森 宏一	保育内容(健康)
兼任講師	風間 宣夫	富山の保育特別講義
兼任講師	境 美砂子	子どもの保健演習

Ⅱ. 子ども育成学部

兼任講師	志賀 文哉	社会福祉調査論
兼任講師	柴田 稔	権利擁護と成年後見、社会保障論
兼任講師	関 好博	相談援助
兼任講師	大利 文雄	更生保護制度論
兼任講師	高倉 健二	家庭支援論
兼任講師	竹島 弘子	社会的養護内容
兼任講師	高野 美帆	英語Ⅰ・Ⅱ
兼任講師	立野 幸雄	人間と文学
兼任講師	田淵 英一	医学一般、精神保健
兼任講師	仲嶺 政光	教育社会学
兼任講師	長守 信子	富山の生活特別講義
兼任講師	波岡 千穂	富山の保育特別講義
兼任講師	難波 純子	保育表現技術Ⅰ
兼任講師	新里 泰孝	経済学
兼任講師	西村 和美	富山の福祉特別講義
兼任講師	袴谷 敏実	公的扶助論
兼任講師	福井 真	人間と宗教
兼任講師	深井 康子	生活文化演習
兼任講師	藤田 美貴雄	子ども文化
兼任講師	本多 弘子	家庭
兼任講師	松居 紀久子	子どもの保健Ⅱ、子どもの保健演習
兼任講師	道渕 吉則	富山の福祉特別講義
兼任講師	満間 信江	子どもの保健
兼任講師	武藤 憲夫	音楽Ⅰ・Ⅱ
兼任講師	森脇 俊二	富山の福祉特別講義
兼任講師	山西 潤一	プレゼンテーション、人間と情報
兼任講師	吉牟田 裕	情報処理演習
兼任講師	Miah Khaitova	英語Ⅰ・Ⅱ
兼任講師	Sherri Scanlan	英語Ⅰ・Ⅱ

9. 図書館利用案内

子ども育成学部は、同学園内にある富山短期大学と、図書館を共有しています。

(1) 開館時間

平日（授業のある期間） 8時30分～19時00分

夏季・冬季休業中（3月・9月） 8時30分～17時00分

臨時休館や開館時間変更等は掲示やウェブサイトでお知らせします。

(2) 休館日

①土曜日、日曜日、祝日、振替休日

②お盆期間

③12月28日～翌年1月4日まで

④館長が特に必要と認めた日

(3) 館内閲覧

図書や雑誌新聞は、館内で自由に利用することができます。

ビデオやDVDは、メディアルームで利用できます。視聴覚資料利用申込書に必要事項を記入しカウンターに提出してください。

(4) 館外貸出

①館外貸出を希望する学生は、学生証を呈示し所定の手続きをしてください。貸出冊数及び期間は、5冊以内・14日以内とします。ただし夏季及び冬季休業中は5冊・休業明けまでとします。

②館外貸出を受けた図書を引き続き貸出を受けたい場合には、貸出期限内に更新手続きをとらなければなりません。

③貸出を受けた図書を転貸してはなりません。

④著作権処理済みの視聴覚資料は貸出ができます。（1点7日以内）

(5) 館外貸出禁止の資料 次の図書館資料の館外貸出はできません。

①雑誌の最新号

②国立国会図書館から借用した資料

③館長が貸出不適当と認めたもの

(6) 利用相談

次に掲げる事項について相談することができます。

①図書及び図書館の利用

②文献調査

③学術情報の調査

(7) 文献複写サービス

著作権法に定める範囲内で文献のコピーをとることができます。館内に現金（コイン）を使える複写機を設置していますので、申込書に必要事項を記入しカウンターに提出した上でコピーしてください。

(8) 閲覧者のマナー

図書館内では次の事項を順守してください。

①図書・新聞・雑誌は大切に扱ってください。

②新聞・雑誌などは、閲覧後は必ずもとの位置に戻してください。

③館内では、談話・音読など他人の妨げになることをしないようにしてください。携帯電話などの電源はOFFにしてください。

(9) 文献の検索

インターネットを利用して情報検索をできるように9台のパソコンを設置しています。館内に所蔵する資料はOPAC（オンライン目録）で検索できます。

(10) その他

貸出図書、館内利用図書などを汚損・破損又は紛失した学生には、館長の指示に従い、弁償してもらうことになります。

富山県立図書館・富山国際大学東黒牧キャンパス図書館から蔵書を取り寄せることができます。
他の大学図書館から論文のコピーを取り寄せることができます。

10. E 館 子ども育成棟の利用ガイド

E 館子ども育成棟は、富山国際大学子ども育成学部と富山短期大学幼児教育学科の合同校舎です。
共存・共生の精神で、お互いに気持ちよく生活できるよう協力しましょう。

子ども育成学部

E 館 子ども育成棟の利用ガイド

＜施設・設備の利用について＞

- ・ 玄関の利用・・・学生は中央出入口(G館学生ホール通路側)を利用します。
 - ・ 西側の出入口は、来客及び教職員用です。
- ・ 各階への移動・・・なるべく階段を利用しましょう。エレベーター内での飲食は禁止です。
 - ・ エレベーター利用は3階以上昇降する場合とし、外来者及び階段昇降が困難な方を最優先します。また、混雑時はエレベーターの利用を避けましょう。
 - ・ 授業に遅刻しないよう、移動には余裕をもって行動しましょう。
- ・ 休講、教室変更等の掲示
 - ・・・・1階ラウンジの掲示板を、毎日登校したとき確認するようにしてください。
- ・ 飲食場所・・・・各階ラウンジ及びG館学生ホールを利用しましょう。また、指定された教室内でのみ、飲食してください。
- ・ 禁煙・・・・E館内及びキャンパス内は、原則として全面禁煙です。
- ・ 冷暖房、照明・・・退室時には各自が心がけて消しましょう。
- ・ ロッカー・・・・指定された場所を利用します（貴重品の管理は自己責任）。
- ・ 紛失物・・・・E館内での忘れ物・落とし物は、2階事務室へ届けてください。
- ・ トイレ、化粧室
 - ・・・・女子トイレは各階に、男子トイレは1、2、4、7階にあります。
- ・ 事務室窓口業務・・・8時30分～17時15分（月～金、土・日・祝祭日は休業日）
- ・ コピー室利用時間・・・8時30分～17時15分（月～金）
- ・ 教室及び備品等使用・・・事務室備付の『施設・設備使用申請書』を提出してください。
（土・日・祝祭日は、指定の学習室を除き開放していません。）

* その他、気づいたことや提案があれば、各教職員までお知らせください。

東黒牧キャンパス
呉羽キャンパス
共通事項

Ⅲ. 学業・学費等に関する 注意及び手続き

1. 学生証

学生証は、学生の身分を証明するものです。学内において必要な場合、教職員から提示を求められることがあります。いつでも提示できるよう、通学時はもちろん外出時にも常に携帯してください。

- (1) 学生証は、講義室、研究室、図書館の出入り及び厚生施設の利用や学内でのプリントアウト、また諸証明書の交付など、使用頻度がきわめて高いため、紛失、汚損、破損などしないよう大切に取扱いしてください。

万が一、紛失、汚損、破損した場合や、学生証の記入事項に変更が生じた場合は、82 ページの「証明書・願書・届出書等の申込先・手数料等」表に従って手続きをしてください。

- (2) 学生証は、卒業または退学などにより本学の学生でなくなった場合は、直ちに教務課・事務室に返納してください。

2. 本学からの連絡

2-1 掲示板

本学から学生に連絡・伝達する場合は、緊急の場合以外すべて掲示板に掲示します。

学長名をもって全学生に重要な事項（告示又は公示によって）を伝達する場合、また各課から伝達・呼出しをする場合にはすべて掲示で行います。伝達・呼出しに応じないことによる不利益には、本学は責任を負いません。

掲示板は、本学と学生とを結ぶ伝達手段ですから、学生は登下校の際、必ず掲示板を確認する習慣をつけてください。

掲示場所 ・東黒牧キャンパス：図書館棟1階メディアコーナー側（ピロティ掲示板含む）
図書館棟入口・厚生棟内電子掲示板
・呉羽キャンパス：E館1階ラウンジスペース

2-2 一斉メールシステムによる緊急連絡

台風・大雪等により通学に障害が生じた場合、大学行事の日程に緊急の変更が生じた場合、重要な大学行事について告知をする場合は、教務課・学生課・事務室から学生に一斉メールで連絡をします。

2-3 外部からの電話による取次

電話による学生の呼出し、伝言依頼などは、特に緊急を要する場合のほか、特別の事情のない限り、本学では一切これに応じないことになっています。保護者や友人などにその旨を伝えておいてください。

3. 学費及び納入等

3-1 学費等

(1) 現代社会学部

	年 額	前学期分	後学期分
授 業 料	680,000円	340,000円	340,000円
教育環境充実費	300,000円	150,000円	150,000円
後 援 会 費	20,000円	20,000円	—
合 計	1,000,000円	510,000円	490,000円

(2) 子ども育成学部

	年 額	前学期分	後学期分
授 業 料	730,000円	365,000円	365,000円
教育環境充実費	300,000円	150,000円	150,000円
後 援 会 費	20,000円	20,000円	—
合 計	1,050,000円	535,000円	515,000円

※両学部とも、4年次には同窓会終身会費 20,000 円を加えた額になります。

3-2 納期

学費等は本学からの案内に基づき、指定期間内に納入してください。年額を一括して納入するほか、二分の一ずつを前学期・後学期の二期に分けて納入することもできます。

【納入期間】年 額 4月1日～4月15日

前学期分 4月1日～4月15日

後学期分 10月1日～10月15日

※曜日等により、期間が変更になる場合があります。

3-3 納入方法

学期初めに送付される「学費等振込依頼書」に、必要事項を記入のうえ最寄りの金融機関から本学指定の銀行に振込み納入してください。

一旦納入された学費等は、原則返還しません。

3-4 未納者に対する処置

学費等未納者は、試験の受験資格が与えられません。また本学からの督促にもかかわらず、学費等の滞納を続けた場合、学則の規定により除籍となりますので十分注意してください。

4. 学籍異動

4-1 休学

病気その他の理由で、2ヵ月以上修学することができないときは、保証人連署のうえ休学願を提出し、学長の許可を得て、休学することができます。

- (1) 休学の理由が病気の場合は、休学願を提出する際に、必ず医師の診断書を添付しなければなりません。
- (2) 休学期間は1年以内とします。ただし、特別の理由がある場合は1年を限度として休学期間の延長を認める場合があります。
- (3) 休学期間は、通算して4年を超えることはできません。
- (4) 休学の場合の学費等は、休学を許可され、または命ぜられた者については免除します。ただし、休学の日又は復学の日に属する学期の学費等は徴収されます。

4-2 復学

休学の事情が止んで復学を希望するときは、保証人連署の上、復学願を提出し、学長の許可を得て、復学することができます。

- (1) 休学が病気による場合は、復学願を提出する際に、必ず医師の診断書を添付しなければなりません。
- (2) 復学した者の学費等については、復学の日に属する学期分相当額を徴収します。

4-3 退学

退学を希望するときは、保証人連署のうえ退学願及び学生証を提出し、学長の許可を得て、退学することができます。

- (1) 退学は重大な事柄ですから、自分だけで勝手に判断せず、保証人や家族と十分相談して決めるようにしてください。
- (2) 退学願には、退学の理由も詳しく記載してください。

4-4 除籍

次の各号の一に該当する者とします。

- (1) 学費等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 在学年数が8年を超えた者
- (3) 休学期間が4年を超えてなお修学できない者
- (4) 留学期間が2年を超えてなお修学できない者

4-5 欠席

- (1) 学生は病気その他の理由（忌引（下表参照）、就職活動、部活動における公式大会等）で欠席する場合は、欠席届を提出しなければなりません。病気欠席が 7 日以上の場合は医師の診断書を添付しなければなりません。
- (2) インフルエンザ、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘等学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症の罹患による欠席については、欠席届を提出するとともに、完治により登校する時に、医師記載の登校許可書を提出しなければなりません。

忌引日数表

死 亡 し た 者		日数
配 偶 者		10 日
血 族	1 親等の直系尊属（父母）	7 日
	同卑属（子）	5 日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3 日
	同卑属（孫）	1 日
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3 日
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	1 日
姻 族	1 親等の直系尊属	3 日
	同卑属	1 日
	2 親等の直系尊属	1 日
	2 親等の傍系者	1 日
	3 親等の傍系尊属	1 日

5. 証明書類の発行

5-1 各種証明書

証明書等を必要とするときは、次ページの「証明書・願書・届出書等の申込先・手数料等」表の「担当部門」の場所（以下、「担当部門」という。）にある備え付けの証明書交付申請書に必要事項を 記入の上、提出してください。

5-2 学生旅客運賃割引証（学割証）

学割証は「修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与する」という目的で、正課教育、課外活動、就職活動、帰省、見学などに利用できるものです。

- (1) 学割証は、J R 各社の営業キロで 100 km を超える区間を乗車する際に運賃が 2 割引きとなる制度で、有効期間は発行から 3 ヶ月です。
- (2) 学割証の交付を受けたい者は、担当部門にある備え付けの用紙に必要事項をはっきりと記入し、学生証を添えて申し込んでください。手数料は無料です。ただし、学納金未納者は学割証の交付を受けることができません。
- (3) 発行は申込日の翌日となります。（1 回 4 枚まで）
- (4) 学割証の使用は、本人だけであり他人に譲渡することはできません。不正使用者に対しては、3 倍以上の運賃が徴収されます。

5-3 通学証明書

J R 及びあいの風とやま鉄道の利用者は、担当部門にある備え付けの通学証明書に必要事項を記入の上、学生証を添えて提出してください。確認の上、証明書を交付しますので、J R 及びあいの風とやま鉄道の窓口へ提出し、通学定期乗車券を購入してください。なお、富山地方鉄道（バス・電車）については、学生証を提示すれば、通学定期乗車券が購入できます。

Ⅲ. 学業・学費等に関する注意及び手続き

証明書・願書・届出書等の申込先・手数料等

種別		申込日又は提出日	発行手数料	担当部門		備考	
				東黒牧	呉羽		
証 明 書	在学証明書	発行の前々日	1 通 300 円	教務課	事務室	様式 26	
	成績証明書						
	卒業証明書						
	卒業見込証明書						
	在籍証明書						
	資格(免許)取得見込証明書						
	健康診断証明書						
	授業料減免及び奨学金支給証明書						
	通学証明書	即日発行	—	学生課		学生証提示のこと	
	学割証	翌日交付	—				
駐車許可証	即日交付	—					
願 書	学生証再交付願	発行の前日	1 通 3,000 円	教務課			
	休学願	事前	—			様式 5	
	復学願		—			様式 6	
	退学願		—			様式 7	
	追試験願		1 科目 1,000 円			様式別途	
	再試験願		1 科目 3,000 円				
	駐車場使用願	事前	—			学生課	様式 10－学生証提示のこと
施設・設備使用願	事前	—	様式 21				
届 出 ・ 願 書 ・ 報 告 書 ・ 申 請 書	保証人変更届	事前	—	教務課	様式 1		
	改姓・本籍変更届	事前	—		様式 2		
	欠席届 忌引届	事前又は事後	—		様式 3 疾病－診断書添付 忌引－忌引日 数表を参照のこと		
	登校許可書	事後	—		様式 27－学校感染症		
	住所変更届	即時	—		様式 8		
	海外旅行届	事前	—		様式 9		
	学生団体結成願	事前	—		様式 11－部員名簿を添付		
	学生団体変更願	事後	—				
	学生団体解散届	事前又は事後	—		様式 13－顧問経由		
	学外団体加入届	事後	—		様式 14		
	遺失物・紛失物届	遺失・紛失後速やかに	—		様式 12		
	合宿・登山届	事前	—		様式 15		
	学外団体共催願	事前	—		様式 16		
	集会願	事前	—		様式 17		
	印刷物配布願	事前	—		様式 18－実物 1 部添付		
	掲示(立て看板)願	事前	—		様式 19－文面、寸法を明示		
	募金活動願	事前	—		様式 20		
	事故発生報告書	事故発生後速やかに	—		様式 22		
	遠征届	事前	—		様式 23		
	協会登録費・遠征費補助申請書	事後	—		様式 24		
	試合結果報告書	事後	—		様式 25		
	コンパ届	事前	—		様式 28		
	クラブ・サークル 学外行事参加願	事前	—		様式 29－1		
	クラブ・サークル 学外行事参加報告書	事後	—		様式 29－2		
	学生特別課外活動書	事前	—		様式 30		
	そ の 他		下宿・アパート、アルバイト、相談事				

※注意：病気により休学する場合は、診断書を添付のこと。

(様式は本学のホームページからもダウンロードできます。)

6. 奨学金

6-1 奨学金制度

学業・人物ともに優秀であり、経済上の理由で修学の困難な学生に対して一定期間、学費を貸与するのが奨学金制度です。奨学金を必要とする学生は、日本学生支援機構の奨学金制度を利用してください。また、本学独自の奨学金で保護者の家計の急変や、自宅の自然災害等により被害を受け、学費の納入が困難になった場合に学納金の減額を受ける制度もありますので、下表の相談先に相談してください。なお他に、地方公共団体、その他の団体による奨学金制度もありますので、これらの利用も考えてください。募集時期については、早めに確かめてください。

奨学金の種類	①日本学生支援機構(第一種、第二種) ②富山第一銀行奨学金 ③富山県奨学資金 ④交通遺児育英会 ⑤あしなが育英会 ⑥富山国際大学奨学金	【相談先】 学生課(東黒牧キャンパス) 事務室 (呉羽キャンパス)
	⑦地方公共団体の奨学金	出身県・教育委員会・市町村等

6-2 日本学生支援機構の奨学金

- (1) 「独立行政法人日本学生支援機構法」に基づき国が行っている貸与奨学金で、貸与期間は奨学生として採用された年月より、卒業までの最短修業期間とされています。
- (2) 募集は原則として4月中旬～5月に行われ、希望者には説明会を開催します。開催日時は掲示にてお知らせします。
- (3) 選考については、本学が学力、家計、人物、健康などについて調査し、日本学生支援機構へ推薦します。その後日本学生支援機構が、推薦された候補者の書類を審査して、採否結果を大学に通知します。
- (4) 高校在学中に日本学生支援機構を利用していた者は、返還が猶予されますので、4月末日までに相談先に申し出て、「在学届」の提出手続きをしてください。

7. 遺失物・拾得物

- (1) 遺失した場合は、速やかに学生課・事務室に來所し、備え付けの遺失物・紛失物届に必要事項を記入の上、提出してください。
- (2) 遺失物を拾得した者は、当該物件を拾得したときか、24時間以内に学生課・呉羽キャンパス事務室に届け出てください。
- (3) 遺失物の返還については、その遺失場所・日時・物件の内容及び特徴等を聴取し、学生証にて正当な権利者であることを学生課・呉羽キャンパス事務室が確認し、遺失処理簿に受領印を押印した上で、返還するものとします。

8. 掲示物の規格及び掲示期間に関する内規

- (1) 学生が掲示物を掲示したい場合は、学生課・事務室に届け出てください。なお、掲示物の大きさを日本標準規格B2(新聞紙2頁大)までとしますが、特に必要と認めたものはこの限りではありません。
- (2) 掲示期間は10日間とし、団体名、責任者名を明示してください。
- (3) 掲示物は政治、宗教色がないものとします。
(その内容は政治的目的を有するもの、あるいは虚偽の記述又は名誉毀損にわたるようなものであってはなりません。)
- (4) この掲示に関する内規に違反したものは即刻撤去します。
- (5) 団体又は個人が学内において印刷物、その他部品の配布、署名運動、デモンストレーション、投票、世論調査を伴う行為をしようとするときは、担当部門に届け出て許可を得てください。また、高音を伴う拡声器等の使用は禁止します。

IV. キャリア支援及び 国際交流・留学について

1. キャリア支援センター

学生の皆さんが、将来設計にもとづき、適性に合った進路を選択することができるよう、キャリア支援センターではキャリア教育をはじめ、さまざまなキャリア支援を行っています。

学生一人ひとりが「自ら生きる力」を身につけ、かつキャリアを形成していくために1年次からキャリア支援教育を開始し、企業・事業所紹介や就職対策など、さまざまなサポートを実施しています。

1-1 キャリア支援センター利用案内

項 目	東黒牧キャンパス	呉羽キャンパス
センターの場所	図書館棟 1 階	E 館 2 階事務室内
利 用 時 間	平日 8 時 30 分 ～ 17 時 15 分	
休 業 日	①土・日曜日 ③本学開学記念日（6 月 5 日）	②国民の祝日及び休日 ④本学の定める休日
就職支援関連資料の閲覧・貸出	①求人票 （掲示・ファイル・HP 参照） ②企業パンフレットのファイル （県内・県外別に閲覧できます） ③就職試験状況報告書 （年度別に閲覧できます） ④就職支援のための書籍 （貸出期間は貸出日より 5 日間・土日祝日等を含みます） ⑤就職支援のための DVD （図書館で視聴することができます）	①求人票 （掲示・ファイル・HP 参照） ②事業所パンフレットのファイル ③就職試験状況報告書 （分野別にファイルされています） ④就職活動のための図書（閲覧用） ※掲示板・ファイル等は、E 館 4 階のキャリア支援コーナーに設置しています。
就 職 ・ 進 路 に 関する相談内容	・履歴書、エントリーシートの書き方指導 ・模擬面接指導 ・インターンシップに関する相談 ・その他学生生活や進路に関する相談等	
その他	詳細は HP に掲載されている「キャリア支援」のページをご覧ください。	

1-2 キャリア科目

学生一人ひとりのキャリア形成に対する意識を高め、3・4 年次に本格化する就職活動へ円滑に入っていけるように、キャリアに関する各種支援講座を設けています。

なお、履修・受講に際しては、時間割、講義要綱（シラバス）で詳細な内容を確認してください。

現代社会学部	子ども育成学部
○ 1 年次生必修科目「キャリア・デザイン講座 a・b」 ○ 2 年次生選択科目「経営者講座」 ○ 3 年次生必修科目「キャリア支援講座 a・b」	○ 1 年次生必修科目「キャリア入門講座」 ○ 2 年次生選択科目「キャリア支援講座Ⅰ」 ○ 3 年次生選択科目「キャリア支援講座Ⅱ」 ○ 4 年次生選択科目「キャリア支援講座Ⅲ」

2. 国際交流センター

2-1 国際交流センターで行っている業務

- ①学生の海外留学・研修に関するプログラムの作成、派遣の手続き、協定・提携校との連絡、留学希望学生に対する指導や助言
- ②海外からの留学生、研究生の受け入れに伴う実務や日常的支援
- ③学生と本学で学ぶ留学生の交流と留学生を囲む行事の実施
- ④海外に滞在中の学生に関する危機管理
- ⑤本学と海外協定・提携校との各種交流や交換留学の実施
海外への留学、研修、インターンシップを希望する学生は、随時、センターを訪れ、相談してください。
- ⑦チューター（ステューデント・アシスタント）による学生支援
学生への学習助言や授業の補佐を行うチューター制度を導入しています。
日本人チューターは留学生の学習面と生活面について、留学生チューターは日本人学生の語学授業について補助を行い、学習効果の高い授業を行うとともにグローバルな視野を身につけ、学内での国際交流を活性化させています。本学に留学している外国人学生との交流を希望する学生や学びの支援活動を希望する学生は、是非センターを訪ねてください。

2-2 国際交流センターの所在場所と利用時間

東黒牧キャンパス図書館棟 1 階にセンターがあります。オフィスは、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで開いています。センターには、センター長、事務職員がおり、学生に対応しています。米国、英国、豪州、中国、韓国、フランス、ロシア、タイへの留学、語学研修を希望する学生、あるいはこうした国の研究を望む学生には専門教員を紹介しますので相談してください。

3. 国内留学について

本学は、国内にある「札幌国際大学」「大阪国際大学」の 2 国際大学と国内留学制度に関する協定を締結しています。この制度を利用する場合、学生は留学先大学での学費が免除されるとともに、修得した科目・単位は、留学期間終了後に本学で修得した科目・単位として一括認定されます。留学期間は半期単位としています。

- (1) 国内留学を希望する学生は、予めゼミ担当教員に事前相談の上、履修希望科目等の調査を十分に実施した上で、出願書類等を入手し作成します。
- (2) 前期留学希望者は、前年度の 2 月上旬まで、後期留学希望者は 7 月上旬までに、必要書類を添えて申請してください。
- (3) 国内留学についての窓口は、教務課で行っています。

V. 学内におけるネットワークの利用について

1. 情報センター

1-1 情報センターで行っている業務

情報センター(<http://www.tuins.ac.jp/insc/>)では、すべての学生に以下のサービスを提供しています。

1-2 ネットワークの利用について

(1) ネットワーク上のユーザ名

学年・学部ごとに、以下の形式のユーザ名となります。ユーザ名には初期パスワードが設定されています。各自でパスワードを変更し、人に知られないように、また忘れないように管理してください。

学部	ユーザ名 (ユーザID)	例
現代社会	学籍番号 (g は英小文字)	2019g221
子ども育成	学籍番号 (k は英小文字)	2019k221

(2) 電子メール

電子メールサービスはマイクロソフト社 Office365 メールを使用しています。アドレスは、ユーザ名の後ろに @tuins.ac.jp を付加したものになります。

例 2019g221@tuins.ac.jp 2019k221@tuins.ac.jp など

学内外を問わず自宅からもメールの送受信が可能です。また、コンピュータだけではなく、スマートフォン・タブレット端末にアカウント設定することもできます。

詳しくは、情報センター「在学生の方へ」(<http://www.tuins.ac.jp/insc/forstu.html>)を参照してください。

受けとった電子メールは、不要なメールを削除するなど適宜整理してください。

(3) ホームページ

各自のホームページを学内公開することができます。設定に関する詳細については、情報センターで確認してください。営利活動となる掲載はできません。また、公序良俗に反する内容とならないよう注意してください。

(4) ネットワークドライブ

学内のどこからでもアクセスできるネットワークドライブ（ネットワーク上の情報スペース）を1人1ギガバイトまで使用することができます。ネットワークドライブは、コンピュータ室やメディアコーナー設置の共用コンピュータ（共用PC）からは H:ドライブとして自動的に接続されます。

1-3 東黒牧キャンパス コンピュータ室・メディアコーナーの利用について

本学では、第1コンピュータ室（1号館）、第2コンピュータ室（4号館 情報センター隣り）、第3コンピュータ室（4号館 情報センター隣り）、メディアコーナー（図書館棟1階）で、個人が所持するPCや備え付けのPCを利用することができます。講義に使用されていない時間帯には、予習・復習やレポート作成などに自由に使用できます。また、インターネット検索や電子メールを使用できます。

(1) 利用可能時間

① コンピュータ室

平日 9時00分～17時50分

② メディアコーナー

平日（授業期間）：8時45分～18時00分

平日（授業期間以外）：8時45分～17時00分

（国民の祝日及び本学の定めた休日、業務上利用を停止する日時を除く）

(2) 注意事項

- ①喫煙・飲食厳禁
- ②コンピュータや教育機器の備品やマニュアル等の持出し厳禁
- ③悪意によるコンピュータの破壊厳禁
- ④共用PCへのデータ保存不可

1-4 東黒牧キャンパス 情報コンセント・無線LAN設備について

(1) 情報コンセント

学内各所に、インターネットに接続可能な情報コンセント（学内 LAN への接続コンセント）が整備されています。ノートパソコンを接続し学内ネットワークサービスを利用できます。

必要な設定に関しては、情報センターが提供する設定説明書

「<http://virgo.tuins.ac.jp/insc/manuals.html>」をご覧ください。

(2) 無線LAN設備

キャンパス内はほぼ全域にて利用可能です。詳しくは、「IX. 富山国際大学の組織・機構及び建物の配置図・平面図」をご覧ください。ノートパソコンの無線 LAN 機能を使って、共用PC同様に学内ネットワークサービスを利用できます。

1-5 インターネット利用についての注意

本学では、学生全員にIDパスワード、メールアドレスを付与しています。残念なことに、これまでもインターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の利用において本学学生によるマナー違反が発生しています。

インターネットやSNS等における発言は世界に向けての情報発信と同義であることを自覚して、エチケットを守って良識ある利用を心がけてください。また、他人による悪用を防ぐために自分のパスワードの管理を徹底してください。

最後に、インターネットの利用履歴はサーバに残されるので、誰がいつ発言したか等は必ず追跡可能であることを付記しておきます。

1-6 利用方法の詳細と質問

情報センターからの最新情報は、ホームページ <http://www.tuins.ac.jp/insc/> で確認してください。コンピュータに関するあらゆる質問を、電子メール(center@tuins.ac.jp)や直接に情報センター（4号館1階）で受け付けます。

VI. 通学・日常生活に 関する注意

1. 車輛通学

車輛による通学は、できる限り控えてほしいところですが、バスによる通学が困難であったり不便であったりする場合は、車輛による通学を認めています。車輛通学をする学生は、次の事項を遵守し、安全運転と学内の騒音防止に細心の注意を払ってください。

特に、東黒牧キャンパスの通学路には急な坂道やカーブがあり、交通量が多く道路が狭いので、スピードを控えめに走行してください。また、呉羽キャンパスは住宅街の中にあり、道路が狭く見通しが悪いので、一時停止等の法規遵守はもちろん、十分注意して走行してください。

なお、万一の事故に備え、任意の自動車保険の加入を必須条件とします。事故が発生した場合は必ず学生課・呉羽キャンパス事務室へ「事故発生報告書」を提出してください。

1-1 東黒牧キャンパス

- (1) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車で通学する学生は、必ず「駐車場使用願」を提出し、「駐車許可証」の発行を受けなければ、本学駐車場の駐車を認めません。
「駐車許可証」がない学生の車輛の学内乗り入れは、一切認めません。
- (2) 駐車場は原則として、学年別に以下のように指定しています。
第一駐車場……………3、4年次生 第二駐車場……………1、2年次生
- (3) 交付された「駐車許可証」は、学生課の指示した場所に、駐車の際に必ず提示してください。
- (4) 「駐車許可証」を他人に流用したり、違反を行なう車両には次の段階別に指導を行っています。
 - ①フロントガラスに「注意文」を置き、ナンバーを控えます。
 - ②フロントガラスに「警告文」を置き、ナンバーを学内掲示板に掲示するとともにゼミ担任に知らせます。
 - ③フロントガラスに「駐車許可証の取り消し文」を置き、駐車許可を取り消します。
指示事項を守らなかったときは、ただちに許可を取り消し、その後の車輛通学を禁止します。
- (5) 「駐車許可証」の有効期限は1ヵ年です。また、車輛変更した場合や車輛通学を止めた場合は、速やかにその旨を学生課に届け出なければなりません。
- (6) 駐車場内での事故については、本学は一切責任を負いません。ただし、事故を起こしたときは、ただちに学生課に報告してください。
- (7) 学内での指定された駐車場所以外は、すべて乗り入れ及び駐車禁止とします。
- (8) 違反を重ねる車輛については、「駐車許可証」を交付しないので注意してください。

1-2 呉羽キャンパス

- (1) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車で通学する学生は、必ず「駐車場使用願」を提出して許可を受けなければなりません。「駐車許可証」がない車輛の学内への乗り入れは、一切認めません。
- (2) 交付は原則として2年次生以上を優先します。ただし、1年次生であっても次の条件を全て満たす者は、事務室に申し出てください。
 - ①社会人及び学卒者等で入学した者
 - ②免許を取得してから4ヵ月以上経過し、任意の自動車保険に加入している者
- (3) 交付された「駐車許可証」は、外から見える場所に貼付してください。
- (4) 「駐車許可証」を流用したり、指示事項を守らなかったりしたときは、許可を取り消して、その後の車輛通学を禁止します。呉羽キャンパスでは、定期的に駐車場を巡回し、違反車両には次の段階別に指導を行います。
 - ①フロントガラスに「注意文」を置き、ナンバーを控えます。
 - ②フロントガラスに「警告文」を置き、ナンバーを学内掲示板に掲示するとともにゼミ担当教員に知らせます。
 - ③フロントガラスに「駐車許可証の取り消し文」を置き、駐車許可を取り消します。
- (5) 「駐車許可証」の有効期限は1ヵ年とします。ただし、途中で車輛を変更したり車輛通学を止めた場合は、速やかにその旨を事務室に届け出なければなりません。
- (6) 駐車場での事故については、本学は一切責任を負いません。ただし、事故を起こしたときは、ただちに事務室に報告してください。

- (7) 学内での指定された場所(127 ページ・NO.P 1～P 6) 以外はすべて駐車禁止とします。
- (8) 違反を重ねる車輛については、「駐車許可証」を交付しないことがあるので注意してください。

2. 健康管理

2-1 **東黒牧キャンパス**：健康管理センター

呉羽キャンパス：健康管理センター（富山短期大学保健室 G 館 1 階）

健康管理に関する専門的業務を行うところで、学生の心身の健康保持とその増進を図ることを目的として設けています。学内での疾病や外傷に対しては、応急の処置が受けられます。

必要に応じて専門医を紹介します。身体の具合が悪いとき、気分が悪くなったときは、一時休養することもできます。心身についての悩みごとなど、気軽に相談してください。

2-2 定期健康診断

学校保健安全法に基づき、毎年全学年を対象として実施します。健康状態を把握し、疾患等の早期発見と適切な治療や指導を行うものですから、全員受診する必要があります。また、この診断を受けない場合は、就職などに必要な健康診断証明書の発行ができませんので、忘れずに受診してください。また、都合で本学の健康診断を受けられない場合は、実費にて別の医療機関で診断を受けてもらうことになります。

2-3 **東黒牧キャンパス**：カウンセリング室

呉羽キャンパス：カウンセリング室（富山短期大学学生相談室 G 館 1 階）

カウンセリング室では、学生が大学生活を送るなかで出会うさまざまな事柄（例：学業、クラブ、友人関係、性格、就職、進路など）について自由に話したり、相談したりすることができます。

自分の問題や悩みをカウンセラーに相談することによって、問題点が明らかになり解決策を見出すことができるでしょうし、自分をみつめて自分らしい生き方に気づくこともあるでしょう。

また、カウンセラーに相談することによって新たな力が湧き、問題に立ち向かう勇気が出てくることもあるでしょう。

電話や手紙による相談も受け付けていますし、家族や友人と一緒に来られても構いませんので、どうぞ気軽に利用してください。

2-4 飲酒について

大学生活ではゼミや部活、サークル等の集まりで飲酒の機会が増えるかもしれません。しかし当然のことですが未成年の飲酒は法律で禁止されています。またイッキ飲みの強要、飲酒の強要はアルコールハラスメントにあたり、飲酒にまつわる人権侵害です。特に飲酒運転は、「しても」「させても」法律違反です。どちらも人の命を奪う危険性があります。絶対しないでください。

2-5 喫煙について

未成年の喫煙は法律で禁止されています。また大学においては、建物内は全面禁煙です。屋外でも指定された喫煙場所以外は禁煙です。学内歩行喫煙やタバコのポイ捨ても火災に繋がる恐れもあり厳禁です。（キャンパス内全面禁煙を目指した取り組みを推進しています。）

2-6 薬物乱用防止について

- (1) 薬物乱用とは医療品を医療目的以外に使用したり、医療目的のない薬物を不正に使用したりすることです。遊びや快感を求めるために使用した場合は1回でも乱用にあたります。
- (2) 乱用される薬物には覚せい剤、ヘロイン、大麻、LSD等があります。「麻薬及び向精神薬取締法」、「大麻取締法」、「あへん法」、「覚せい剤取締法」の4法により、これら薬物は使用だけでなく売買や所持することも禁止されています。
 - ・自分では薬物の使用がコントロールできなくなり「依存症」になりやすくなります。心や身体の健康が損なわれ人間関係や社会生活が営めなくなります。
 - ・薬物乱用による幻覚、妄想等が殺人、放火、交通事故等の重大な犯罪に結びつく危険性があります。
 - ・薬物の流通経路には、背後に暴力団等が関係していると言われています。
 - ・「やせられる」「気分がハイになる」「疲れがとれる」「元気になる」といって出回っています。また、「スピード」「エス」「エル」「アイス」「チョコ」等と名称を変えてインターネットや携帯電話

話から容易に入手できるように売られています。

- (3) 好奇心のつもりでも、1回限りのつもりでも、ちょっとした冒険のつもりでも、薬物はあなたの身体と心を確実に破滅へと追いやります。絶対に乱用しないでください。

2-7 AED（自動体外式除細動器）について

- ・設置場所：東黒牧キャンパス・図書館棟1階事務室入り口、体育館ロビー、トレーニング室入り口
呉羽キャンパス・E館2階エレベーター横、7階エレベーター横（短大・A館、D館、G館、F館）
- ・救命講習会（AED操作含む）を学内で各学部年1回開催しています。是非参加してください。

3. 保険

3-1 学生教育研究災害傷害保険

学生の不測の傷害事故に対処するため、「学生教育研究災害傷害保険」に全員加入することになっています。この保険は、学生の正課教育中、研究活動中、大学行事中、大学に届け出た課外活動中、通学中などに生じた事故により、身体の傷害を被ったときに、保険金が支払われる制度です。

本学では、入学時に、新入生から保険料（4年間分）を徴収し、公益財団法人日本国際教育支援協会に納入することで、学生は在籍中の被保険者の資格を得ることになります。

なお、学研災付帯学生生活総合保険もありますので、加入をお勧めします。

万一、事故発生の場合は、本人又は保証人を通じて、至急学生課・呉羽キャンパス事務室に連絡してください。

3-2 学研災付帯賠償責任保険

この保険は、学校管理下の学生の賠償事故について、一部の活動を除き、広く学生の賠償事故を補償する制度です。本学子ども育成学部では、全学生が加入することになります。

補償の対象活動 ①インターンシップ ②介護等体験活動
③教育実習、保育所実習、施設実習等 ④ボランティア活動
⑤その他学校管理下の活動（正課、実験・実習中、学校行事中）

万一、事故発生の場合は、本人又は保証人を通じて、学生課・呉羽キャンパス事務室に連絡してください。

4. アパート・下宿

- (1) アパート・下宿を希望する学生のために、本学学生課・呉羽キャンパス事務室で紹介を行っています。
また、冬期間だけ利用可能なアパートもあります。紹介を受けたい場合は、学生証持参のうえ、ご相談ください。
- (2) アパートを決めたとき又は移動したときは、速やかに学生課・事務室に「住所変更届」を提出してください。

5. アルバイト

5-1 アルバイトの紹介

経済的理由により、やむをえずアルバイトをしなければならない学生のため、学生課・呉羽キャンパス事務室ではアルバイトの紹介をしています。アルバイト求人票を閲覧できますので、希望のものがある場合は各自で直接申し込みを行ってください。

本学では、次のような職種については紹介しないことにしていますので、個人的に依頼をうけてアルバイトをする場合も、このような職種は避けてください。

- (1) 授業期間中及び実習期間中における日中のアルバイト（従事期間が1週間を超えるもの）
(2) 翌日の授業及び実習にさしかえのある深夜の作業（午後10時を超えるもの）
(3) 危険を伴うもの
①自動車運転免許証を必要とするもの（配達など）

②線路内や交通頻繁な路上での作業（測量、白線引きなど）

③高電圧、高圧ガス等危険な作業

④高所での屋外作業（ガラスふき、器具取り付け等）

⑤農薬、劇薬など有害な薬物の扱い（メッキ作業・白アリ駆除等）

（4）法令に違反するもの

①営利企業斡旋業者への仲介、斡旋

②マルチ・ネズミ講商法等に関するもの

③出来高払（一定額の賃金の保証のないもの）

（5）教育的に好ましくないもの

①風俗営業の現場作業

②競馬・競輪場内の現場作業

③訪問販売、勧誘、専門に行う集金

④選挙の応援に関する一切の業務

（6）その他、望ましくない求人

①人命に関わることが予想される業務（無資格の水泳指導員・監視員・ベビーシッター）

②労働条件が不明確なもの

5-2 アルバイトでの注意

（1）アルバイトが学業の妨げにならないよう十分注意すること。

（2）求人先の仕事の内容、条件等をよく確かめ、納得したうえで行うこと。

（3）本学の学生であるという自覚をもち、大学の信用を損ねることのないよう努めること。

（4）無責任な行動でアルバイト先に迷惑をかけること。

（5）アルバイト先で万一事故が発生したときは、速やかに学生課・事務室に連絡すること。

6. ハラスメント等の防止について

6-1 ハラスメントとは

ハラスメントとは、人を困らせることや、いやがらせという意味ですが、基本的には、他者に対する言動が本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせること、相手の尊厳を傷つけること、相手に不利益を与えること、相手に脅威を与えることなどを指します。

本学では、ハラスメントを次のように定義しています。

（1）セクシュアルハラスメント：相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感及び苦痛その他の不利益を与え、学習、教育、研究又は就業環境を悪化させること。

（2）アカデミックハラスメント：教育研究の場における地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導若しくは待遇により、相手方の学習・研究意欲を低下させ、又は学習・研究環境を悪化させること。

（3）パワーハラスメント：職場における地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導若しくは待遇により、相手方の就労意欲を低下させ、又は労働環境を悪化させること。

（4）その他のハラスメント：（1）から（3）以外の不適切な言動であって、相手方に不快感その他の不利益を与えるもの。

本学では、これらのハラスメントの防止のための措置や、ハラスメントが原因による加害行為が生じた場合に、適切に対応するための措置について必要な事項を定めています。

本学のすべての学生、教職員及び関係者に、公正かつ安全で快適な環境の中で、学習、教育、研究及び就業する機会と権利を保障しています。

6-2 被害にあった時は・・・

学生の皆さんが、もし6-1で掲げている内容のハラスメントがあったと感じた場合は、次のような行動を取りましょう。

①自分の意思を伝えましょう。

VI. 通学・日常生活に関する注意

相手に対して、言葉と態度ではっきりと「不快である」ことを伝えましょう。直接自分で言えない時は、下記の相談窓口を利用してください。

②一人で悩まないで相談しましょう。信頼できる周囲の人に話して助けてもらいましょう。

③記録や証言があると有利です。

手紙やEメールなどがあれば保存しましょう。また、証言をしてくれそうな人がいる場合は、証言を頼んでおきましょう。「いつ、どこで、だれから、どのようなことをされたか」などを記録しておきましょう。

6-3 相談窓口及び担当者

本学では次の部署に相談窓口を設置しています。（平日 8:30～17:15）

東黒牧キャンパス (076-483-8000・8881)	呉羽キャンパス (076-436-2570)
健康管理センター（本部棟 1 階） 学生課（図書館棟 1 階） 学部長、部署の長	健康管理センター （富山短期大学保健室）（G 館 1 階） 事務室（E 館 2 階） 学部長、部署の長

※「意見箱」に投書してもかまいません。「意見箱」は、東黒牧キャンパスでは図書館 1 階、呉羽キャンパスでは E 館 1 階ラウンジに設置しています。

★意思の尊重とプライバシー保護

ハラスメントの相談では、被害者の意思が第一に重んじられます。

話を聞いてもらうだけでよい、苦情申立てはしない、という意思表示があれば、そのように計ります。相談や問題解決に関わった教職員には守秘義務があり、いずれの場合でもプライバシーは保護されますので、安心して相談してください。

7. 悪質な商法に関する注意

(1) いわゆる「悪徳商法」といわれるものは、60 種を下らないとされています。まさに世の中に蔓延していると言ってよいでしょう。

- ・主なものとして、「特殊詐欺（オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺など）」、「マルチ商法」「マルチまがい商法」「キャッチ・セールス」「アポイントメント・セールス」「靈感商法」「会員権付英語教材商法」などがあります。

- ・これらは、いずれも、欺瞞的で誇大な説明や宣伝をし、いたずらに射倖心（ぜいたく心）をあおり、あるいは無思慮に乗じて労せず高額金銭を受けられるかのよう期待させ、多大な経済的損失を与えるものです。

- ・経済的損失だけでなく、家族に迷惑をかけたり、友人を失ったりすることになります。

(2) 世の中に、楽しんでうまい話というのは、決してありません。

特に、「必ず儲かる」「損はしない」や「絶対安全だから」など、「絶対…」「必ず…」という言葉には注意しましょう。

(3) これらの悪質商法は、「公序良俗」に反し、社会に害悪をもたらすものとして、「民法」「刑法」「消費者契約法」「割賦販売法」「特定商取引法」などの法律によって規制されています。

- ・何か困ったことがあれば、各都道府県・市区町村が設置している「消費者センター」（東京都のみは「国民生活センター」という）が対応してくれます。「〔ひっかかったのは〕自分が悪いのだから…」と泣き寝入りする人が多いようですが、「もうダメだ!」と思っても、何らかの法的な手段があるかもしれません。平成 21 年より「消費者ホットライン」が開設され、フリーダイヤルで、0570-064-370（まもろうよ、みんなを）に電話することで、最も近くの消費者センターにつながるようになっていきます。まずは速やかに学生課・事務室に相談に来てください。

- ・大事な学生生活を有意義に過ごすために、悪質な業者等の甘言や勧誘に惑わされることなく、よく考えるようにしてください。

VII. 課外活動

1. 課外活動に関する諸注意

学生生活をより豊かなもの、より実りのあるものにすることが課外活動です。学生は自らすすんで課外活動に参加し、充実した有意義な学生生活を過ごすことを切に期待します。ただし、課外活動では次の点に留意するとともに規則を厳守してください。また、課外活動等で不明な点については、学生課・呉羽キャンパス事務室に相談してください。

1-1 課外活動に関する規則

(1) 学生団体の結成・解散

- ①新しく学生団体（部・同好会を含む）を結成するときは、「学生団体結成願」に「名簿」「年間予定表」を添えて学生課・呉羽キャンパス事務室に提出してください。
- ②学生団体には、本学専任教職員中より委託する顧問を置かなければなりません。
- ③学生団体が、その名称・規約・責任者その他団体に関する重要事項を変更するとき又は解散するときは、顧問の同意を得て、「学生団体変更願」又は「学生団体解散届」を学生課・呉羽キャンパス事務室に提出してください。

(2) 学外との関係

学生団体が、学外の団体に加入するとき、または学外の団体と行事を共催するときは、顧問の同意を得て、「学外団体加入届」に学外団体に関する説明書を添えて学生課・呉羽キャンパス事務室に届出をし、承認を受けないと活動はできません。

(3) 合宿・遠征等

学生団体が合宿・遠征等を行うときは、顧問の同意を得て、「合宿届」又は「遠征届」に実施要項と参加者名簿を添えて、一週間前までに学生課・呉羽キャンパス事務室に提出しなければなりません。

(4) 学外者を招いての活動

学内における対外試合、研究発表などに学外から人を招いて活動するときは、顧問の同意を得て、計画書を添え、「学生特別課外活動書」を学生課・呉羽キャンパス事務室に提出しなければなりません。

(5) 集会・掲示・印刷物配布・拡声器使用

- ①集会・掲示・署名運動調査などを行うときは、「集会届」にその計画書を添えて、一週間前までに学生課・呉羽キャンパス事務室に提出しなければなりません。
- ②看板ポスターなどの掲示を行うときは、「掲示届」に原稿又は実物見本を添えて、一週間前までに学生課・呉羽キャンパス事務室に提出しなければなりません。
 - (a) 掲示期間は10日間を原則とします。
 - (b) 掲示場所は指定された場所とします。
 - (c) 掲示物の除去は、掲示期間満了後ただちに掲示者において除去してください。
 - (d) 規則に違反する掲示物は、本学においてこれを除去します。
- ③印刷物の配布をしようとするときは、「印刷物配布届」に実物見本を添えて、一週間前までに学生課・呉羽キャンパス事務室に提出し、許可を受けてください。
- ④拡声器については、全学的学生行事以外は、使用できません。

(6) 金銭の授受を伴う活動

- ①学内外を問わず、有料の催物を行うとき、または印刷物、チケット、その他の物を販売するときは、計画書、収支見積書を添えて、一週間前までに学生課・呉羽キャンパス事務室に提出しなければなりません。

また、終了後一週間以内に収支決算書を学生課・呉羽キャンパス事務室に提出しなければなりません。
- ②学内外を問わず募金活動を行うときは、趣意書、目標額を記した文書を添えて、一週間前までに「募金活動願」を学生課・呉羽キャンパス事務室に提出しなければなりません。また、終了後一週間以内に募金総額報告書を学生課・呉羽キャンパス事務室に提出しなければなりません。

1-2 政治活動・宗教活動の禁止

学生は、学内において、特定の政党を支持し、またこれに反対するための政治活動(勧誘等を含む)を行ったり、特定の宗教活動(勧誘等を含む)を行うことは一切禁止します。

1-3 学内施設・備品の使用

学友会・課外活動・個人等で教室や体育館等本学の施設・備品を使用する場合は、使用一週間前までに「施設・設備使用願」を学生課・呉羽キャンパス事務室に提出し許可を受けなければなりません。

【使用心得】

- ①使用にあたっては、騒音など他に迷惑をかけないように十分注意してください。
- ②使用許可時間を厳守してください。
- ③使用施設内では喫煙をしないでください。
- ④机、椅子その他の備品を無断で移動しないでください。
- ⑤使用後は火気点検、備品の整理・整頓、消灯、戸締りを厳格に行ってください。
- ⑥施設・備品を汚損、破損したときはただちに学生課・呉羽キャンパス事務室へ届けてください。

2. 学生団体の結成・解散

学生が学内の団体を結成するにあたっては、特に以下の事項に留意して学生課・呉羽キャンパス事務室に「学生団体結成願」を提出するものとします。

- (1) 名称は、団体の活動目的が明示され、学生の活動にふさわしいものとします。
- (2) 団体は原則として以下のような構成であることが望めます。
 - ①構成員の総数は、10名以上とする。
 - ②構成員は、2年以上その団体に所属していること。
 - ③構成員は、同一の出身高等学校・ゼミナール・クラス又は下宿等の者で大半を占めないこと。
- (3) 学生団体結成のためには、必ず専任教職員に顧問就任の承諾を得なければなりません。なお、学生団体の顧問として専任教職員が就任できない場合は、学務部長の許可を得て学外者をあてることができます。
- (4) 学務部長は団体結成願があった場合、団体結成の趣旨と今後1年間の活動計画等を確認の上、学務委員会に諮って結成の可否を決定します。
- (5) 部・サークルの継続を希望する団体は、学生課・呉羽キャンパス事務室に学生団体継続願を提出しなければなりません。(4月末)
- (6) 学務部長は、その継続する団体について、前年度の活動実績等に基づき適宜指導を行います。
- (7) 上記の団体が、学外団体の影響によって、その活動が左右される、あるいは、損なわれるようなことがあった場合には、学務部長はその解散を命ずることができます。

3. クラブ・サークル活動

本学では、自分の能力や、趣味、環境に応じて自由に選び、加入できる課外活動として、下記のような各種のクラブ・サークルがあります。

学生は、それぞれ自分に最も適応する課外活動に参加し、友人や先輩とともに楽しみや苦しみを分かち合いながら学生生活を送ることが望めます。このような課外活動の機会は学生時代を除いては、おそらくなかなか得ることはできません。

このような活動で得た経験やスキルは、卒業し社会人となったときに、必ず役立つことでしょう。奮って加入し、団体の一員として活動してください。

2019年度 クラブ・サークル紹介

2019年4月1日現在

	東黒牧キャンパス	呉羽キャンパス
体育系部 & サークル	硬式野球部 サッカー部 女子ハンドボール部 男子バスケットボール部 ボート部 バドミントンサークル バスケットサークル ダンスサークル 水泳サークル	女子軟式野球サークル（短大と合同） SPORTY サークル ダンスサークル バスケットボールサークル バドミントンサークル バレーボールサークル フットサルサークル 陸上競技サークル
文化系部 & サークル	軽音楽部 吹奏楽部 ボランティア部 環境サークル 芸術サークル 国際交流サークル 経済リサーチサークル 茶道サークル English Media Club アクティブサークル	吹奏楽部 アカペラサークル SSW・BBS 研究会 書道サークル TUINS English Club TIES（富山国際大学小学校教育研究会） 保育サークル～にこにこ～ 学生団体 MUL 茶道サークル 軽音楽サークル 歩いて発見！となみ野サマーチャレンジ TRPG サークル I. C. S サークル

4. 学友会について

本学には、各学部教育理念・目標等に基づき、健全な学生生活と学生相互間の親睦を図るため、両キャンパスに学生が組織した学友会があります。

各学部の学友会は、相互に連絡を取りながら、大学全体の各種行事に協力参加したり、各キャンパスにおける学友会行事等の企画・運営等を行っています。また、毎年1回、学友会総会が開催され、執行部役員を選出や各事業の報告、次年度事業計画等を決定しています。

なお、学生は所属学部の学友会会員となり、学友会執行部にも加入することができます。

VIII. 学則及び学生に 関連する諸規程

1. 富山国際大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 富山国際大学（以下、「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法にのっとり深く専門の学術を研究し、国際社会及び地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定める。

(学部目的)

第1条の2 本学の設置する学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、次のとおりとする。

(1) 現代社会学部においては、観光、環境デザイン、経営情報及び英語国際キャリアの4分野において、地域社会の発展に貢献できる人材の養成を目的とし、地域から世界を見る視点と世界から地域を見る視点の双方向から、地域社会の発展に関する基礎的・専門的・実学的教育研究を行う。

(2) 子ども育成学部においては、心身ともに健やかな子どもの育成を通して地域社会の発展に貢献できる人材の養成を目的とし、保育・教育など子ども育成とその環境に関する基礎的・専門的・実践的教育研究を行う。

(自己点検及び評価)

第1条の3 本学は、教育水準の維持向上を図り、第1条並びに前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

(教育内容等の改善)

第1条の4 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の組織については、別に定める。

第2節 組織

(学部)

第2条 本学に、現代社会学部及び子ども育成学部を置く。

2 前項の学部には、置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻 名	入学定員 (名)	編入学定員 (名)	収容定員 (名)
現代社会学部	現代社会学科	観光専攻 環境デザイン専攻 経営情報専攻 英語国際キャリア専攻	120	5	490
子ども育成学部	子ども育成学科	—	90	5	370
合 計			210	10	860

3 学部に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織等)

第3条 本学に、学長室、事務部、学務部を置く。

2 本学に、附属機関として入試センター、キャリア支援センター、国際交流センター、図書館、情報センター及び地域交流センターを置く。

Ⅷ. 学則及び学生に関連する諸規程

- 3 前2項の各機関に、室長、部長、センター長、館長及びその他必要な役職者を置くことができる。
- 4 各機関に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教職員組織

(教職員)

- 第4条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、技術職員その他必要な教職員を置く。
- 2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。
 - 3 本学に、副学長を置くことができる。
 - 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
 - 5 各学部、各学部に、学部長を置く。

第4節 運営会議及び教授会

(運営会議)

- 第5条 本学に、学長の諮問機関として運営会議を置く。
- 2 運営会議は、学長、副学長、各学部長、学長室長、事務部長、学務部長、各付属機関の長及び各学部の教授各1名をもって組織する。ただし、学長は会議の運営上必要と認めた場合は他の教職員を会議に出席させることができる。
 - 3 運営会議は、大学の教育研究に関する重要な事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
 - 4 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

- 第6条 各学部、各学部に、教授会を置く。
- 2 教授会は、学部長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
 - 3 学部長は、教授会の運営上必要と認めた場合は、前項以外の教職員を教授会に出席させることができる。ただし、当該教職員は、議決に加わることができない。
 - 4 教授会は、当該学部の学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びにその他教育研究に関する重要事項について審議し、学長が決定するにあたり意見を述べるものとする。
 - 5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - 6 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

- 第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、後学期に入学する者 にあつては、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

- 第8条 学年を次の二学期に分ける。
- 前学期 4月1日から9月30日まで
- 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第9条 休業日は、次のとおりとする。
- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める日
 - (3) 本学の開学記念日
 - (4) 夏期休業 8月1日から9月30日まで
 - (5) 冬期休業 12月20日から翌年1月10日まで
 - (6) 春期休業 3月23日から3月31日まで
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第10条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第11条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第17条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第13条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第14条 大学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

2 納付した入学検定料は、返付しない。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料及び教育環境充実費（以下「学費」という。）を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きをした者に入学を許可する。

(編入学、転入学、再入学)

第17条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学、転入学、再入学を志願するものがあるときは、第2条の編入学定員による場合のほか、欠員のある場合には、当該学部の教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

Ⅷ. 学則及び学生に関連する諸規程

- (4) 修業年限2年以上かつ課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上である専修学校の専門課程を修了した者で、第13条に定める大学入学資格を有する者
- (5) 第34条第2項の勧告を受け退学した者で再入学を願い出た者
- (6) 第35条第1項第1号の規定により、除籍された者で、除籍されてから1年以内に授業料の滞納分を納付した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数、その他必要な事項は、別に定める。

(保証人)

第18条 保証人は2名とし、その1名は親権者又は親族若しくはこれにかわる者、その他1名は相当の家計をたてている身元確実な成年者で、本学において適当と認めた者とする。

2 保証人は、学生に係る一切の事項について責任を負わなければならない。

3 保証人が死亡又は第1項に定める資格を失ったときは、これにかわる者を保証人とし、すみやかに変更届を提出しなければならない。

4 保証人に改姓、改名、転籍及び転居があったときは、すみやかに届出なければならない。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第19条 授業科目を分けて、教養科目及び専門科目とする。

(授業の方法)

第19条の2 本学における授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業においては、メディアを利用することができるものとする。

(教育課程の編成)

第20条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目とし、これを各年次に振り分けて体系的に編成するものとする。

(副専攻プログラム)

第20条の2 各学部で編成する教育課程のほか、学生が所属する学部、学科の専攻に係る専門分野以外の特定の分野や学際的な分野等について体系的な教育を実施するため、副専攻プログラムを置くことができる。

2 副専攻プログラムに関して必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第21条 授業科目及びその単位数は、別表Ⅰ及び別表Ⅱのとおりとする。

2 授業科目の履修方法については、別に定める。

(単位計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目において、講義、演習、実験、実習又は実技のうちから二以上の授業方法の併用により授業を行う場合については、前2号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

2 前条の規定にかかわらず、社会実習、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業期間)

第23条 1年間の授業期間は、定期試験日等の期間を含め、35週を原則とする。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験の種類は、定期試験、臨時試験、追試験、再試験とし、その種類に応じて実施する。

3 試験の方法は、筆記、口述、レポート又は実技によるものとする。

Ⅷ. 学則及び学生に関連する諸規程

4 前項の試験は、別に定める規程によって実施する。

5 学費を納入しない者は、試験を受けることができない。

(他大学等における授業科目の履修等)

第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得した単位については、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位として、学長が認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条の2 教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得した単位については、教授会の議を経て前条により認定された単位数と合わせて60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位として、学長が認めることができる。

(第1年次入学者の既修得単位の認定)

第26条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位(大学又は短期大学において科目等履修生として修得した単位を含む)について、教授会の議を経て本学において修得したものとして、学長が認定することができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った大学以外の教育施設等における学修を、教授会の議を経て本学の授業科目の履修とみなし、卒業に必要な単位として、学長が認定することができる。

3 前2項の単位数は、編入学、転入学等の場合を除き第25条第2項及び第25条の2第2項の単位数と合わせて60単位を超えない範囲で認定することができる。ただし、修業年限の短縮は行うことはできない。

(成績)

第27条 授業科目の成績評価は、上位よりS(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、F(59点以下)の5段階をもって表示し、S、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。なお、単位認定科目はPと表示する。

(卒業に必要な単位数)

第28条 卒業に必要な単位数は、次の各号に定める単位数を含め、124単位以上とする。

(1) 現代社会学部現代社会学科の観光専攻、環境デザイン専攻、経営情報専攻及び英語国際キャリア専攻の学生は、教養科目及び専門科目のうちの学部共通科目から62単位以上、専門科目のうちの所属する専攻科目及び他専攻科目から62単位以上を修得しなければならない。なお、教養科目及び専門科目の必修単位については別表Iのとおりとする。

(2) 子ども育成学部子ども育成学科の学生は、教養科目から35単位以上(人間理解4単位以上、社会理解4単位以上、国際化対応及び情報化対応8単位以上、環境との共生対応4単位以上、少子高齢化対応2単位以上、キャリア系科目1単位以上、演習科目12単位必修)、専門科目から89単位以上を修得しなければならない。

2 編入学の場合における卒業に必要な単位数は、別に定める。

第4節 休学、転学部、留学及び退学

(休学)

第29条 疾病その他やむを得ない理由により、2カ月以上修学することができない者は、保証人連署で休学願を提出し、当該学部の教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者については、当該学部の教授会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第30条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第11条に定める在学年限に算入しない。

(復学)

第31条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、当該学部の教授会の議を経て、学長の許可を得て復

Ⅷ. 学則及び学生に関連する諸規程

学することができる。

(転学部)

第32条 他の学部転ずることを志願しようとする者は、運営会議の議を経て、学長の許可を得て、転学部することができる。

(留学)

第33条 外国の大学で学習することを志願する者は、保証人連署で留学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 留学期間は、原則として1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て1年を限度として留学期間を延長することができる。

3 前項の許可を得て留学した期間は、第11条に定める在学期間に含めることができる。

4 留学した大学等において修得した単位については、教授会の議を経て第25条第2項及び第25条の2第2項の単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、学長が認定することができる。ただし、単位の認定は、留学先校との協定がある場合に限る。

5 留学期間中の本学における学費は別に定める。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出し、当該学部の教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 学部長は、学生の学業成績等が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会及び運営会議の議を経て、学長が除籍する。

(1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第11条に定める在学年限を超えた者

(3) 第30条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 引き続き2年以上休学している者

(5) 第33条第2項に定める留学期間を超えてなお修学できない者

2 前項第1号により除籍となった者以外は、原則として再入学を許可しない。

第5節 卒業、学位、教員免許状及び資格

(卒業)

第36条 本学に4年(第17条第1項により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、第28条に定める単位数を修得した者については、当該学部の教授会及び運営会議の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。

2 卒業の時期は、学期の終わりとする。

(学士の学位授与)

第37条 卒業した者には、次の学士の学位を授与する。

(1) 現代社会学部は、学士(社会学)とする。

(2) 子ども育成学部は、学士(教育学)とする。

(教員免許状)

第37条の2 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第28条に定める科目の単位のほか教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において、取得できる教員の免許状は、次表のとおりとする。

学 部	学 科	取得できる免許状の種類
子ども育成学部	子ども育成学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状

3 履修の方法等については、別に定める。

(保育士資格)

第37条の3 保育士の所要資格を取得しようとする者は、子ども育成学部子ども育成学科に在籍し、第28条に定める科目の単位のほか児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に基づき、本学が別に定める保育士に関する科目の単位を修得しなければならない。

Ⅷ. 学則及び学生に関連する諸規程

(社会福祉士の受験資格)

第37条の4 社会福祉士の受験資格を取得するためには、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第6節 賞罰

(表彰)

第38条 学生として表彰に価する行為があった者は、運営会議の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第39条 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、運営会議の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その学生としての本分に著しく反した者

4 前項により退学となった者は、再入学を許可しない。

第7節 研究生、科目等履修生、委託生、特別聴講生、市民聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第40条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究及び学生の修学に障害のない限り、選考の上、学長は、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第40条の2 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位取得することを志願する者があるときは、本学の教育研究及び学生の修学に支障のない限り、選考の上、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生が授業科目を履修し、その試験に合格した場合には、これに所定の単位を与える。

(委託生)

第40条の3 国、地方公共団体、民間研究機関その他の団体から授業科目を指定して学生委託の申し出があるときは、本学の教育研究及び学生の修学に支障のない限り、選考の上、学長は、委託生として入学を許可することができる。

(特別聴講生)

第41条 他の大学の学生で、本学において授業科目を指定して履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、学長は、特別聴講生として入学を許可することができる。

(市民聴講生)

第41条の2 本学において授業科目を指定して履修することを志願する者(第40条の2及び第41条に規定する者を除く)があるときは、本学の教育研究及び学生の修学に障害のない限り、選考の上、学長は、市民聴講生として聴講を許可することができる。

(外国人留学生)

第42条 第13条第1項第3号に定める入学資格を有する外国人で、本学への入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生については、第21条及び第28条を適用する。

第43条 研究生、科目等履修生、委託生、特別聴講生、市民聴講生及び外国人留学生に関する事項は、別に定める。

VIII. 学則及び学生に関連する諸規程

第8節 入学検定料及び学費

(入学検定料及び学費)

第44条 第14条に定める入学検定料及び第16条に定める学費の額は、別表Ⅲのとおりとする。

2 学費の徴収方法及び期日等については、別に定める。

(学費等の変更)

第45条 在学中の学費について変更があった場合には、新たに定められた金額を納付するものとする。

(学費の納付)

第46条 学費は、年額の二分の一ずつを二期に分けて納付することができる。

(復学等の場合の学費)

第47条 前学期又は後学期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した学期の学費を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(退学及び停学の学費)

第48条 前学期又は後学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の学費は、徴収する。

2 停学期間中の学費は、徴収する。

(休学の場合の学費)

第49条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、学費を免除する。ただし、休学の日又は復学の日の属する学期の学費は徴収する。

(学費の免除及び猶予)

第50条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学費の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 学費の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生等の学費)

第51条 研究生、科目等履修生、委託生、特別聴講生、市民聴講生及び特別聴講生の入学検定料及び学費については、別に定める。

(納付した学費等)

第52条 納付した入学検定料、学費等は返還しない。ただし、所定の期間内に入学辞退の届出があった場合は、入学に伴う納入金等のうち、入学金を除く学費等を返還する。

第9節 公開講座

第53条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第10節 雑則

第54条 この学則に定めがあるものを除くほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成30年5月31日公布)

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 別表Ⅰ及び別表Ⅱの改正規程は、平成31年度入学生から適用する。

2. 富山国際大学副専攻プログラムに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、富山国際大学（以下、「本学」という。）学則第20条の2の規定に基づき、本学が開設する副専攻プログラム（以下、「副専攻プログラム」という。）に関し、必要な事項を定める。

(副専攻プログラム)

第2条 副専攻プログラムは、本学の各学部で編成する教育課程のほか、学生が所属する学部、学科の専攻に係る専門分野以外の特定の分野やテーマ、学際的な分野等について体系的な教育を実施し、学生の多様な知的探究心を喚起し、幅広い学びを提供し、広い視野と実践力を有する人材を育成することを目的とする。

(副専攻プログラムの名称と目的)

第3条 本学に次の副専攻プログラムを設置する。

(1) グローバル人材育成プログラム

確かな外国語コミュニケーション力を有し、多様な文化を理解して、地域社会のグローバル化や国際社会で活躍できる実践力のある人材を育成することを目的とする。

(2) 地域創生人材育成プログラム

地域創生で活躍できるリーダーとなり得る、課題解決力と実践力のある人材を育成することを目的とする。

(プログラムの履修事項及び修了要件)

第4条 第3条に定める各副専攻プログラムの開講科目等の履修事項及び修了要件を別表1及び別表2に定める。

(履修対象者及び履修申請)

第5条 副専攻プログラムは、本学学部にて在籍する学生を対象とする。

2 副専攻プログラムの履修を希望する者は、様式1及び様式2により入学後の一定の時期に履修申請書を提出しなければならない。

(修了認定及び修了証書の授与)

第6条 副専攻プログラムのすべての修了要件を満たし、かつ所属する学部の卒業要件を満たす者には、学部教授会及び運営会議の議を経て、学長が修了認定を行う。

2 学長は、前項の修了認定を受けた者には、様式3及び様式4により当該副専攻プログラムの修了証書を授与する。

(庶務)

第7条 副専攻プログラムに関する事務は、教務課及び呉羽キャンパス事務室が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、副専攻プログラムに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度在籍者から適用する。

別表1

グローバル人材育成プログラム修了要件(2019年度入学者)*1

Ⅰ. 外国語科目及び多文化共生科目						
No.	科目	単位	開講キャンパス	学期	修了要件	
① 外国語科目						
1	外国語特講Ⅰ	4	東黒牧	前	外国語科目及び多文化共生科目の中から12単位以上修得すること。*2	
2	外国語特講Ⅱ	4	東黒牧	後		
3	TOEICⅠ	2	東黒牧・呉羽	前		
4	TOEICⅡ	2	東黒牧・呉羽	後		
5	Intensive EnglishⅠ	4	東黒牧	前		
6	Intensive EnglishⅡ	4	東黒牧	後		
7	英語学	2	東黒牧	前		
8	観光中国語	2	東黒牧	後		
② 多文化共生科目						
9	Issues of Contemporary Society	2	東黒牧	後		
10	国際協力・ボランティア論	2	東黒牧	前		
11	とやま地域学	2	学外	前		
12	地域文化論	2	東黒牧	前		
13	日本の動き	2	呉羽	前		
14	世界の動き	2	呉羽	前		
15	国際コミュニケーション論	2	東黒牧	後		
16	国際関係論	2	東黒牧	後		
17	世界の言語と文化	2	呉羽	後		
18	国際キャリア特別講義	2	東黒牧	前		
19	世界遺産論	2	東黒牧	前		
20	国際ビジネス	2	東黒牧	後		
21	人間と宗教	2	呉羽	前		
22	子どもと国際交流	2	呉羽	前		
Ⅱ. 留学・学内外活動						
① 留学		ポイント				留学・学内外活動で10ポイント以上取得すること。但し、1回以上は海外に出ることを必須とする。
23	長期留学	10／6か月				
24	短期留学	3／1か月				
② 学外での実践的な学び活動 *3		ポイント				
25	国際交流(ボランティア)実習	2		後		
26	異文化研修(数カ国で実施)	2		通年		
27	海外インターンシップ	2		通年		
28	海外での様々な活動 *4	2		通年		
29	地域のグローバル化貢献活動 *5	1		通年		
③ 英語強化プログラム		ポイント				
30	TUINS English Camp	2		集中		
31	TOEIC クラウド型学習	2		通年		
32	English Café	2		通年		
33	TOEIC試験対策集中講座	2		集中		
34	エクステンションカレッジ英会話(英語)講座	2	CiC	通年		
Ⅲ. 外国語検定試験 *6 *7						
35	TOEIC(600点)				左記検定試験のうち、いずれか1つ以上を受検し、合格すること。	
36	中国語HSK検定試験(5級)					
37	韓国語TOPIK検定試験(5級)					
38	その他外国語関係検定試験					

<注意事項>

- *1. 「I. 外国語科目及び多文化共生科目」「II. 留学・学内外活動」「III. 外国語検定試験」に掲げる各修了要件をすべて満たす必要があること。
- *2. 「I. 外国語科目及び多文化共生科目」の中から12単位以上修得し、かつ登録した「外国語科目及び多文化共生科目」全科目のGPAが3.0以上であること。
- *3. 「②学外での実践的な学び活動」のうち、海外での活動は2週間で2ポイントを基準とし、週数や実践回数を考慮して加点する。
- *4. 「海外での様々な活動」の事例として、学生企画による異文化研修、途上国の子どもへの教育支援、他大学又は企業企画のスタディーツアー参加、ワーキングホリデー、海外を対象とした夢への架け橋助成事業などをいう。
- *5. 「地域のグローバル化貢献活動」では、4回1Pを基準とし、回数によって加点する。
- *6. 「III. 外国語検定試験」において、TOEIC 600点、HSK 5級、TOPIK 5級に相当する他の検定試験(「検定一覧表」参照)に合格した場合も修了要件を満たしたものと認める。
- *7. 「外国語検定試験」で以下の何れかの条件を満たした場合は、Grade S 修了書が授与される。
TOEIC 730点以上、中国語HSK検定6級合格、韓国語TOPIK検定6級合格

別表2

地域創生人材育成プログラム修了要件 (2019年度入学者)*1

I. 地域志向科目及び地域関連科目 *2					
No.	科目	単位	開講キャンパス	学期	修了要件
① 課題解決型学習					
1	地域づくり実習	2	東黒牧	前	「課題解決型学習」の中から6単位以上修得すること。
2	地域課題探求講座	2	東黒牧	前	
3	観光実習	2	東黒牧	前	
4	環境デザイン実習	2	東黒牧	後	
5	経営情報実習	2	東黒牧	後	
6	インターンシップ	2	東黒牧	1・2・3・4年	
7	地域社会参加活動	2	呉羽	通年	
8	子ども活動実践演習	2	呉羽	前	
9	富山に学ぶインターンシップⅠ	2	呉羽	通年	
10	富山に学ぶインターンシップⅡ	2	呉羽	通年	
② 地元学学習					
11	とやま地域学	2	学外	前	「地元学学習」の中から8単位以上修得すること。
12	地域社会論	2	東黒牧	後	
13	地域文化論	2	東黒牧	前	
14	富山県の文化・自然と観光	2	東黒牧	前	
15	中小企業論	2	東黒牧	前	
16	地域社会と観光	2	東黒牧	後	
17	環境政策論	2	東黒牧	後	
18	環境デザイン特別講義	2	東黒牧	後	
19	自然体験活動	2	呉羽	通年	
20	富山の福祉特別講義	2	呉羽	前	
21	富山の生活特別講義	2	呉羽	前	
22	富山の保育特別講義	2	呉羽	後	
23	富山の教育特別講義	2	呉羽	後	
24	幼稚園教育実習Ⅰ・Ⅱ	1・4	呉羽	後・前	
25	保育所実習Ⅰ・Ⅱ	2・2	呉羽	前	
26	施設実習Ⅰ・Ⅱ	2・2	呉羽	後・前	
27	相談援助実習Ⅰ・Ⅱ	4・2	呉羽	後・通年	
28	教育実習	4	呉羽	前	
29	スクールソーシャルワーク実習	2	呉羽	通年	
③ 情報技術向上学習					
30	ビジネス情報演習Ⅰ	2	東黒牧	前	「情報技術向上学習」の中から4単位以上修得すること。
31	ビジネス情報演習Ⅱ	2	東黒牧	後	
32	情報科学概論	2	東黒牧	前	
33	情報統計学Ⅰ	2	東黒牧	後	
34	情報統計学Ⅱ	2	東黒牧	前	
35	情報社会と情報倫理	2	東黒牧	後	
36	情報処理演習	2	呉羽	前	
37	人間と情報	2	呉羽	後	
38	プレゼンテーション	2	呉羽	前	
39	子どもと情報メディア	2	呉羽	後	
④ 社会人基礎力学習					
40	キャリアデザイン講座b	1	東黒牧	後	「社会人基礎力学習」の中から2単位以上修得すること。
41	地域企業講座	2	東黒牧	前	
42	キャリア支援講座a	1	東黒牧	前	
43	キャリア入門講座	1	呉羽	後	
44	生活文化演習	2	呉羽	後	
45	キャリア支援講座Ⅰ	2	呉羽	通年	
46	キャリア支援講座Ⅱ	2	呉羽	通年	
Ⅱ. 正課外地域活動 *3		ポイント			
47	助成金(夢の架け橋等)採択・実施	3	東黒牧・呉羽		「課外活動」で、合計10ポイント以上取得すること。
48	セミナー・学会発表	2			
49	学外表彰(クラブ等以外)	2			
50	インターンシップ(卒業認定単位以外) *4	1			
51	ボランティア活動 *4	1			
52	地域活性化活動(一般参加) *4	1			
53	地域活性化活動(委員参加) *4	2			
54	地域活性化活動(責任者参加) *4	3			
55	その他大学が認めた活動 *4	1			
Ⅲ. 地域課題解決型研究・調査活動					
56	卒業研究(地域課題解決型テーマ)		東黒牧・呉羽		外部委員を含めた審査を経ること。
57	その他大学が認めた研究調査活動				

＜注意事項＞

- *1. 「I. 地域志向科目及び地域関連科目」「II. 正課外地域活動」「III. 地域課題解決型研究・調査活動」に掲げる各修了要件をすべて満たす必要があること。
- *2. 「I. 地域志向科目及び地域関連科目」の合計で20単位以上修得し、かつ登録した「地域志向科目及び地域関連科目」全科目のGPAが3.0以上であること。
- *3. 「II. 正課外地域活動」で表記されているポイント数は基準であり、活動内容や活動時間によってポイント数を増減する。
- *4. インターンシップ、ボランティア活動、地域活性化活動、その他大学が認めた活動に関しては、原則として、10時間程度の活動をもって1ポイントとして換算し、加点する。

Ⅷ. 学則及び学生に関連する諸規程

様式1

富山国際大学グローバル人材育成プログラム履修申請書

(西暦) 年 月 日

富山国際大学長 殿

学籍番号: _____

学部 _____ 学科 _____

氏 名: _____ 印 _____

富山国際大学グローバル人材育成プログラムに関する規程第3条第1号の規定により、下記項目を記載した書類を添えて申請します。

記

1. プログラムを受ける動機
2. 今後実施してみたい国際活動
3. 目指す外国語検定

以上

《注意事項》

- (1) 上記1から3までの項目を網羅したものを1000字程度で記載し、Wordで作成してください。
- (2) 本プログラムを修了した場合、学長より特別な修了認定が授与されますので、目標を持ってプログラムに臨んでください。

様式2

富山国際大学地域創生人材育成プログラム履修申請書

(西暦) 年 月 日

富山国際大学長 殿

学籍番号: _____

学部 _____ 学科 _____

氏 名: _____ 印 _____

富山国際大学地域創生人材育成プログラムに関する規程第3条第2号の規定により、下記項目を記載した書類を添えて申請します。

記

1. プログラムを受ける動機
2. 今後実施してみたい地域での課外活動
3. 目指す免許・資格

以上

《注意事項》

- (1) 上記1から3までの項目を網羅したものを1000字程度で記載し、Wordで作成してください。
- (2) 本プログラムを修了した場合、学長より特別な修了認定が授与されますので、目標を持ってプログラムに臨んでください。

様式3

富山国際大学 副専攻プログラム
グローバル人材育成プログラム修了証書
グローバル人材認定証
(Global Human Resources)

学籍番号

氏名

上記の者は 富山国際大学 副専攻プログラム グローバル人材育成
プログラムを修了したことを証する

(西暦) 年 月 日

富山国際大学
学長

様式4

富山国際大学副専攻プログラム
地域創生人材育成プログラム修了証書
地域創生推進士認定証

学籍番号

氏名

上記の者は 富山国際大学副専攻プログラム地域創生人材育成
プログラムを修了したことを証し 上記の者を地域創生推進士
として認定する

(西暦) 年 月 日

富山国際大学
学長

3. 富山国際大学学籍異動手続きに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、富山国際大学学則（以下「学則」という。）第29条から第30条に規定する休学、復学、転学部、留学、退学、除籍及び再入学など、本学学生の学籍異動にかかる手続きを定めることを目的とする。

(休学手続)

第2条 学則第29条第1項に規定する休学の許可を得るには、休学しようとする1か月前までに保証人連署の上、休学願（様式第1号）を事務局に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

2 学則第29条第2項に規定する休学の許可を得るときは、当該学部の教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

3 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は1年を限度として休学期間の延長を認める場合がある。

4 学則第30条第1項又は第2項に規定する期間を終了し、その後に休学延長、復学又は退学の意思を明確にせず、手続きを停滞させたときは、学則第35条第1項第3号の規定に基づき、当該学部の教授会及び運営会議の議を経て、学長が除籍する。

(復学手続)

第3条 学則第29条により休学した者が復学しようとするときは、保証人連署の上、復学願（様式第2号）を復学する日の2週間前までに、事務局へ提出し、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可することができる。

2 病気のために休学した者が復学するとき、復学願に必ず医師の診断書を添付しなければならない。

3 復学の時期は、学期の始めとする。

4 復学する学期の学費を納入しない者は、復学の許可を取り消す。

(転学部手続)

第4条 本学学生が学則第32条の規定に基づき転学部の許可を得るときは、保証人連署の上、転学部願（様式第3号）を転学部する日の3か月前までに事務局に提出しなければならない。

2 転学部する学生は、転学部先の試験を受けなければならない。また、転学部する前に学生が修得した科目の単位認定については、当該学部の教授会において審議する。

3 前項第2項の結果に基づき、運営会議の議を経て、学長が転学部を許可する。

(留学手続)

第5条 学則第33条第1項に規定する留学の許可を得るときは、留学願（様式第4号）を留学する日の1か月前までに事務局に提出しなければならない。

2 学則第33条第4項に規定する単位の認定は、本学が定める学部教育課程の時間数相当に沿ったものであり、かつ留学先協定校の成績証明書の提出がない限り、単位を認定しない。

3 学則第33条5項に定める学費は、本学に納入している学納金をもって充てる。ただし、原則納入期限までに学納金を全額納めていない者については、学長が留学を許可しない。

4 国内で協定している大学への留学は、学則第33条の規定を準拠し運用するものとする。

(退学手続)

第6条 学則第34条に規定する退学の許可を受けるときは、保証人連署の上、退学願（様式第5号）を退学しようとする日の1か月前までに、事務局へ提出し、当該学部の教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 退学となった学期は、在学年数に含まない。

3 本学学生が他大学に転学しようとするときは、本学を退学する手続きをしなければならない。

(除籍手続)

第7条 学則第35条第1項の各号に該当する者は、当該学部の教授会及び運営会議の議を経て、学長が除籍する。

2 前項に基づく除籍処分の執行に伴う措置の判断に当たっては、事前に当該学生及び保護者並びに保証人に告知し、口頭による意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、やむを得

Ⅷ. 学則及び学生に関連する諸規程

ない事由により、口頭による意見陳述ができないときは、これに替えて文書による意見提出の機会を与えるものとする。

(再入学手続)

第8条 本学の退学者で学則第39条第3項各号に該当し本学を退学した者以外の者及び学則第35条第1項第1号により除籍になった者は、欠員が生じているとき、又は退学者にあつては再入学の意思が生じたとき、除籍となった者にあつては除籍となった年度内若しくは翌年度内に限り、再入学を願い出ることができる。

2 再入学の願い出は、次の各号に掲げる者が、それぞれ各号に定める書面を、事務局に提出して行う。

(1) 経済的困窮や病気等でやむを得ず本学を退学した者 再入学願(様式第6号)

(2) 学則第34条第2項に基づき退学した者で学則第17条第1項第5号に該当する者 再入学願(様式第6号)及び学業を怠らない旨の誓約書(様式第7号)

(3) 学則第35条第1項第1号により除籍になった者で学則第17条第1項第6号に該当する者 再入学願(様式第6号)及び念書(様式第8号)

3 第2項各号に掲げる書面は、再入学を希望する学期の3か月前までに提出しなければならない。ただし、同項第3号の書面については、この限りでない。

4 再入学は、再入学の申請がなされた学部の教授会及び運営会議の議を経て、学長が許可する。

5 再入学の許可を受けた者は、指定された期日までに学費の納入の手続きをしなければならない。

6 再入学した者の単位については、既修得単位数を復活させることができる。

(事務局)

第9条 この規程にかかる学籍異動の手続きに関する事務局は、学務部教務課又は事務部呉羽キャンパス事務室とする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が定める。

附 則(平成30年8月21日公布)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

4. 富山国際大学学生表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、富山国際大学学則第38条の規定に基づき、学生を表彰するために必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、学長特別賞、学長賞及び学長功労賞の3種とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、在学中に文化、スポーツ、社会活動及び学内活動等において、特に優れた業績を修めた個人又は団体に対して行うことができる。

(表彰期日)

第4条 表彰は、毎年度学位記授与式を定期とし、必要に応じて他の期日に行うことができる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を授与する。

(表彰者の選考、決定)

第6条 表彰者の選考は、推薦書及び実践記録により学務委員会が先議し、教授会及び運営会議の議を経て学長が決定する。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月19日から施行する。

5. 富山国際大学学生表彰規程細則

(目的)

第1条 この細則は、富山国際大学学生表彰規程（以下、「規程」という。）第7条の規定に基づき、表彰を行うために必要な細目を定める。

(表彰の対象及び基準)

第2条 表彰の対象及び基準を、次のとおり定める。

1 学長特別賞は、諸活動等で日本代表に準ずる活動の成果を上げた個人又は団体、若しくはこれに準ずるもの。

2 学長賞は、次の基準による。

(1) 体育部門

ア 北信越大会などブロック大会において、個人戦又は団体戦で優勝した個人又は団体

イ 各種目毎の全国大会において、個人戦では三位以内、団体戦では二位以内に、入賞した個人又は団体

ウ その他以上に準ずるもの

(2) 文化部門

ア 音楽部門では、県大会で一位の入賞者及びその他の大会でこれと同等若しくはそれ以上の水準にある個人又は団体

イ 美術・書道・写真等の部門では、県展上位入賞者及びその他の展覧会でこれらと同等若しくはそれ以上の水準にある個人又は団体

ウ その他の文化クラブ活動の場合は、前記に準ずる。

エ その他以上に準ずるもの

3 学長功労賞は、次の基準による。

(1) 学内・外活動

ア 在学中において、クラブ会・大学祭実行委員等学内行事に積極的に参加し、成果を上げた者

イ ボランティア等の活動により、本学の声価を上げた者

ウ 社会的に評価される善行をおこない、本学の声価を上げた者

4 各賞の基準に該当しないが、表彰に値する事項があった場合は、学務委員会で審議する。

(表彰の除外)

第3条 本学学生として学業上又は品性上表彰に相応しくない者は、推薦されても選考から除外する。

附 則

この細目は、平成15年3月19日から施行する。

6. 富山国際大学学生の不正行為にかかる取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公正で厳格な成績評価を行うため、本学の授業科目において実施される試験における不正行為及び不正行為者の取扱いについて定める。

(試験)

第2条 この規程において「試験」とは、本学学則第24条第2項に規定する定期試験、臨時試験、追試験及び再試験であって、同第24条第3項に規定する筆記、口述、レポート又は実技の方法によるものをいう。

2 前項の試験方法には、富山国際大学現代社会学部授業科目の履修に関する規程第9条3項に規定するプレゼンテーション及び富山国際大学子ども育成学部授業科目の履修に関する細則第9条第3項の規定による制作物提出が含まれるものとする。

(不正行為)

第3条 この規程において「試験における不正行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 本人に代わって受験し、又は受験させること。
- (2) 筆記試験において、他人の学生証を示して受験すること。
- (3) 筆記試験において、他の受験者の答案を故意にのぞき見し、又は答案の全部又は一部を書き写すこと。
- (4) 筆記試験において、配布された答案用紙以外の答案用紙を使用し、又は提出すること。
- (5) 筆記試験において、答案用紙を提出しないこと。
- (6) 筆記試験において、他の受験者との間で答案用紙を交換すること。
- (7) 筆記試験において、他の受験者に自分の答案を故意に見せ、若しくは口伝えし、又はそうした行為を行うよう他の受験者に強いること。
- (8) 筆記試験において、カンニングペーパーその他の物品を受け渡し、又は送受信機能を持った機器で試験に関する内容を送信若しくは受信すること。
- (9) 筆記試験において、使用が許可されているノート、参考書、電子辞書その他の物品（以下「ノート等」という。）を他の受験者に渡し、又は他の受験者からノート等を受け取ること。
- (10) 筆記試験又は口述試験において、許可なくノート等を所持し、又は使用若しくは利用して解答すること。
- (11) 筆記試験又は口述試験において、試験に関連した内容を机、筆記用具等の所持品に書き込み、又はそれを使用若しくは利用して解答すること。
- (12) レポート試験並びに制作物提出及び実技試験において、他人が作成し公表している文章、写真及び図表等を無断で転載若しくは引用すること、又は他人が作成したレポート若しくは作品の転用等の盗用、剽窃行為を行うこと。
- (13) その他これに準ずる行為で、試験監督者が不正行為と認めたもの。

(不正行為者)

第4条 この規程において「不正行為者」とは、本学の学生であって、前条の不正行為を行った者及び当該行為に故意に関与した者のことをいう。

(不正行為者に対する成績評価)

第5条 不正行為者に対しては、原則として、当該学期の履修科目の成績を認定しない。ただし、履修科目のうち学部長が別に定める科目を除くことができる。

(試験監督者又は科目担当教員の報告書提出)

第6条 試験監督者は、試験の実施中に不正行為が行われたと判断したときは、不正行為に係る学生（以下「対象学生」という。）の試験を停止し、対象学生の学籍番号及び氏名を確認し、不正行為に係る物品等を押収等の措置を行った後、事実関係及び経緯について学部長に口頭報告及び報告書を提出するものとする。

2 不正行為が行われたことが試験の実施後に明らかになった場合は、不正行為が行われた科目担当教員が、不正行為に関する事実関係及び経緯について学部長に口頭報告及び報告書を提出するものとする。

第7条 前条の口頭報告及び報告書提出は、対象学生の所属する学部がある東黒牧キャンパスにおいては学務部教務課、呉羽キャンパスにおいては呉羽キャンパス事務室を経由して行う。

(不正行為の確認等)

第8条 前二条に規定する口頭報告及び報告書の提出を受けた学部長は、当該事案について学部学務委員会へ不正行為の確認等を依頼し、学部学務委員会は事務担当部門の協力を得て、対象学生、及び試験監督者又は科目担当教員に対し、不正行為についての事実確認を行う。

2 試験監督者又は科目担当教員の報告内容と対象学生の陳述とが異なる場合には、学部学務委員会は、試験監督者又は科目担当教員、及び対象学生を学務委員会に出席させ、それぞれの意見を聴かなければならない。

3 学部学務委員会は、不正行為の事実が確認された場合には、対象学生に始末書を提出させ、速やかに学務部長及び対象学生が所属する学部の学部長に報告しなければならない。

(不正行為者の処分手続)

第9条 学部学務委員会及び学務委員会は、学生の懲戒について定める学則第39条及び富山国際大学学生の懲戒に関する規程の関係規定に基づき、不正行為者に対する処分（第5条に規定する成績評価の取扱いは、本条以下でいう「処分」には含まない。）の案を作成することができる。

2 作成された処分案は、対象学生の所属する学部の教授会及び運営会議において審議する。

3 前項の処分案は、対象学生に通知し、これについて意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 前項の意見書が提出された場合には、教授会及び運営会議における処分案の審議は、意見書の内容を斟酌して行われなければならない。

(不正行為者の処分)

第10条 不正行為者の処分は、対象学生の所属する学部の教授会及び運営会議の議に基づき学長が決定し、学部長がこれを行う。

(処分の通知)

第11条 学部長は、前条の処分を行うときは、その内容及び処分理由を、書面によって対象学生及びその保護者に通知する。

(不服申立て)

第12条 前条の通知を受けた者は、不服を申し立てることができる。

2 不服申立ての手続については別に定める。

(説諭)

第13条 学部長は、第10条に規定する処分が確定した学生に対し、説諭を行う。

(公示)

第14条 学部長は、第10条に規定する処分が確定したときは、当該不正行為の発生の事実及び処分の内容を、第11条に規定する通知を行った日から2週間、キャンパス内の学生連絡用掲示板において公示する。

2 前項の場合において、不正行為者の学籍番号及び氏名の公表並びに公示期間については、富山国際大学学生の懲戒に関する規程の例による。

3 懲戒処分を受けた学生及びその保護者に対しては、書面によって公示の内容を通知する。

(雑則)

第15条 この規程に定めのない事項については、学部学務委員会及び学務委員会の協議を経たのち、教授会及び運営会議の議に基づいて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成29年1月18日から施行する。

7. 富山国際大学学生の懲戒に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、富山国際大学学則第39条に基づいて行う学生の懲戒処分 of 適正と公正を図るために必要な事項を定める。

(基本的な考え方)

第2条 学生に関する懲戒は、学校教育法及び同施行規則に基づいて大学に与えられた教育上の権限により、一定の事由の発生を要件として、学生に対しての制裁としての一定の不利益処分である。懲戒は、被処分者の権利を保障するとともに、教育的配慮に基づく固有の法理に従うものでなければならない。

2 懲戒は、懲戒対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行わなければならない。

3 学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない。事前に当該学生に告知するとともに、原則として口頭による意見陳述の機会を与えなければならない。

4 被処分者の将来を考慮し、成績証明書その他本人の成績及び修学状況に関する文書で、被処分者及び大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として懲戒処分を受けた旨の記載をしないものとする。

(懲戒手続)

第3条 学務部長は、懲戒対象行為を確認したときは、事実認定及び懲戒処分の内容につき、学務委員会、教授会の議を経て、速やかに学長に上申する。

2 懲戒対象行為に係る事実認定、懲戒処分内容及び執行に伴う措置の判断に当たっては、事前に当該学生に告知し、口頭による意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、学生の心身の故障、身柄の拘束、長期旅行その他の事由により、口頭による意見陳述ができないときは、これに替えて文書による意見提出の機会を与えるものとする。

(懲戒処分の決定)

第4条 学長は、学務部長からの上申事項を運営会議の議に付し、懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の告知及び発効日)

第5条 懲戒処分の告知は、文書により、学長が本人に対して行う。

2 懲戒処分の発効日は、学長が処分を決定した日とする。

(告示)

第6条 学長は、学生を懲戒した場合、原則として、その旨(事案の内容、処分の種類、処分年月日等)を学内に告示するものとする。ただし、当該学生の氏名は公開せず、学部、年次、学籍番号のみの記載とする。告示期間は原則2週間とする。

(懲戒処分に関する文書)

第7条 懲戒処分に関する文書は懲戒処分上申書、懲戒処分(退学・停学・訓告)告知書、学籍簿、懲戒処分解除通知書とする。

(懲戒に関する記録の保存と開示)

第8条 学務部長は、懲戒原因たる事実並びに決定された処分内容及び理由を記載した文書を保存しなければならない。

2 学務部長は被処分者から請求があった場合には、当該文書を開示しなければならない。

(懲戒の種類)

第9条 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

2 前項の懲戒を行うべき場合においては、第2条第1項から第3項までの趣旨に鑑み、当該処分を減じて又は当該処分の一部に代えて、被処分者に一定の社会貢献活動(学習活動を含む)を行うよう命ずることができる。ただし、被処分者の受ける不利益の程度が、当該処分のみを行う場合に比して増大するものであってはならない。

(退学)

第10条 退学は、学生としての身分のはく奪である。

(停学)

第11条 停学は、無期停学及び有期停学とする。

VIII. 学則及び学生に関連する諸規程

- 2 無期停学の期間は、6ヶ月を超えるものとし、有期停学の期間は6ヶ月以内とする。
- 3 停学期間は在学期間を含め、修業年限に含まないものとする。ただし、有期停学の場合には、修業年限に含めることができる。
- 4 学長は、停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、教授会、運営会議の議を経て、その処分を解除することができる。
- 5 無期停学は、原則として6ヶ月を経過した後でなければ、解除することができない。

(訓告)

第12条 訓告は、処分としての大学の教育的意思表示である。

(刑事事件等に関する懲戒処分)

第13条 刑事事件に問われるような事実に関する懲戒処分は、原則として、次の各号に従う。ただし、この場合においては、情状によりその処分を減じ、再犯の場合にはその処分を重くすることができる。

- (1) 飲酒運転、無免許運転又はひき逃げ等悪質な運転による人身事故に対する懲戒処分は、退学又は停学とする。
- (2) 飲酒運転をした者に対し、飲酒運転ほう助（道路交通法第65条第2項から第4項までに規定する行為）とみなされる行為をした者に対する懲戒処分は、退学、停学又は訓告とする。
- (3) その他の交通事件（構内におけるいわゆる暴走行為又は悪質な駐車違反を含む）に対する懲戒処分は、退学、停学又は訓告とする。
- (4) 薬物犯罪（薬物の売買又はその仲介、薬物の自己使用等）に対する懲戒処分は、退学又は無期停学とする。
- (5) 悪質なストーカー犯罪（「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下において「法」という。）」第2条に規定するつきまとい、待ち伏せ等の行為）に対する懲戒処分は、退学又は無期停学とする。
- (6) その他のストーカー犯罪（法第3条に規定する行為等）に対する懲戒処分は、停学又は訓告とする。
- (7) コンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用（成績表等の文書改ざんの不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等）に対する懲戒処分は、退学又は無期停学とする。
- (8) その他のコンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用（著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等）に対する懲戒処分は、停学又は訓告とする。
- (9) 交通事件以外の刑事事件のうち、凶悪犯罪（殺人、強盗、強姦、放火等）に対する懲戒処分は、退学又は無期停学とする。
- (10) その他の刑事事件（傷害、窃盗等）に対する懲戒処分は、退学、停学又は訓告とする。

附 則

この規程は、平成23年1月19日から施行する。

8. 富山国際大学学費等の納入に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則では、富山国際大学学則（以下「学則」という。）第44条第2項の規定に基づき、富山国際大学（以下「本学」という。）に在学する者の学費等の納入等について必要な事項を定める。

(学費等)

第2条 この規則において学費等とは、学則第16条第1項に規定する学費及びその他本学の教育活動に必要な費用をいう。

(納入期限)

第3条 学則第46条の規定に基づき、入学金を除く学費等を次の期間内に納入しなければならない。ただし、前学期分納入時に、年額を一括して納入することができる。

年 額 4月1日～4月15日

前学期分 4月1日～4月15日

後学期分 10月1日～10月15日

2 前項の規定にかかわらず、新入学生（編入学、転入学を含む。）の入学時における学費等は、別に定める期日までに納入しなければならない。

3 納入期限が休日のときは、その翌日を納入期限とする。

(納入方法)

第4条 学費等は、本学が定める納入用紙により、本学指定の金融機関に開設した口座に納入しなければならない。

(延納・分納)

第5条 やむを得ない事情により、前第3条第1項に規定する期限までに学費等を納入できないときは、延納又は分納することができる。

2 前項の手続きをする者は、前第3条第1項に規定する期限までに、本学が定める延納・分納願を本学事務部総務課に提出し、学長の許可を得なければならない。

3 延納又は分納を許可された場合の納入期限は、次のとおりとする。

前学期分 7月末日

後学期分 1月末日

4 学長が真にやむを得ないと認めたときは、前項の納入期限を次のとおり延長することができる。ただし、次の期日を超えてはならない。

前学期分 8月末日

後学期分 2月末日

(督促)

第6条 第3条の納入期限を超えてもなお納入されないときは、納入時期の翌月の末日までに、本学から滞納者に対して再納入期限を定めた督促を行う。

2 前項で定めた納入期限までに納入しないとき、又は第5条第3項若しくは第4項の納入期限までに納入しないときは、富山国際大学学籍異動手続きに関する規程（以下「学籍異動規程」という。）第7条第2項に規定する手続きを踏み、次条第1項の規定を適用する。

(除籍)

第7条 前条に基づき督促し、納入期限までに学費等を納入しなかった者については、学則第35条第1項第1号の規定により、当該学部の教授会及び運営会議の議を経て、次の期日をもって学長が除籍する。

(1) 前学期分を納入しなかったときは、その学期前の3月末日

(2) 後学期分を納入しなかったときは、その学期前の9月末日

2 学長が特別の事情があると認めたときは、当該学部の教授会及び運営会議の議を経て、除籍を取り消すことがある。

(再入学)

第8条 除籍された者で再入学を願い出るときは、学則第17条第1項第5号及び学籍異動規程第8条の規定に基づき、1年以内に学費等の滞納分の納入及び手続きを行い、当該学部の教授会及び運営会議の議を経て、学長の許可を得なければならない。

Ⅷ. 学則及び学生に関連する諸規程

2 再入学に係る手続きについては、学務部教務課及び事務部呉羽キャンパス事務室で行う。

(庶務)

第9条 この規則に関する庶務は、事務部総務課において行う。

(改廃)

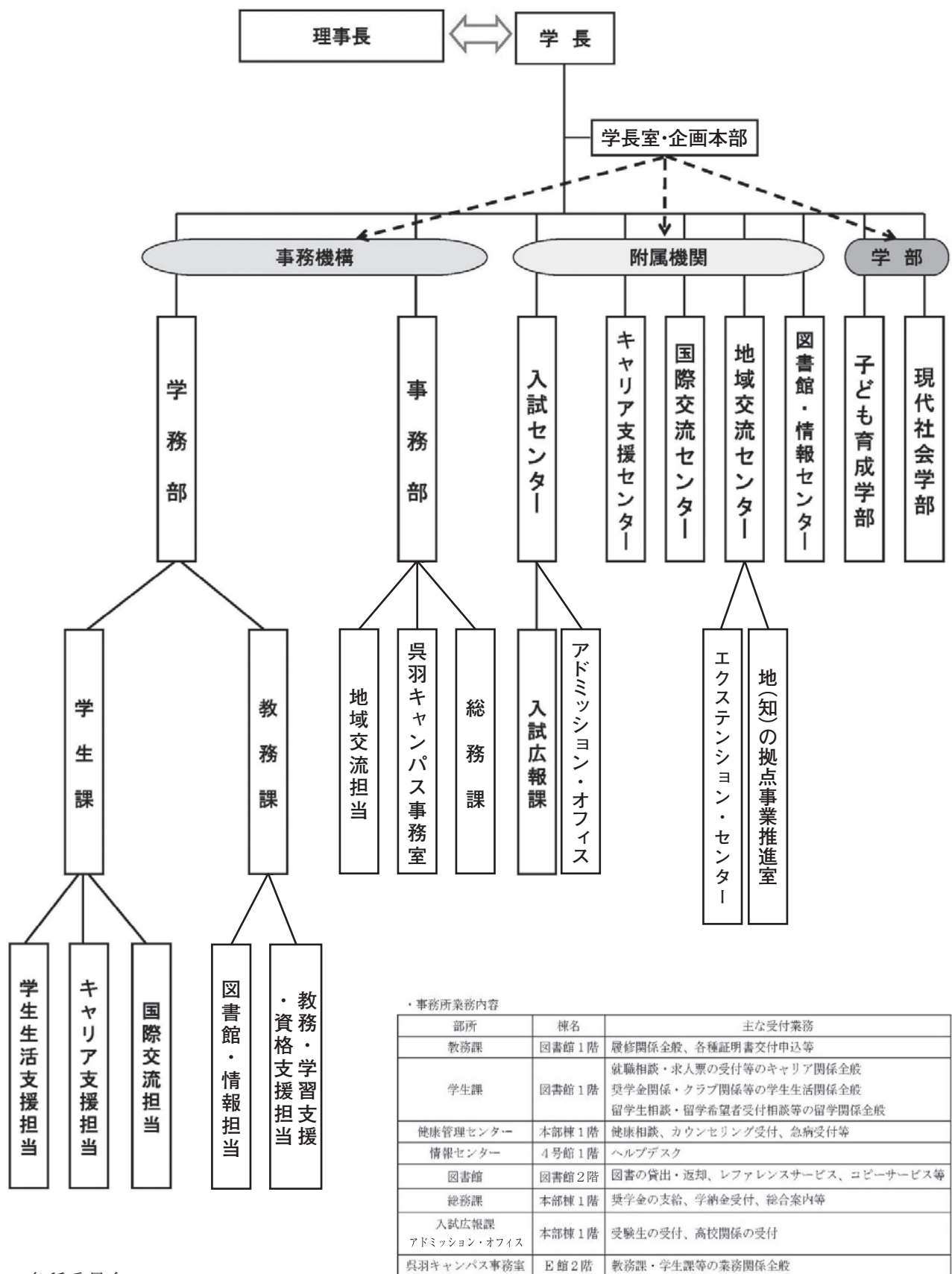
第10条 この規則の改廃は、教授会及び運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

IX. 富山国際大学の 組織・機構及び 建物の配置図・平面図

1. 富山国際大学の組織・機構



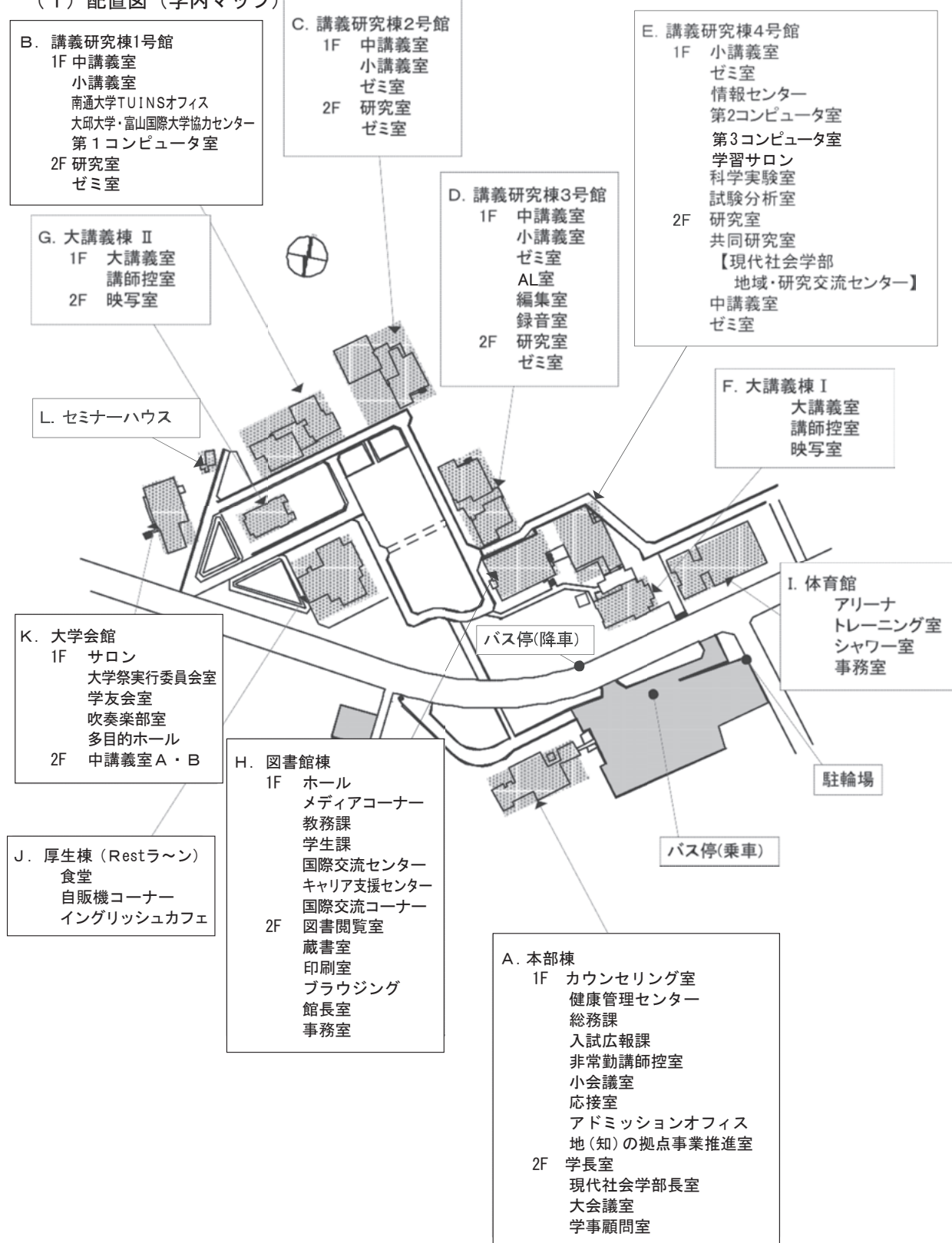
・各種委員会

運営会議、現代社会学部教授会、子ども育成学部教授会、学務委員会、図書館委員会、キャリア支援運営委員会、国際交流センター委員会、情報センター運営委員会、ハラスメント防止対策委員会等

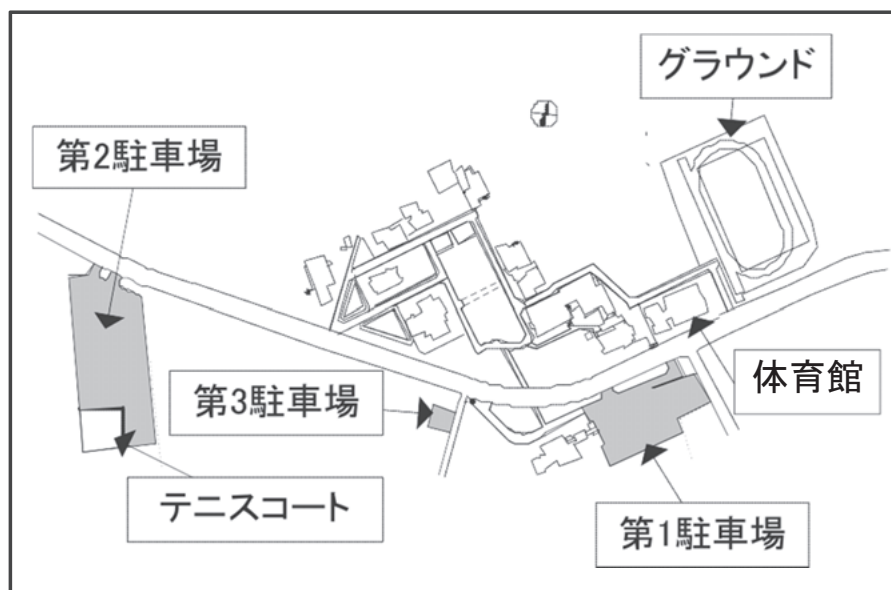
2. 大学建物の配置図及び平面図

2-1 東黒牧キャンパス

(1) 配置図 (学内マップ)

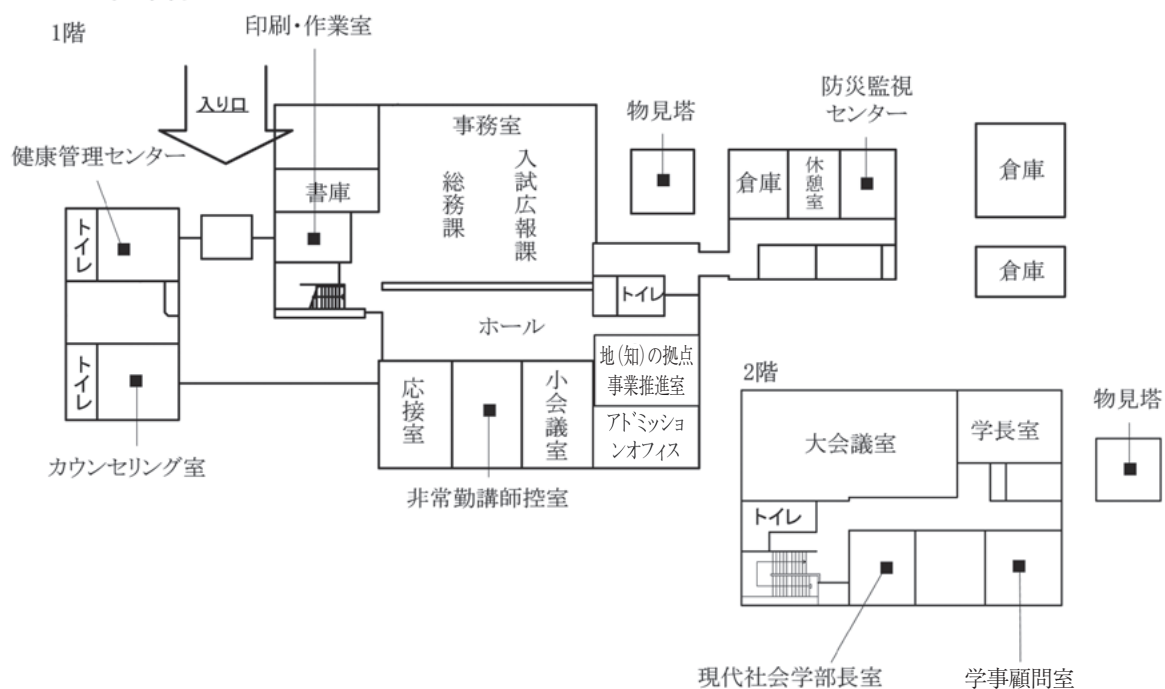


(2) スポーツ施設及び駐車場

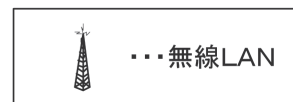


(3) 各棟の配置図

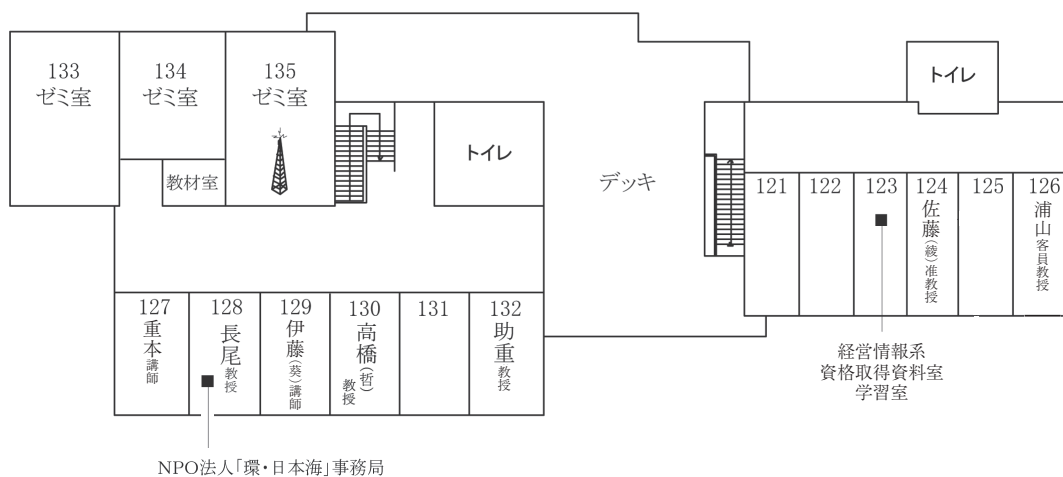
(A) 本部棟



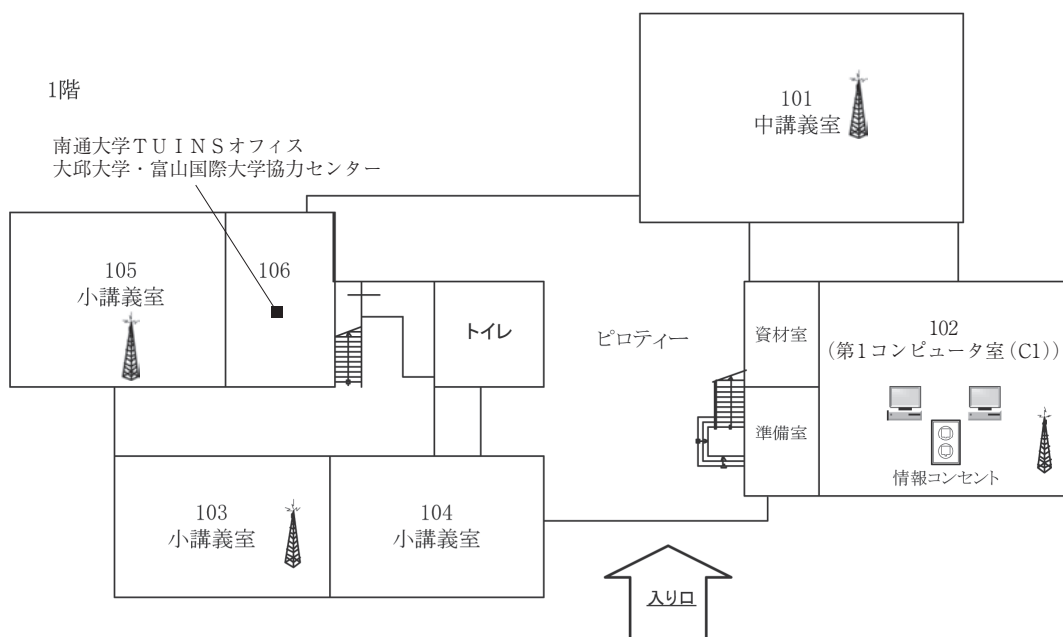
(B) 講義研究棟1号館



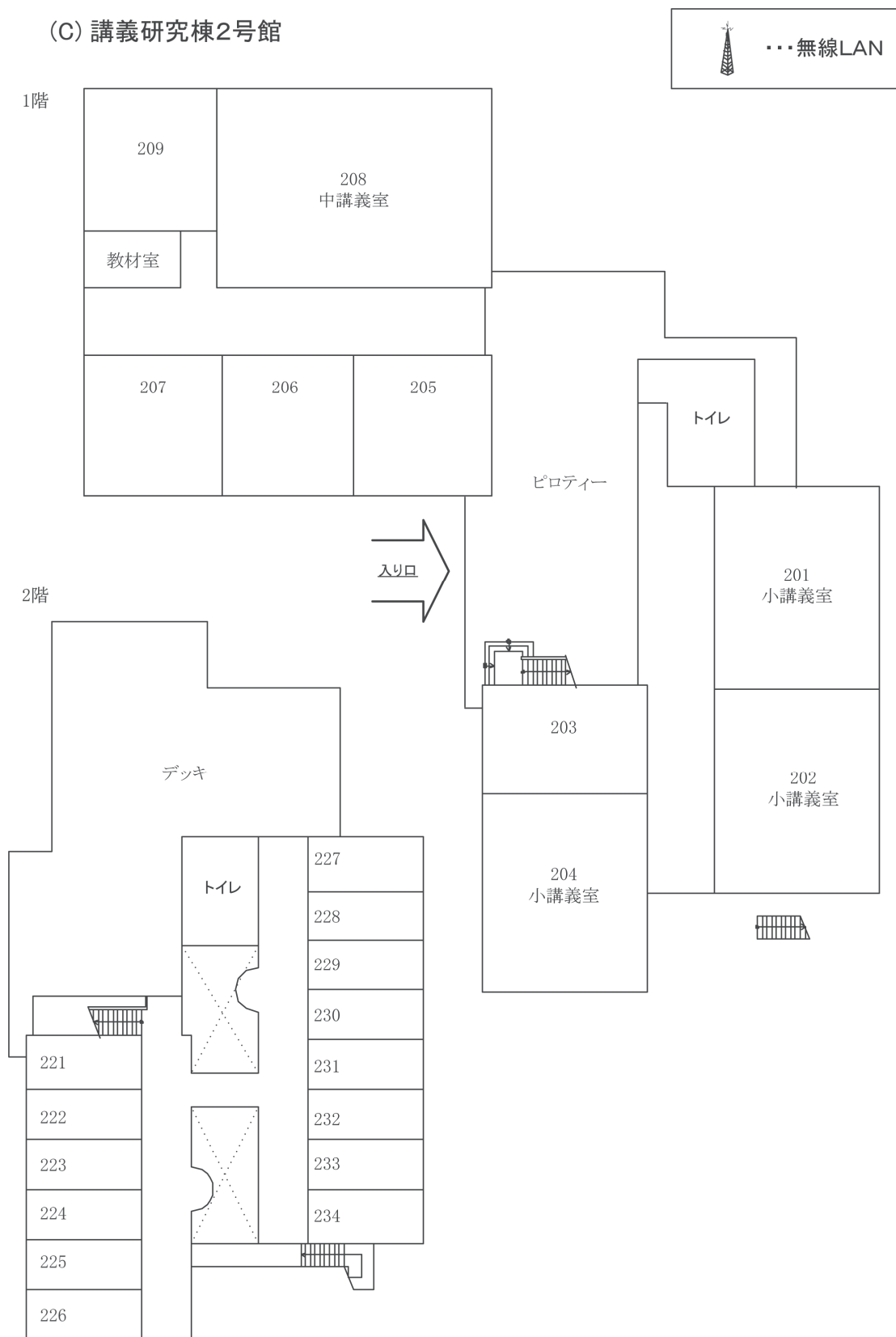
2階



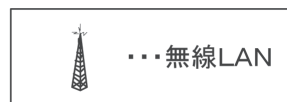
1階



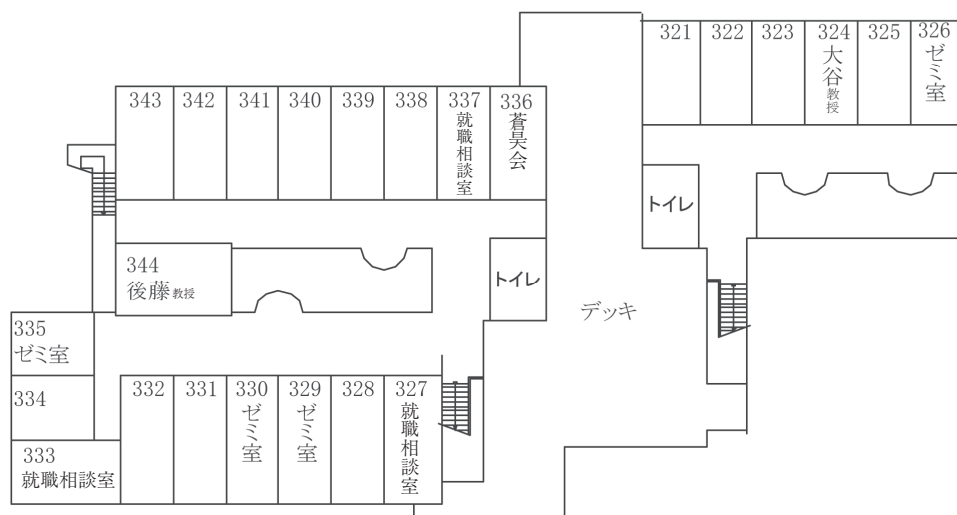
(C) 講義研究棟2号館



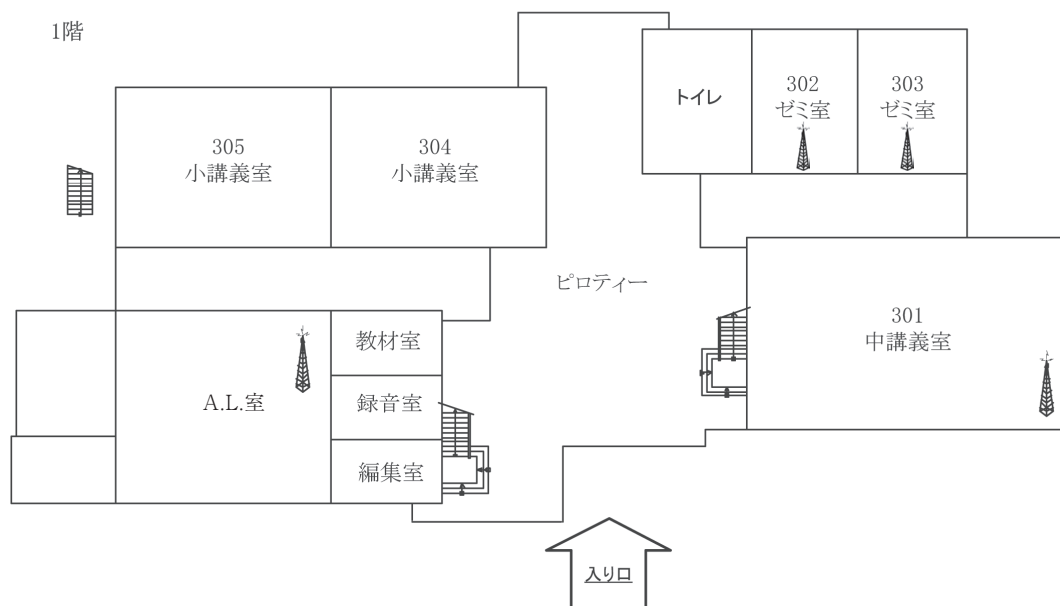
(D) 講義研究棟3号館



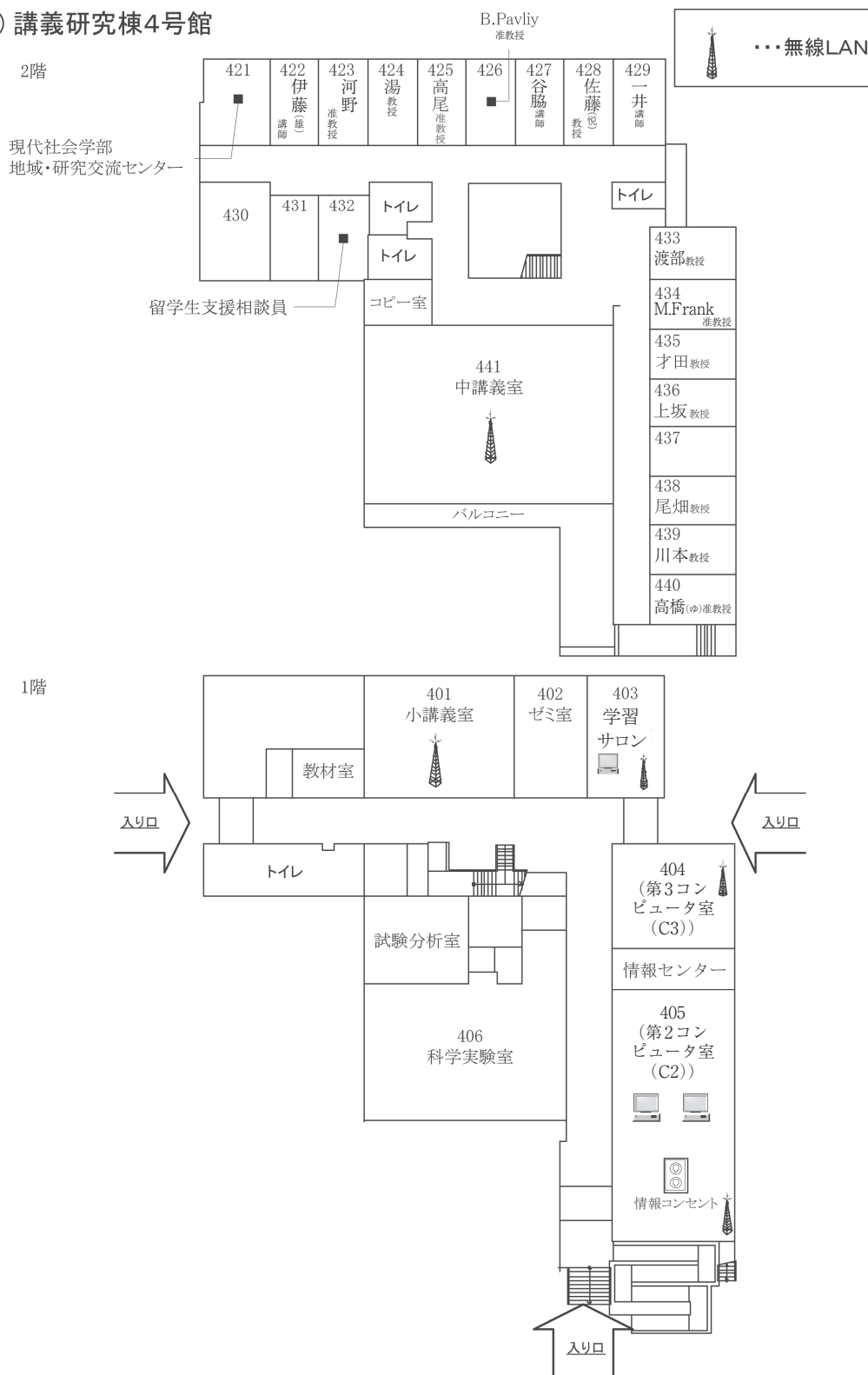
2階



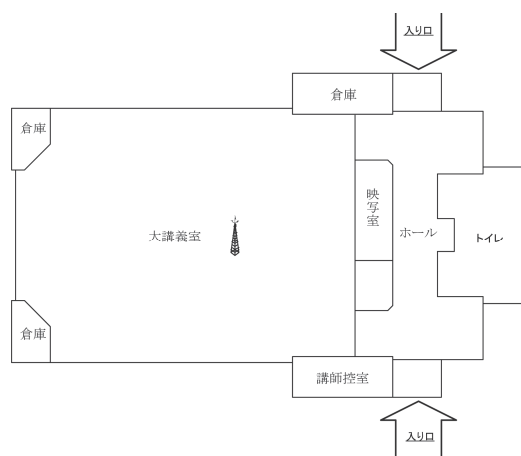
1階



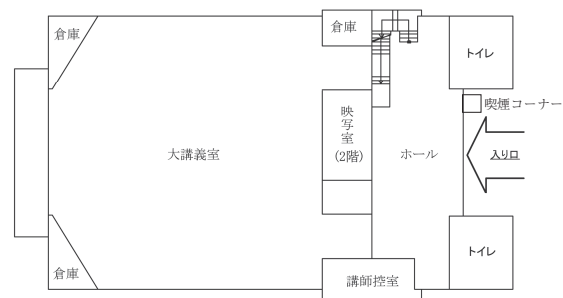
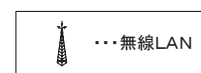
(E) 講義研究棟4号館



(F) 大講義棟Ⅰ

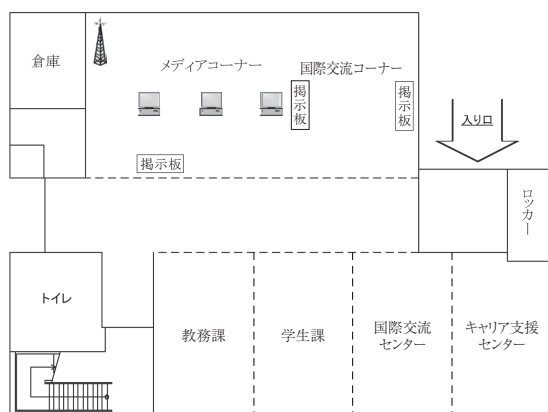


(G) 大講義棟Ⅱ

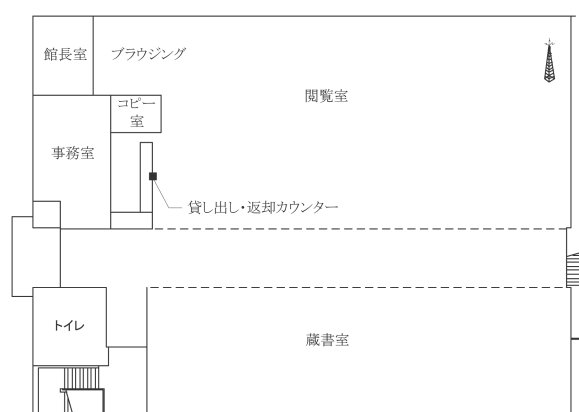


(H) 図書館棟

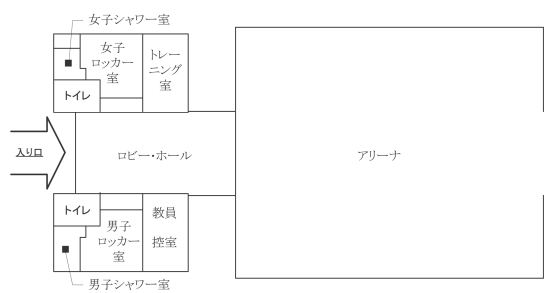
1 階



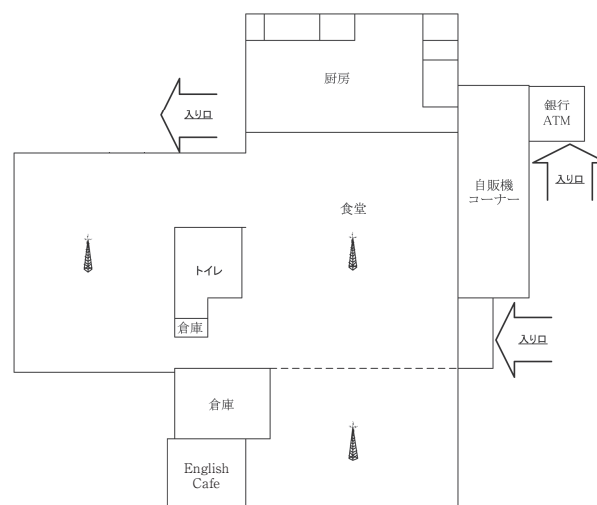
2 階



(I) 体育館

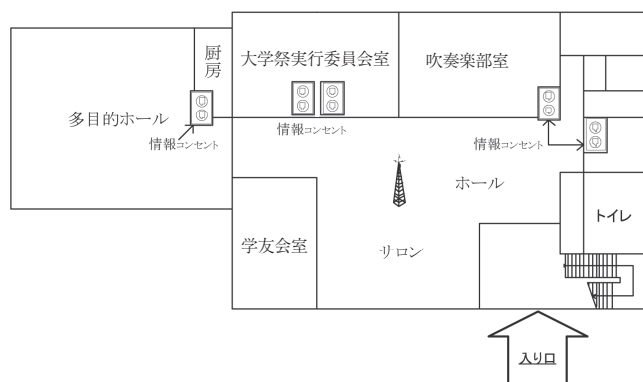


(J) 厚生棟 (Rest ラーメン)

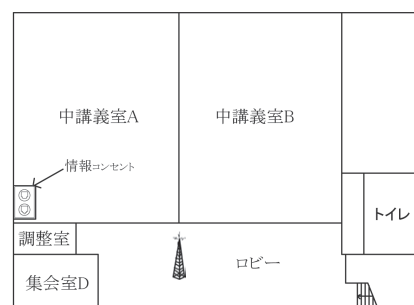


(K) 大学会館

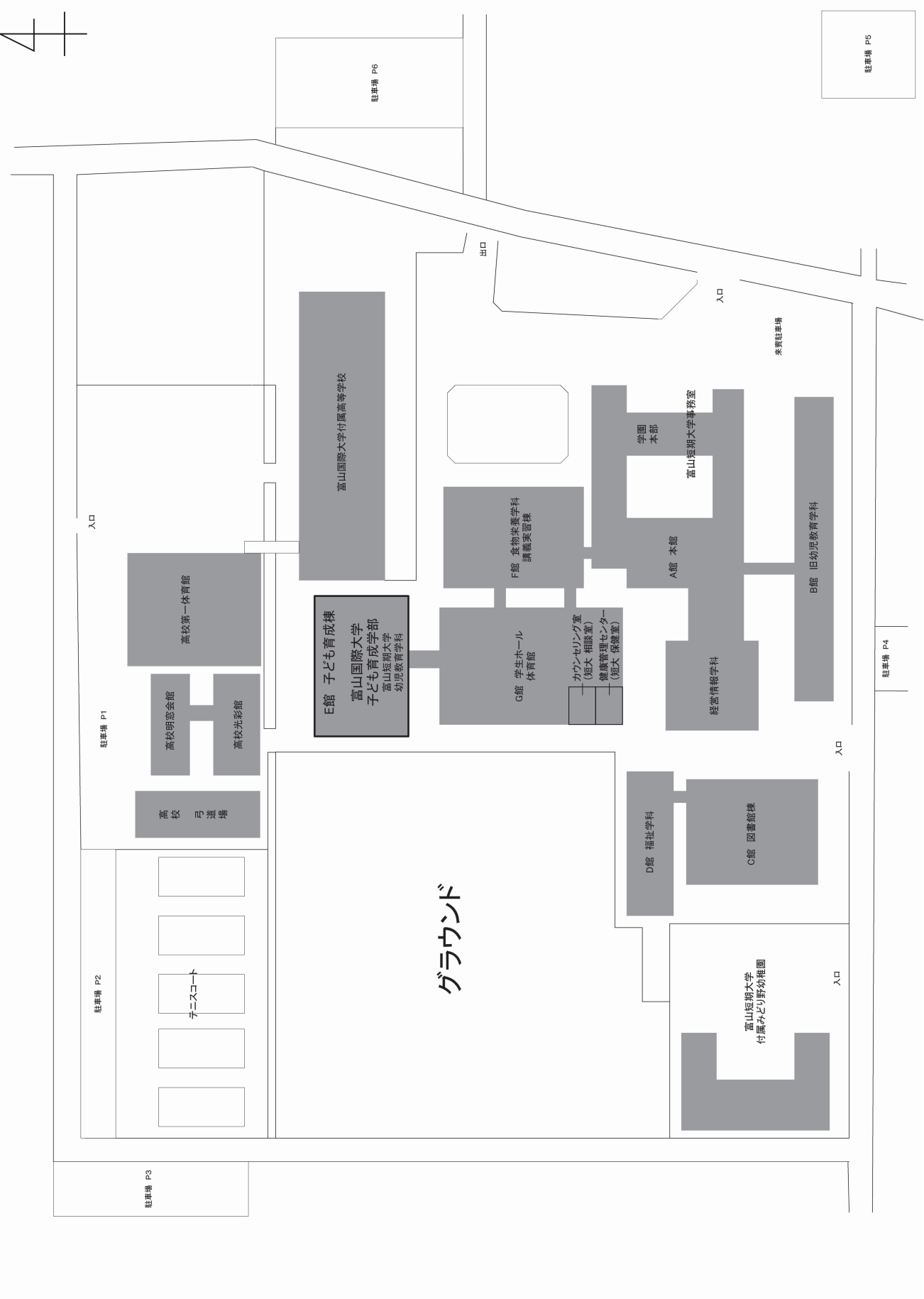
1 階



2 階



2-2 呉羽キャンパス
(1) 配置図 (学内マップ)

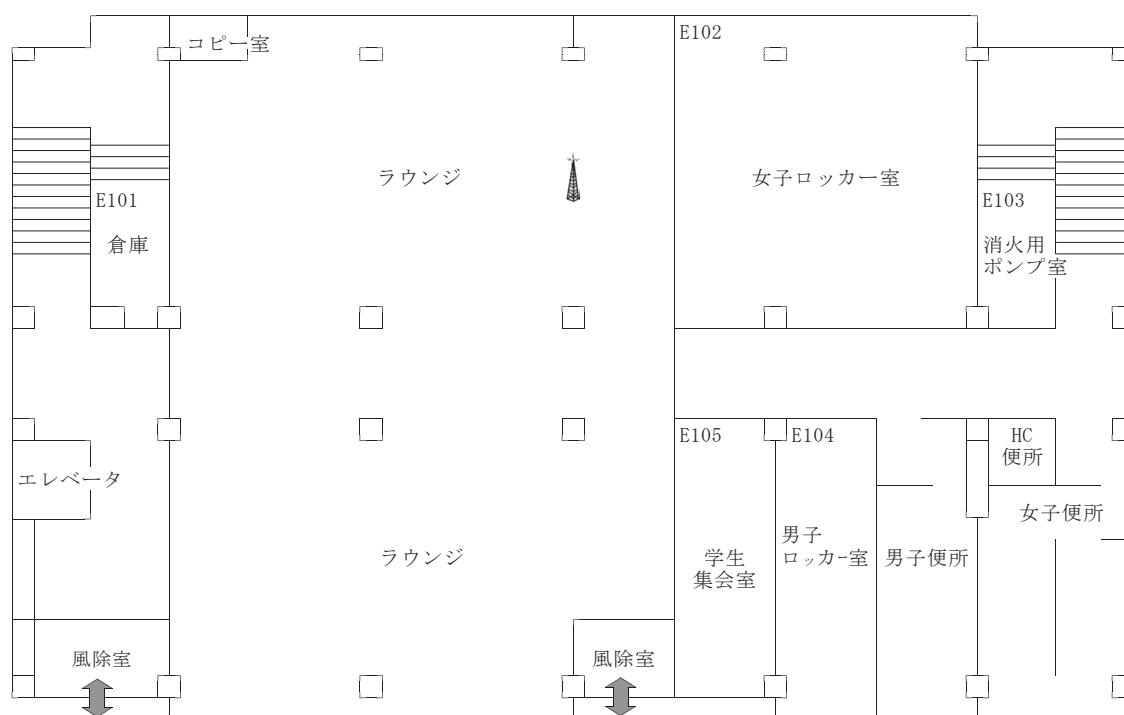


(2) E 館各階の平面図

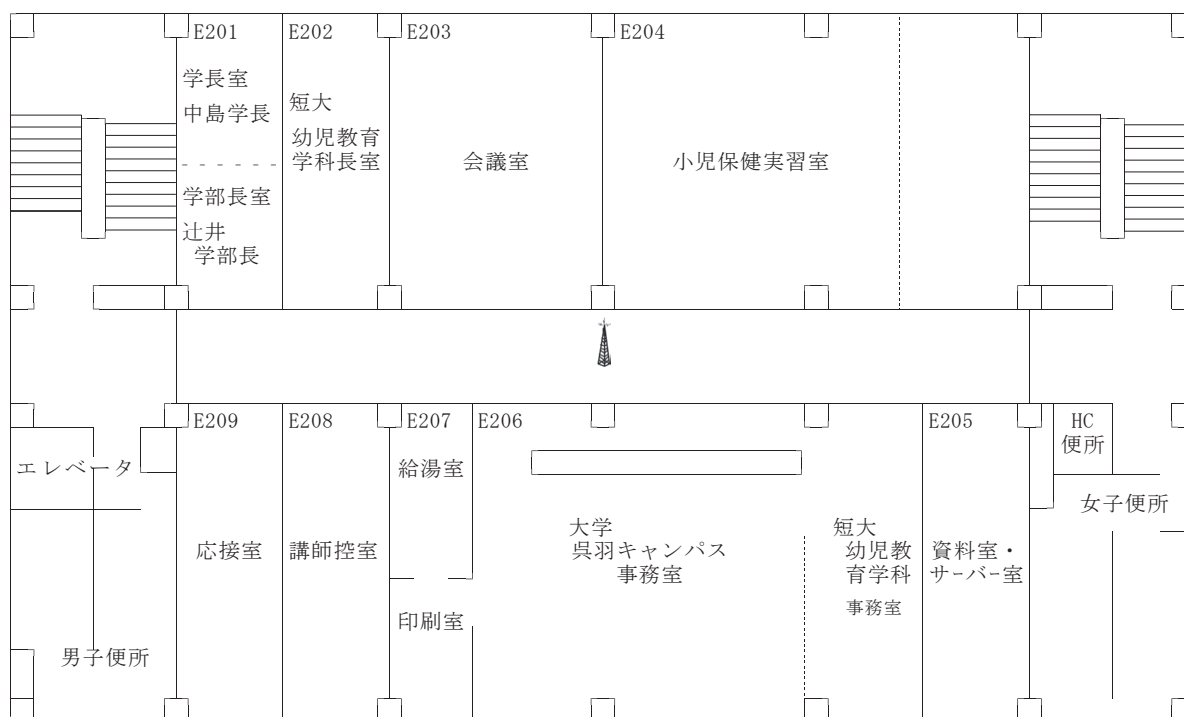


E 館 平面図

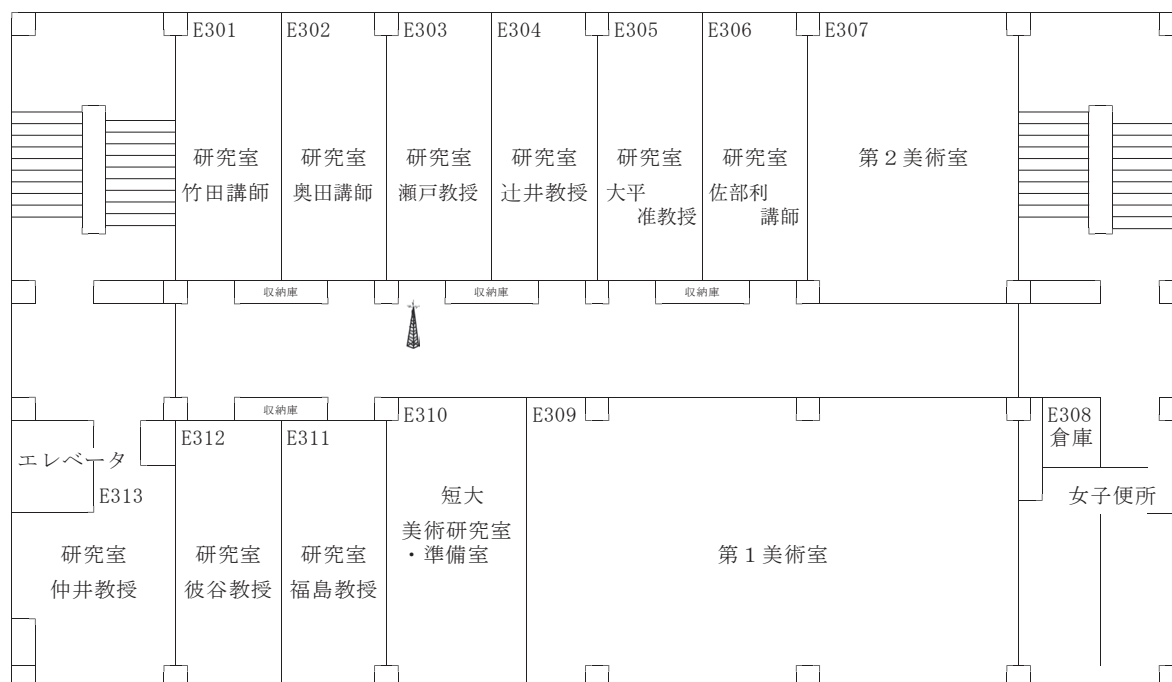
1 階



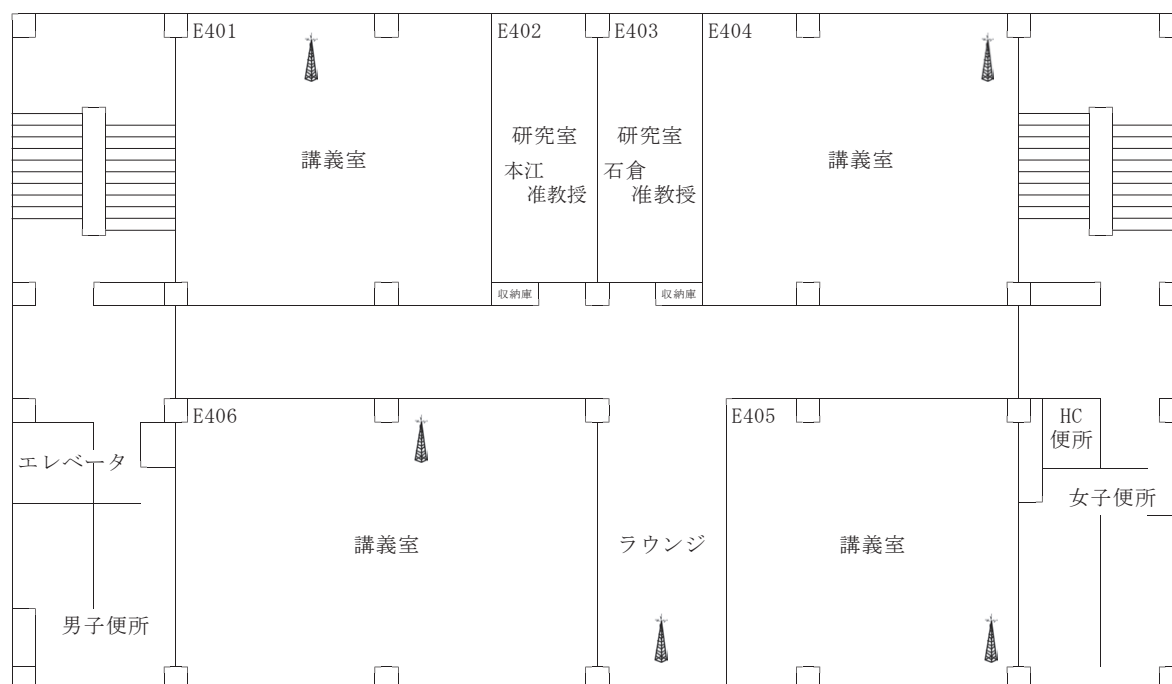
2 階



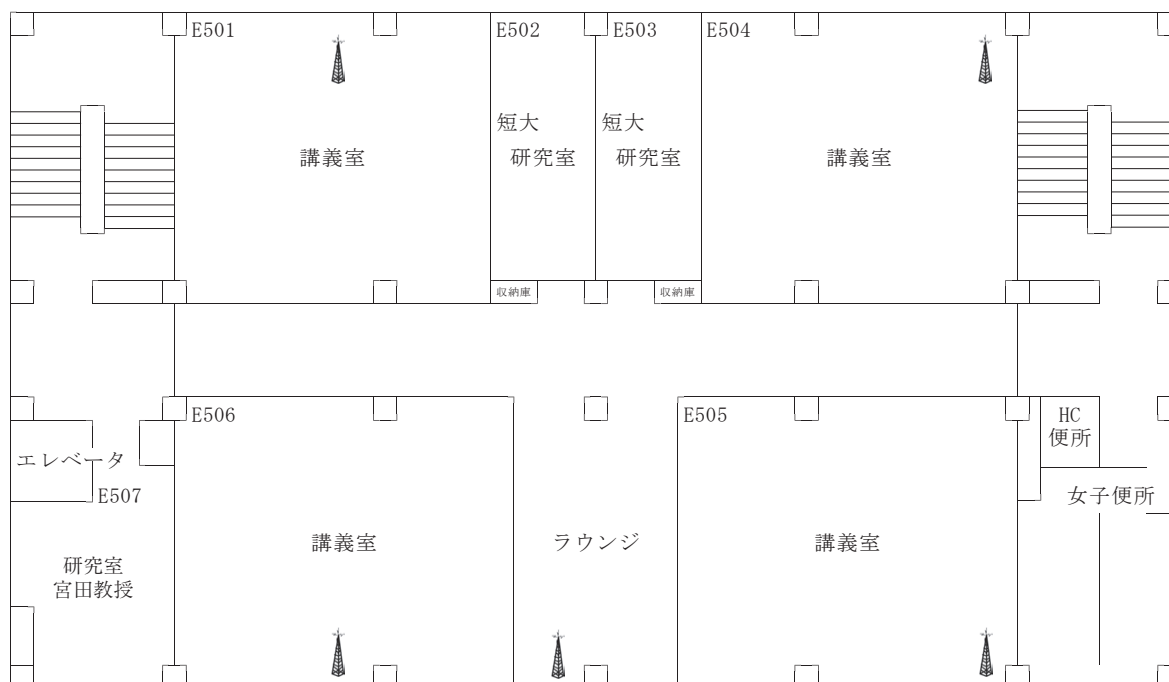
3 階



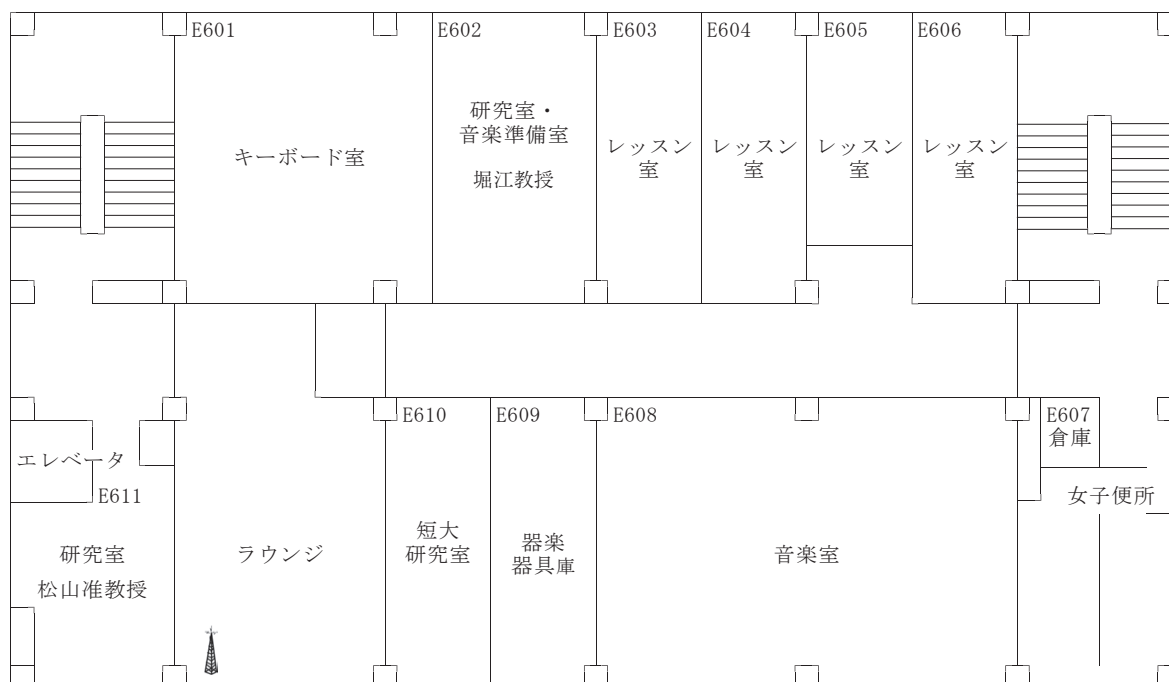
4 階

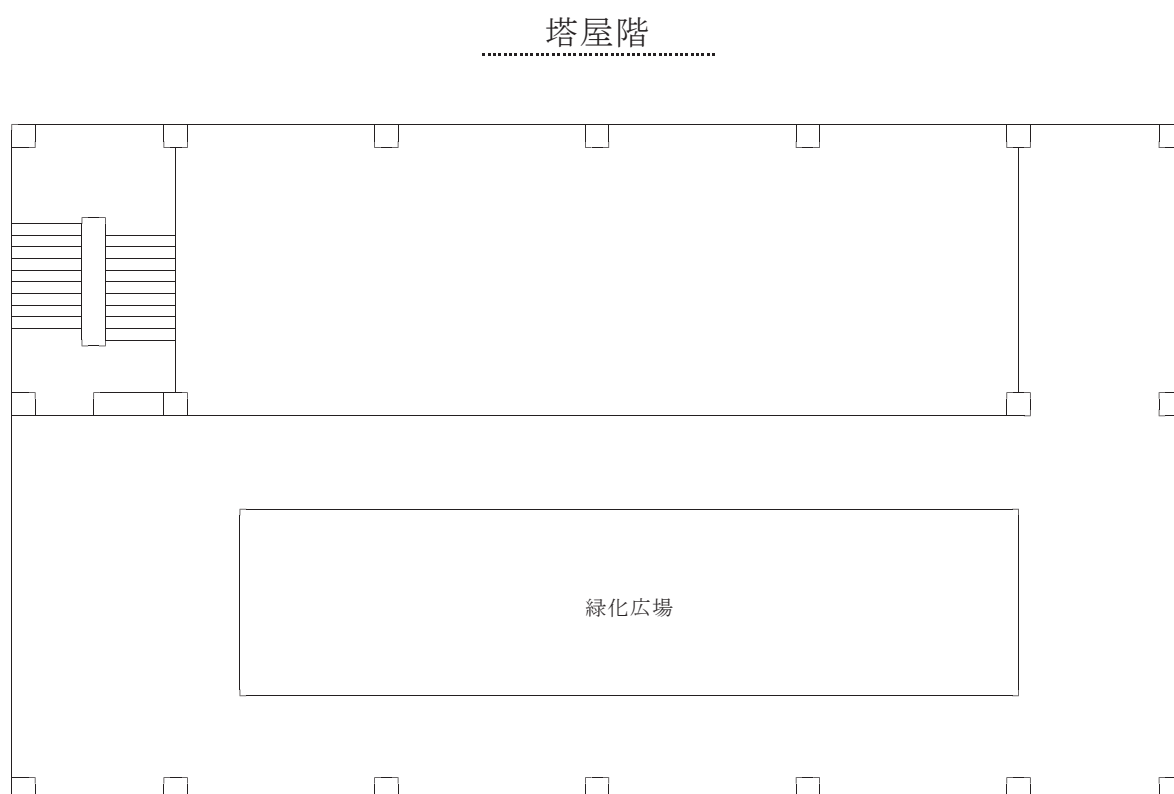
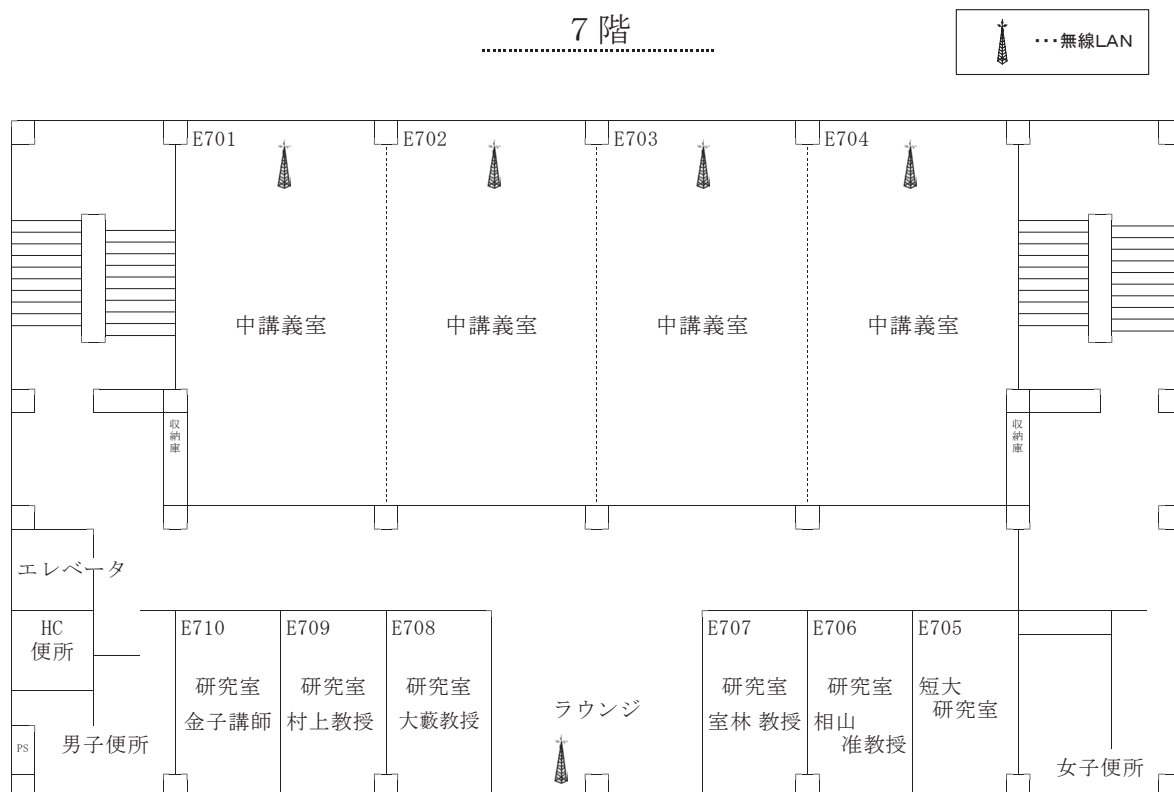


5 階



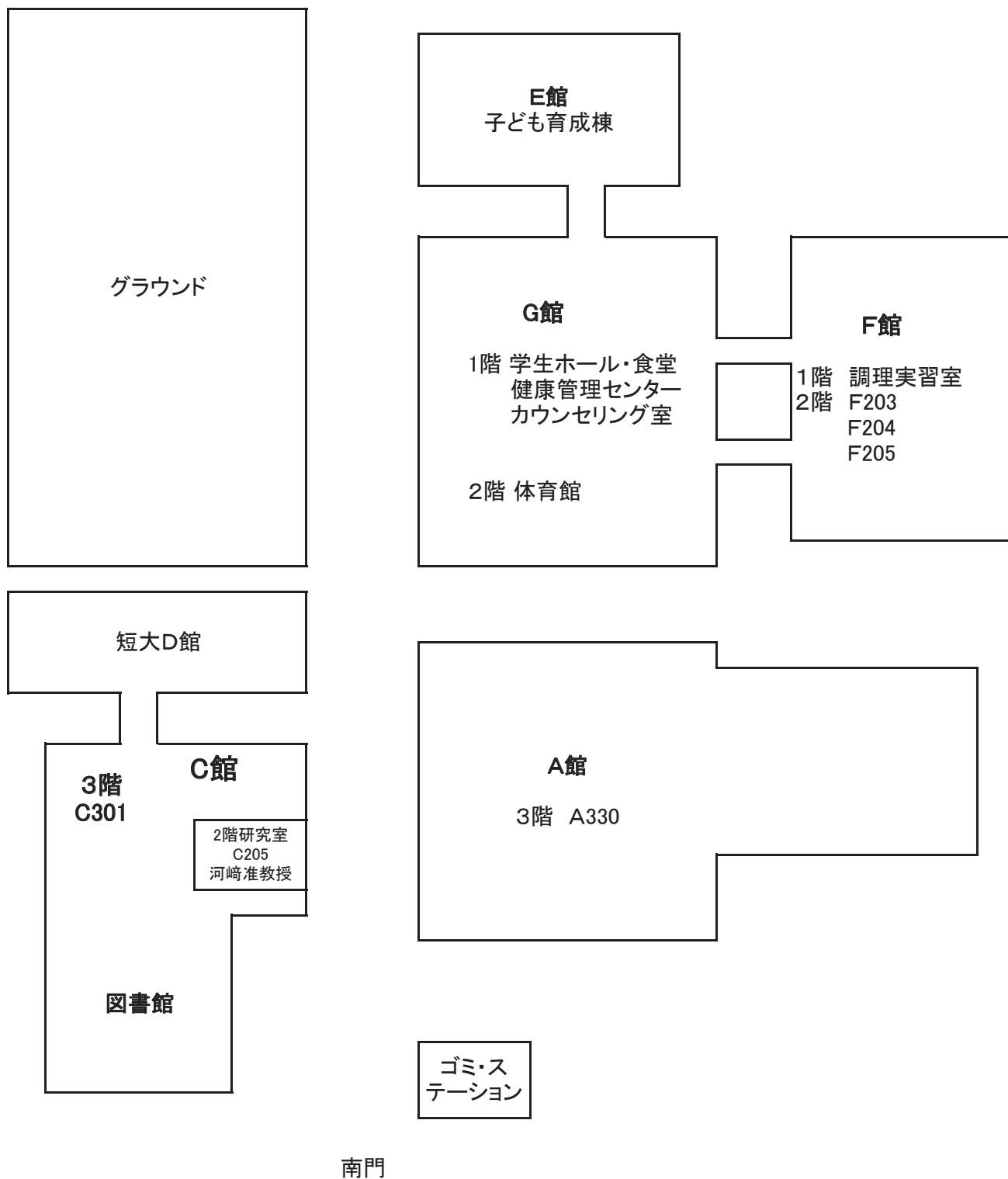
6 階





(3) 子ども育成学部が利用する富山短期大学の校舎平面図

子ども育成学部では、E館以外で、下記の校舎・教室を使用する予定です。



学 生 便 覧
2019 年度

学校法人 富山国際学園
富山国際大学

【東黒牧キャンパス】

〒930-1292 富山県富山市東黒牧 65-1
電話 076-483-8000 FAX 076-483-8008

【呉羽キャンパス】

〒930-0196 富山県富山市願海寺水口 444
電話 076-436-2570 FAX 076-436-1530

URL <http://www.tuins.ac.jp>
2019 年 4 月発行

